

バングラデシュ法制度調査報告書

平成 27 年 3 月

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

はじめに

バングラデシュ人民共和国（People's Republic of Bangladesh）（以下「バングラデシュ」という。）は、インドの東側に位置する、インド洋に面した南アジアの国で、日本の約4割に相当する14万4千平方キロメートルの国土に1億5千万人を超える人口を擁しており、世界でも有数の人口密度の高い国である。

バングラデシュの一人当たりのGDPは960ドル（2013年）で、アジアでも開発の遅れている国の一つではあるが、近年の政情不安にもかかわらず、十数年来において年間5～6%の堅調な成長率を維持している¹。

バングラデシュには繊維産業が集積しており、衣料品の輸出は同国輸出の約8割を占める一大産業となっている。また、同国の豊富で安価な労働力と経済成長を背景に、繊維・縫製分野その他労働集約的な産業分野において投資・進出を果たす多国籍企業が増えている。日本企業も例外ではなく、2014年5月の時点で181社の日本企業がバングラデシュに進出（現地法人、支店、駐在員事務所を含む）している²。

このように、バングラデシュはその市場規模・成長性から、中国や東南アジア諸国に続く有力な投資対象国として注目されているが、その法制度については、日本において十分な調査研究がなされているとは言えず、関連する文献資料も限られている。

本報告書は、このような背景及び問題意識の下、法務省法務総合研究所国際協力部からの委託を受け、バングラデシュの法制度のうち、特にビジネス環境と関連の深い契約法及び紛争解決手続について調査した結果を報告するものである。

本報告書の利用に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 本報告書の内容は、2015年2月末現在入手可能な法令に基づいている。実際にバングラデシュにおいて同国の契約法や紛争解決手続を参照・利用する際には、その都度最新の法令・解釈運用を確認されたい。
- 本報告書におけるバングラデシュの法令、機関等の名称は、いずれも筆者らによる日本語訳であり、公的な資料に基づくものではない。記載に当たっては、原語である英語表記及びその略称を適宜併記してはいるが、法令及びその解釈運用を確認する際には、それぞれ原典を参照されたい。
- 本調査報告中において使用する現地通貨（タカ）の日本円への換算には、2015年1月1日時点のバングラデシュ中央銀行の公表する為替レート³に基づき、1タカ=1.5円として計算を行っている。

¹ 基礎情報は日本国外務省のバングラデシュのページを参照している。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/data.html>

² 投資環境についてはJETROの「世界貿易投資報告：バングラデシュ編」（2014年版）を参照している。

<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2014/pdf/2014-bd.pdf>

³ バングラデシュ中央銀行公表の2015年1月1日時点の為替レートは1円=約0.647タカである。

<http://www.bangladesh-bank.org/econdata/exchangerate.php>

なお、本調査は、法務省法務総合研究所国際協力部の委託を受けて行ったものであるが、同部の教官の方々には、本報告書の作成に当たり、多大なご示唆及びご協力をいただいた。法務省法務総合研究所国際協力部の関係者の方々に、この場を借りて感謝を申し上げたい。

また、本調査は、バングラデシュの法律事務所である Dr. Kamal Hossain & Associates 及び FM Associates の2つの法律事務所の協力を得て行われたものである。

本報告書が、日本の読者の方々にバングラデシュの法制度に対する理解を深めていただく一助となり、ひいてはバングラデシュの法制度整備に少しでも寄与するものとなることを願ってやまない。

2015年3月6日

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
バングラデシュ法制度調査プロジェクトチーム

パートナー弁護士	琴浦 諒
アソシエイト弁護士	矢上 浄子
同	白根 信人

目 次

第一部	バングラデシュ契約法の解説.....	1
第1章	概観	1
1.	バングラデシュ契約法の概要	1
2.	バングラデシュ契約法の言語	2
3.	バングラデシュ契約法の構成	2
第2章	契約総論	4
1.	契約の成立	4
2.	契約の履行	8
3.	契約違反の効果 (Consequences of Breach of Contract)	11
第3章	補償及び保証契約	13
1.	補償契約	13
2.	保証契約	13
第4章	寄託 (Bailment)	15
1.	寄託の定義	15
2.	寄託の成立	15
3.	受寄者の注意義務	15
4.	寄託物の返還	16
5.	留置権、動産質に関する規定	16
第5章	代理 (Agency)	17
1.	代理の定義、成立	17
2.	復代理人	17
3.	行為の追認	17
4.	代理の終了	18
5.	代理人の義務	18
6.	代理人の責任	18
第6章	物品売買法 (Sale of Goods Act)	20
1.	物品売買法の成立、構成	20
2.	物品売買契約の定義、契約の成立	20
3.	契約の目的 (Subject-Matter of Contract)	21
4.	契約の成立 (Formation of the Contract)、代金 (Price)	21
5.	契約の条件と保証 (Condition and Warranty)	21
6.	契約の効力 (Effect of the Contract)	22
7.	契約の履行 (Performance of the Contract)	23
8.	支払いを受けない売主の物品に対する権利 (Rights of Unpaid Seller against the Goods)	24
9.	契約違反に対する訴訟 (Suits for Breach of the Contract)	24
10.	代金に関する利息	25
第7章	組合 (Partnership)	26
1.	組合の定義、成立	26
2.	組合員の権利義務	26

3. 組合の業務執行	26
4. 利益及び損失の分配	27
5. 組合員の第三者に対する関係	27
6. その他の規定	27
第一部 別紙 バングラデシュ契約法の条文（抄訳）	28
1. バングラデシュ契約法	28
2. 物品売買法	44
3. 組合法	49
第二部 バングラデシュにおける紛争解決手続の解説	51
第1章 概観	51
1. バングラデシュの法体系	51
2. バングラデシュの司法制度	52
3. 外国仲裁の施行可能性	53
第2章 民事訴訟に関する法律	54
第3章 裁判所	55
1. 裁判所の構成	55
2. 管轄	60
3. 裁判体の構成	62
4. 裁判官	63
第4章 訴訟手続	64
1. 第一審における訴訟手続	64
2. 訴訟代理人	67
3. 言語	68
4. 時効（出訴期限）	68
5. 公開裁判	68
6. 民事訴訟に要する期間	68
7. 証拠法	69
8. 救済	71
9. 調停、和解（Settlement）	72
10. 多数当事者訴訟	72
11. 上訴	73
12. 訴訟費用	74
13. 執行手続	75
第5章 外国判決の承認、執行	76
1. 外国判決の承認	76
2. 外国判決の執行	76
3. 日本の判決の承認執行	76
第6章 仲裁	77
1. 仲裁	77
2. 外国仲裁判断の承認、執行	78
3. その他の裁判外紛争解決手続	79
4. ADR の利用の実情	81

第二部 別紙 バングラデシュ民事訴訟法の条文（抄訳）	82
1. 憲法	82
2. 民事訴訟法	84
3. 民事裁判所法	91
4. 証拠法	93
5. 仲裁法	96

第一部 バングラデシュ契約法の解説

第1章 概観

1. バングラデシュ契約法の概要

バングラデシュにおける契約法は、1872年4月25日に施行された「1872年バングラデシュ契約法」(Contract Act, 1872 of Bangladesh。以下「バングラデシュ契約法」という。)である。

同法の制定当時、バングラデシュはインドの一部として英国の植民地統制下にあったところ、同法は、制定当時の英国の判例契約法をインドに適用すべく立法化されたものである(なお、英国のヴィクトリア女王がインド国王として即位した英領インド帝国の成立は1877年であり、同法は1858年の英国におけるインド統治改善法の成立による東インド会社から英国王への全権限移譲後、英領インド帝国の成立までの期間において施行されたものである)。なお、同法の制定以前、バングラデシュ(地域)において一般的に適用される契約法は公布されておらず、宗教集団内の当事者間において適用される宗教法(例:イスラーム法、ヒンドゥー法等)や、異なる宗教集団に属する当事者間において適用される慣習法が存在するのみであった。

以上のような経緯から、バングラデシュ契約法は制定当初は「1872年インド契約法」(Contract Act, 1872 of India)という名称であったが、英領インド帝国が1947年にインドとパキスタンに分裂した際、当時の行政区分において東ベンガル州とされていた州(後のバングラデシュ)がパキスタンへの帰属を選択した結果、1949年に「インド」という文言が「パキスタン」に置き換えられている。さらに、1971年のバングラデシュのパキスタンからの分離独立以降、「パキスタン」が「バングラデシュ」に置き換えられ、現在の名称に至っている。⁴

このような歴史的経緯もあり、1872年インド契約法の制定当時英国の植民地下にあり、同法が適用されていたインド、バングラデシュ、パキスタン及びミャンマー等の旧英領インド帝国の各地域が独立して成立した国においては、制定以来百数十年が経過した現代においても、それぞれ若干の改定を経てはいるが、依然として同法が各国の契約法として引き継がれている。また、かかる経緯から、バングラデシュの裁判所がバングラデシュ契約法を解釈・適用する際には、依然として英国契約法における判例法や法準則が参照されることがある。

なお、ミャンマーの法制度については、法務省法務総合研究所国際協力部 2012年度調査委託による「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書」(森・濱田松本法律事務所ミャンマー法制度調査プロジェクトチーム、平成25年3月8日)⁵に詳し

⁴ バングラデシュの法体系については、本報告書第二部第1章「1. バングラデシュの法体系」の説明も参照されたい。

⁵ 法務省法務総合研究所国際協力部(International Cooperation Department)では、アジア諸国に対する基本法令の起草・改正、司法制度の整備、法曹人材の育成への支援などの法制度整備支援活動を行っている。同部のミャンマーに関連する支援事業や調査研究の詳細は、以下のウェブページに掲載されている。

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html

いが、上述の通り、ミャンマーにおいても、1872年バングラデシュ契約法とその法源を同じくする1872年インド契約法が、若干の改定はあるものの自国法として採用されていることから、本報告書においても、同報告書の「第2部 ミャンマーの債権法」⁶における報告内容を適宜参照している。

特に断りの無い限り、本報告書にて引用されている条文は、バングラデシュ契約法の条文である。特に重要と思われる条文については、本報告書の第一部の末尾の別紙に、原文とその日本語訳を引用しているので、適宜ご参照されたい。なお、同日本語訳は、筆者らが独自に作成したものであり、したがってバングラデシュ政府による公式な日本語訳ではない。

2. バングラデシュ契約法の言語

バングラデシュの公用語はベンガル語であり、法令も基本的に全てベンガル語で制定されている⁷。

もともと、バングラデシュ契約法のように、英国統治時代に制定された法令は、もともと英語で規定されていたものであるため、英語版は訳文というよりは、むしろ原本というべきものである。したがって、そのような英国統治時代に制定された法令については、ベンガル語の訳文はいずれも非公式なもので、英語版と訳文との間に矛盾が生じる場合には、英語版が優先することになる。

なお、バングラデシュ契約法の全文は、バングラデシュ法務・司法・議会省（Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs）のウェブサイトからダウンロードが可能である⁸。

3. バングラデシュ契約法の構成

バングラデシュ契約法は、全11章266条から成り、章立ては下表のとおりである。

章番号	タイトル	説明
	予備規定 (Preliminary)	1～2条
1	申込みの伝達、承諾及び撤回 (Communications, Acceptance and Revocation of Proposals)	3～9条
2	契約、無効となり得る契約及び無効な合意 (Contracts, Voidable Contracts and Void Agreements)	10～30条
3	未確定契約 (Contingent Contract)	31～36条
4	契約の履行 (Performance of Contracts)	37～67条
5	契約によって生じたものに類似する関係 (Certain Relations Resembling Those Created by Contract)	68～72条
6	契約違反の効果 (Consequences of Breach of	73～75条

⁶ <http://www.moj.go.jp/content/000110247.pdf>

⁷ 本報告書第二部第4章の「3. 言語」の説明も参照されたい。

⁸ http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=26

	Contract)	
7	物品の売買 (Sale of Goods)	76～123 条 (削除)
8	補償及び保証 (Indemnity and Guarantee)	124～147 条
9	寄託 (Bailment)	148～181 条
10	代理 (Agency)	182～238 条
11	組合 (Partnership)	239～266 条 (削除)

バングラデシュ契約法の各章のうち、第7章の物品売買 (Sale of Goods) 及び第11章の組合 (Partnership) の諸規定は、現行バングラデシュ契約法からはそれぞれ削除されているが、これは1930年物品売買法 (Sale of Goods Act, 1930、以下「物品売買法」という。)、1932年組合法 (Partnership Act, 1932、以下「組合法」という。) が、それぞれ独立の法律として制定されたことに伴って、もともとバングラデシュ契約法の一部を構成していた物品売買及び組合に関する規定が削除されたことによる。

これらの法律は、バングラデシュ契約法を一般法とした場合、特別法の関係に立つものである。本報告書では、これらの法律の概要についても説明を加えている(第6及び第7)。(なお、この改正は、英領インド帝国時代に行われているため、インド、ミャンマー、パキスタンにおいても、契約法はほぼ同じ構成となっている。)

上述の1930年代の二度にわたる改正(一部削除)以降、バングラデシュ独立後、現在に至るまで、バングラデシュ契約法は、これまで内容面では特に大きな改正を経ておらず⁹、本報告の時点においても、特に改正は予定されていない。

このほか、バングラデシュ契約法において特徴的なのは、条文中に数多くの事例 (Illustrations) が挿入されていることである。これらはバングラデシュ契約法の一部を構成するものではないが、条文解釈の指針とすべく、制定当時より挿入されているものであり、バングラデシュ裁判所も、その判断においてこれらの事例を参照する場合がある。

⁹ 1971年のパキスタンからの独立に伴い、1973年に、バングラデシュの各種法令に関し、法令の名称、法令において使用される用語等について一斉に必要な変更が行われた (Bangladesh Laws (Revisions and Declaration) Act, 1973)。バングラデシュ契約法においても若干の変更が行われており、例えば、「パキスタン」、「ルピー」(パキスタン通貨)、「パキスタン刑法」が、それぞれ「バングラデシュ」、「タカ」(バングラデシュ通貨)、「刑法」に変更されている。

第2章 契約総論

1. 契約の成立

バングラデシュ契約法の冒頭の前文 (Preliminary) では、バングラデシュ契約法の施行や解釈、用語の定義に関する事項がまとめられている。

例えば、定義条項 (2条) では、

契約 (contract) は、

「法によって執行可能な合意 (an agreement enforceable by law)」 (2条(h))、

合意 (agreement) は、

「相互に約因を形成する単独又は複数の約束 (every promise and every set of promises, forming the consideration for each other)」 (2条(e))、

約因 (consideration) は、

「約束者の希望により、受約者又はその他の者が一定の行為をなした、若しくは行為をなさなかった場合、若しくは一定の行為をなす若しくは行為をなさない場合、又は一定の行為をなす若しくは行為をなさないことを約束する場合における、かかる作為、不作為又は約束 (when, at the desire of the promisor, the promisee or any other person has done or abstained from doing, or does or abstains from doing, or promises to do or to abstain from doing, something, such act or abstinence or promise is called a consideration for the promise)」 (2条(d))

をいうとそれぞれ定義されている。

(1) 契約の成立要件

契約とは、契約能力を有する当事者の自由な同意によってなされる合意であって、適法な約因と適法な目的のために締結されたものをいい、バングラデシュ契約法により無効とされない限り、有効な契約として成立する (10条)。なお、ここでいう同意 (consent) とは、二人以上の当事者が、同じ事項について、同じ意味で合意したことを指す (13条)。取消事由がなければ、当該同意は自由意思でなされたものとされる (14条)。

契約の具体的な成立要件は、①申込み、②承諾、③約因及び④法律関係を形成させることへの意思である。

(2) 申込み、承諾及び撤回

申込みは、申込みの相手方に認知された時点で有効なものとなる。承諾は、申込者に対しては承諾者から発信過程に置かれた時点で有効なものとなり、承

諾者に対しては、申込者に認知された時点で有効なものとなる。撤回は、撤回権者に対しては撤回権者から発信過程に置かれた時点で有効なものとなり、撤回の相手方に対しては、当該相手方に認知された時点で有効なものとなる(4条)。

申込みは、承諾が申込者に対して有効なものとなるまで(すなわち、承諾者から発信過程に置かれる時点まで)撤回することができる。承諾は、承諾が承諾者に対して有効なものとなるまで(すなわち、申込者に認知される時点まで)撤回することができる(5条)。

申込みは、次の場合に撤回されたものとなる(6条)。

- ① 相手方当事者への撤回通知がなされた場合
- ② 申込みの期限が付されている場合における期限の徒過、若しくは申込みの期限が付されていない場合における合理的な期間の経過
- ③ 承諾者が申込みの前提条件(condition precedent)の不成就
- ④ 申込者が死亡し若しくは無能力者となり、承諾者が承諾する前にその死亡若しくは無能力の事実を知った場合

申込み及び承諾は、言語によってなされている場合は明示的なものとされ、言語以外の方法によってなされている場合は黙示的なものとされる(9条)。なお、申込み、承諾、申込み及び承諾の撤回は、行為又は不作為によってもなすことができる(3条)。例えば、申込みの条件を履行すること、又は申込みにおいて提供された双務的約束についての約因の受領は、申込みに対する承諾とされる(8条)。

承諾は、①完全かつ無条件(absolute and unqualified)であり、②普遍的かつ合理的な方式によるものであることが必要である。ただし、申込みが一定の方式の承諾によることを要求しているにもかかわらず、承諾がかかる方式に従っていない場合は、申込者は一定の合理的な期間内において、方式の違反を主張することができるが、かかる違反を主張しなかった場合は、承諾を受容したものとみなされる(7条)。

契約能力の要件は、当事者が成人であり(バングラデシュの成人年齢は原則として18歳であるが、未成年であっても、必需品に係る契約(contract for necessities)に関しては契約能力を有することとされる。¹⁰⁾、判断能力があり、かつ適用のある法律によりその能力が否定されていないことである(11条)。

普段判断能力のない者が一時的に判断能力を有することになる場合や、普段判断能力のある者が一時的に判断能力を失う場合もあるところ、いずれの場合においても、判断能力がある時期においては、契約することが可能である。

(3) 取消可能な契約

契約が不当威圧(undue influence)、強迫(coercion)、詐欺(fraud)、不実表示(misrepresentation)の影響下において成立した場合には、取消可能な契約となり、影響を被った当事者の選択により取り消すことが可能となる。以下、詳述する。

¹⁰⁾ 契約能力に関しては、1875年成人法(Majority Act, 1985)により、バングラデシュの居住者は原則として18歳に到達した日に契約能力を有することになるが、未成年であっても、必需品の購入等の一定の場合においては、契約能力があるとみなされる(同法3条)。

ア 不当威圧

不当威圧とは、他者の意思を支配することができる立場にある者が、その地位を不当に自らに有利になるように用いることをいう（16条1項）。このような関係は、特に、①代理権を有する場合、②信認関係（fiduciary relationship）にある場合、又は③年齢、病状、精神的若しくは肉体的ストレスによって精神状態が影響を受けている場合において、当該当事者が他の当事者から「支配」されているとみなされる（16条2項）。

他者の意思を支配することができる立場にある者が契約を締結した場合、その不当な影響を受けた当事者は、契約を取り消すことができる（19A条1項）。その契約は全て取消可能となるか、場合により裁判所が正当と考える条件による一部取消が可能となる（19A条2項）。

イ 強迫、詐欺、不実表示

強迫とは、他者を合意させようとして、刑法によって禁じられた行為若しくは不法な拘束を実行し、若しくは実行する脅威を与えること、又は財産を不法に剥奪し、若しくは剥奪する脅威を与えることをいう（15条）。

詐欺とは、他方当事者又はその代理人を欺罔することであり、次の場合が含まれる（17条）。

- ① 一定の事実を真実であると信じていない者が、真実ではない当該事実を示唆すること
- ② 一定の事実について知識又は信念を持っている者が、その事実を積極的に隠すこと
- ③ 履行する意図がないのに約束すること
- ④ その他欺罔に相当する行為
- ⑤ 法律が特に詐欺として規定する作為又は不作為

なお、単なる沈黙は、例えば沈黙すること自体が発言と同視されるような場合でない限り、欺罔とはされない。

不実表示とは、①ある事実が真実でないのに当該事実を真実であると信じている者による、その者の情報によって保証されていない方式による当該事実が真実であるとの積極的な表示、②欺罔の意図なく、他者若しくはその者から権限を与えられた者をその不利益に誤導し、それにより表示者若しくは表示者から権限を与えられた者が有利となるような義務違反、又は③いかに善意であっても、合意の本質的事項について当事者を錯誤に至らしめることをいう（18条）。

強迫、詐欺又は不実表示の相手方は、契約を取り消すことができる（19条1項）。また、詐欺又は不実表示の場合には、表明された事実が真実であったとした状態に自らの立場を置きつつ、契約を維持することができる（19条2項）。なお、詐欺又は不実表示の場合においても、同意が当該詐欺又は不実表示に起因するものでない場合には、契約は取消可能なものとならない（19条の補足）。なお、強迫により支払い又は物の引渡しを受けた者は、返済をし、又はその物を返還しなければならない（72条）。

(4) 無効な契約

ア 錯誤

当事者双方が、合意にとって不可欠な事実 (a matter of fact essential to the agreement) について誤った認識を有していた場合、当該合意は無効となる (20 条)。合意の対象となる要素 (subject-matter) の価値についての誤った意見 (opinion) は、事実についての錯誤とはみなされない (20 条の補足説明)。また、バングラデシュの法律に対する誤った認識があっても契約は無効なものとはならないが、バングラデシュで施行されている法律以外の法律に対する誤った認識は、事実の誤認とみなされる (21 条)¹¹。なお、一方当事者のみが事実を誤認していただければ、無効とはならない (22 条)。

錯誤により支払い又は物の引渡しを受けた者は、返済をし又はその物を返還しなければならない (72 条)。

イ 約因又は目的の不適法、約因の不存在

合意の約因又は目的が不適法なものである合意は無効である。約因又は目的が不適法な場合とは、次の場合に該当するものをいう (23 条)。なお、一個若しくは複数の目的のための一つの約因又は一つの目的のために複数存在する約因のうち、いずれかの約因の全部若しくは一部が不適法であるときは、合意は無効となる (24 条)。

- ① 法によって禁じられている場合
- ② 法律を潜脱するものである場合
- ③ 詐欺的なものである場合
- ④ 他者又は他者の財産に対する加害行為を含む、又は示唆するものである場合
- ⑤ 裁判所が道徳又は公序に反するとみなす場合

約因のない合意は無効であるが、次のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、これらの場合、合意は契約となる (25 条)。

- ① 書面による合意であり、文書の登録に関する現行法に基づき登録され、かつ相互に近しい関係にある者との自然な愛情 (natural love and affection) に基づくものであるとき
- ② 約束者のために何らかの事項を自発的に行ったこと、又は約束者が法的に強制される事項を自発的に行ったことに対して、その全部若しくは一部を補償する約束であるとき
- ③ 債務者若しくは債務者から一般的に又は特別に権限を与えられている代理人により、書面で作成され、かつ署名された、出訴期限の制限にかかる法律がなかった場合には債権者が履行を強制した可能性がある債務の全部

¹¹ 21 条 (法律の錯誤) における効果として、原文は「A contract is not voidable…」と規定されているが、ここでの「not voidable」は、「取消可能ではない」というより、むしろ「無効とはならない」という意味で用いられているようである。22 条 (一方のみの事実誤認) について同じ。

又は一部を支払うことについての約束であるとき

なお、この規定は贈与の有効性に影響を与えるものではない（25条の補足説明1）。また、約因が単に不十分であるということのみをもって自由な同意に基づく合意が無効となることはないが、約因が不適切であることは、裁判所が同意が自由になされたかどうかを判断する際の考慮要素となる（同補足説明2）。

ウ 他の無効事由

このほか、次のいずれかに該当する場合は、合意は無効となる。

- ① 未成年者以外の者の結婚を制限する合意（26条）
- ② 合法的な職業、取引又は事業を営むことを制限する合意（ただし、事業ののれんの譲渡の場合、買主又は買主からのれんの譲渡を受けた者が、特定の地域で類似の事業を営んでいる場合に限り、売主の同種の営業を禁止する旨の合意は、事業の性質を考慮して、裁判所が一見合理的と認めるものであれば、有効となる。）（27条）
- ③ 通常裁判所における通常訴訟手続による権利行使又は権利行使の時期を制限する合意（ただし、仲裁合意はこれに含まれない。）（28条）
- ④ 意味が明確でない、又は意味を確定できない合意（29条）
- ⑤ 賭博のための合意（ただし、500タカ（約750円）以上の価値又は価額を有する賞品又は賞金が競馬の勝者に与えられる場合に限り、そのために行う支出は不適法とされない。）（30条）
- ⑦ 後述するとおり、発生不可能な事象の発生を履行の条件とする合意は、契約締結時に合意の当事者がかかる事象が発生不可能であることを知っていたか否かを問わず、無効となる（36条）

(5) 未確定契約

未確定契約（contingent contracts）とは、将来の未確定な事象の発生又は未発生を履行の条件とする契約である（31条）。未確定契約の執行可能性については、将来の未確定な事象が生じた場合に一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定契約は、当該事象が生じるまで、その履行は強制されない。また、当該事象が成就不能（impossible）となったとき、当該契約は無効となる（32条）。

特定の期間内に未確定な事象が実際に生じた場合に、一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定契約は、当該特定の期間が経過してもその事象が生じなかったとき、又は期間が経過する前にその事象が成就不能になったときに、無効となる（35条）。また、上記(4)ウのとおり、発生不可能な事象が発生したときの一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定合意は、契約締結時に合意の当事者がかかる事象が発生不可能であることを知っていたか否かを問わず、無効である（36条）。

2. 契約の履行

(1) 契約の履行義務

契約当事者は、各自が行った約束の履行を行い、又は履行の提供をしなければならない。ただし、かかる履行がバングラデシュ契約法又はその他の法律によって免責又は免除される場合は、この限りではない。約束者が履行の提供を受約者（promisee）に対して行ったが、かかる履行の提供が受け容れられなかった場合は、約束者は不履行の責めを負わず、かつ、契約において有する自身の権利を失わない（38条）。

契約当事者が、約束の全部について、履行することを拒絶し又は履行することを不可能にしたとき、受約者は、契約を終了させることができる。ただし、受約者が言動又は行動により契約の継続を認容（acquiescence）することを表明した場合は、この限りでない（39条）。なお、約束者が契約を終了させた場合に、受約者の履行義務が免除されるのかどうかについて、バングラデシュ契約法上、特に定めはない。よって、この場合に受約者が履行義務を負うかどうかは、個別の契約の解釈によることとなる。

個別の契約の性質上、約束が約束者自身によってのみ履行されることが当事者の意思であった場合は、その約束は当該約束者によって履行されなければならない。そうでない場合は、約束者又はその承継人（representatives）¹²は、履行する者を別途定めることができる（40条）。受約者は、約束に係る履行を第三者から受領しているときは、受約者はその後約束者に対し、当該履行を求めることはできない（41条）。

二人以上の当事者が共同で約束を行った場合において、契約上反対の意思が示されていない限り、共同約束者及びその承継人は、共同して約束を完了しなければならない（42条）。受約者は、契約上反対の意思が示されていない限り、共同約束者の一人又は複数に対して約束の全部の履行を求めることができる。共同約束者は、契約上反対の意思が示されていない限り、他の共同約束者に対して、約束の履行について自らと均等に負担するよう求めることができる。共同約束者がその負担部分を履行しない場合は、他の共同約束者が、均等の割合によりその不履行から生じた損失を負担しなければならない（43条）。

共同約束者の一人に対して債務免除がなされても、他の共同約束者を免責することにはならず、また債務免除がなされた当該共同約束者も、他の共同約束者に対する関係ではその責任は免除されない（44条）。

(2) 履行の時期、場所及び方法

受約者の求めによることなく約束者において履行すべき契約であって、かつ、履行期が特定されていないものは、合理的な期間内に履行されなければならない（46条）。

履行すべき日が特定されており、かつ、受約者の求めによることなく履行すべき場合は、約束者は、通常営業日の通常営業時間中に、履行をなすべき場所において履行をすることができる（47条）。他方、履行すべき日が特定されており、かつ、受約者の求めにより履行すべき場合は、受約者は適切な場所及び通常の営業時間内において履行を求めなければならない（48条）。

受約者による求めによることなく約束者が約束を履行する場合において、履

¹² ここでいう「承継人」（representatives）とは、実務上、約束者の法的な承継人（約束者の相続人、受贈者、譲受人等を含む）と解されている。

行をする場所が定められていない場合は、約束者は、受約者に対し約束を履行するための合理的な場所を指定するよう求め、その場所において履行しなければならない（49条）。

なお、上記に関して、何が「合理的な期間」か、また「合理的な時間及び場所」かは、個別の場合における事実の問題とされている（46条及び48条の補足説明）。

(3) 双務的約束の履行

契約が同時に履行されるべき双務的約束（reciprocal promises）からなるときは、約束者は、受約者がその双務的約束を履行する用意があり、かつ、その意思がある場合でない限り、自らの約束を履行することを要しない（51条）。

契約が双務的約束からなる場合であって、その履行を一方の当事者が妨げたときは、履行を妨げられた他方当事者は、契約を取り消すことができ、また、かかる不履行により被ることとなった損害の賠償を請求することができる（53条）。また、受約者が約束者に対して約束を履行するために合理的な便宜を与えることを懈怠し又は拒絶した場合は、約束者は、その懈怠又は拒絶によって生じた不履行について免責される（67条）。

双務的約束のうち、先に履行すべきとされる一方の約束が履行されない場合には、その約束の約束者は、他方当事者に双務的約束の履行を請求することができず、他方当事者がかかる不履行により被ることとなった損害を賠償しなければならない（54条）。また、特定の時点までに一定の行為をなすことが約束されている契約について、その特定の時点までにかかる行為がなされなかった場合であって、契約当事者の意思により、行為の時期が重要とされているときには、受約者において契約を取り消すことができる。行為の時期が重要とされない場合であっても、受約者はかかる行為がなされなかったことにより被った損害の賠償を請求することができる（55条）。

(4) 無効事由

不可能な行為をする約束は無効である。契約締結時以降において、行為をすることが不可能となったとき、又は約束者が左右できない一定の事象が発生したことにより行為をすること自体が不合法となったときは、その不可能又は不合法となった時点から契約は無効となる（56条）。

また、当事者が、先に一定の適法な行為をなし、次に特定の状況下で違法な行為をなすという双務的約束は、前者の約束は契約となるが、後者の約束は無効な合意となる（57条）。

合意が無効であることが判明したとき、又は契約が無効となったときは、その合意又は契約から利益を受けていた者は、利益を与えた者に対し、利益を回復し又はその補償をしなければならない（65条）。

(5) 弁済の充当（Appropriation of Payments）

債務者が、一人の債権者に対して数個の異なる債務を負う場合に、債権者に対して、特定の債務の弁済に充当すべきことを明示的に指定し、又は黙示的に

示唆した状況下において弁済をしたときは、かかる弁済が受領された場合は、その指定又は示唆された内容に従って充当される（59条）。

弁済がどの債務に充当されるべきかについて債務者が指定せず、又は黙示的に示唆する状況も存在しない場合は、債権者は、出訴期限について現に有効な法律によって妨げられるかどうかにかかわらず、その裁量において、その債務者の、期限が到来しており支払いをなすべき合法的な債務の弁済に充当することができる（60条）。他方、いずれの当事者も何ら充当の指定をしていないときは、債務は、出訴期限について現に有効な法律によって妨げられるかどうかにかかわらず、時間の序列に従って（in order of time）弁済に充当される。債務の序列が等しいときは、弁済は均等の割合により充当される（61条）。

なお、バングラデシュ法上、通常の契約に基づく債権について適用される出訴期限は3年間とされている¹³。

(6) 履行する必要のない契約（Contracts which need not be performed）

当事者が契約を新たな契約に代替したとき、又は取消し（rescind）若しくは変更（alter）したときは、元となる契約は履行する必要はない（62条）。

受約者は、約束の全部又は一部の履行につき、免除（dispense）若しくは減額（remit）し、若しくは期限を延長（extend）し、又は契約の履行の代わりとして受約者が相当と認める弁済を受領することができる（63条）。

取消権者が契約を取り消したときは、他方当事者は、その契約に含まれるいかなる約束も履行する必要がない。取消権を行使した取消権者は、取り消された契約から何らかの利益を受けていた場合は、利益を与えた当事者に対し、その利益を回復しなければならない（64条）。なお、取消可能な契約の取消しは、申込みの伝達又は撤回に適用されるのと同じ方法で、かつ、同じ法則に従い、伝達又は撤回される（66条）。

(7) 第三者弁済

法により他の者が支払義務を負う弁済について利害関係を有する第三者が、当該本来の債務者に代わって弁済をした場合、本来の債務者に対し求償することができる（69条）。

3. 契約違反の効果（Consequences of Breach of Contract）

(1) 契約違反による損害賠償請求権

契約違反があった場合、その違反により損害を被った当事者は、違反当事者から、その違反から通常の過程において自然に生じた損失若しくは損害、又は契約当事者らが、契約締結時にその違反から生じるものとして想定していた損失若しくは損害に対する賠償を受ける権利を有する。契約が解除により終了し

¹³ バングラデシュ裁判所への出訴期限は、1908年期限法（Limitation Act, 1908）の別紙（Schedule）において、行為類型別に定められている。

た場合でも、その損害賠償の請求は妨げられない¹⁴。違反によって生じた遠隔的かつ間接的な損失又は損害は、別途契約において合意されない限り、損害賠償の対象とはならない（73条）。

契約違反により被った損失又は損害を算定する際には、契約の不履行によって生じた不都合を救済する方法として存在する手段を考慮しなければならない（73条の補足説明）。

契約違反があった場合において、契約違反が生じた場合に一定の金銭を支払うこととされていたとき（いわゆる「損害賠償の予定額」、又は契約に他の違約金（penalty）条項が置かれているときは、かかる損害又は損失が実際に違反によって生じたものかが証明されるかどうかにかかわらず、その違反を主張する当事者は、契約の違反当事者から、かかる金銭又は違約金を受け取る権利を有する（74条）。なお、違約金の一例として、遅延利息があげられている（74条の補足説明）。

(2) 契約取消しによる損害賠償請求権

正当な権利に基づき契約を取り消した者は、契約の不履行により被ることとなった損害の賠償を求める権利を有する（75条）。

¹⁴ バングラデシュ契約法上、契約の解除、取消しその他終了に関する規定は（法定の取消事由や無効事由以外に）置かれておらず、個別の契約により規定されることになる。

第3章 補償及び保証契約

1 補償契約

ある者が、自己の行為又は第三者の行為によって相手方に生じた損失を補償することを約する契約を補償契約（contract of indemnity）という（124条）。

補償契約の受約者（promisee in a contract of indemnity）は、かかる補償の範囲に含まれる事項に関連する訴訟において訴求され、又は支出する費用等に関して、約束者に対し補償を求めることができる（125条）。

2. 保証契約

(1) 保証契約の定義、成立要件、保証の範囲

保証契約（contract of guarantee）とは、第三者が不履行に陥った場合に、当該第三者の約束を履行し、又はその責任を免除する契約をいう。また、保証を提供する者を保証人（surety）といい、不履行に関して保証が行われる者を主債務者（principal debtor）といい、保証の提供を受ける者を債権者（creditor）という。保証契約は、口頭又は書面のいずれによっても締結することができる（126条）。

保証契約が有効に成立するためには、保証人にとって約因が存在する必要があるが、主債務者のためになされる何らかの行為又は約束があれば、保証人が保証を与えるに十分な約因となり得る（127条）。

契約に別段の定めがない限り、保証人の義務は主債務者の義務と同一の範囲において認められる（128条）。なお、保証人の同意を得ることなく主債務者及び債権者の間で契約内容の変更がなされた場合、かかる変更後の取引に関し、保証人は免責される（133条）。また、取引の重要部分に関して、債権者によりなされた、又は債権者が知った上でなされた不実表示により得られた保証、又は取引の重要部分を告げずに得られた保証は無効となる（142条）。

保証契約においては、主債務者による保証人に対する黙示の補償の約束があるとされ、保証人は主債務者に対し、保証人が保証契約に基づき正当に支払った金銭につき、主債務者に対してその全額を求償することができるが、かかる範囲には保証人が誤って支払った金銭は含まれない（145条）。

(2) 保証人による代位

被保証債務の支払期限が到来し、又は主債務者が履行遅滞に陥った場合、保証人は、その保証債務を全て履行した後、債権者が主債務者に対して有する全ての債権に代位する（140条）。保証人は、保証契約の締結時において保証人がその存在を知っていたかどうかにかかわらず、債権者が主債務者に対して有していた全ての担保について、その権利を取得する（141条）。

(3) 継続的保証

一連の取引に及ぶ保証を継続的保証（continuing guarantee）という（129条）。

継続的保証は、将来の取引に関しては、保証人からの一方的な通知によって撤回が可能であり（130条）、また、契約に別段の定めがない限り、保証人の死亡により撤回されたものとみなされる（131条）。

(4) 複数債務者に関する規定

2人以上の者が、第三者との間で一定の義務を負う契約を締結した場合において、①当該2人以上の者の間で一方の者が他方の者の不履行の場合にのみ義務を負担することとする旨の契約を締結しており、かつ②当該第三者が当該二者間契約の当事者でないときは、当該第三者との間の契約における当該第三者に対する当該2人以上の者の義務は、当該第三者が当該複数債務者間の契約について知っていたとしても、当該複数債務者間の契約の存在によって何ら影響を受けない（132条）。

2人以上の者が同一の債務又は義務について共同保証人（co-sureties）となる場合、共同（jointly）か個別かを問わず、また同一の契約に基づくものであるか、異なる契約に基づくものであるかを問わず、また、相互に知っているか否かを問わず、当該共同保証人は、契約に別段の定めがない限り、その全債務又は全債務のうち主債務者による支払いが未了の部分について、それぞれ均等の割合で負担義務を負う（146条）。

ただし、異なる金額の支払義務を負う共同保証人は、それぞれの保証債務の金額に満つるまで、互いに均等に支払う義務を負う（147条）。

例えば、共同保証人A、B及びCが、それぞれDの取引債務について10,000タカ（約15,000円）、20,000タカ（約30,000円）、及び40,000タカ（約60,000円）の保証債務を負う場合であって、Dが40,000タカについて不履行に陥った場合、A、B及びCは、それぞれ10,000タカ、15,000タカ（約22,500円）、15,000タカずつ（Aは10,000タカの保証債務の範囲まで、B及びCは均等割合で）それぞれ保証することになる¹⁵。

なお、共同保証人の1人に対して債務免除がなされても、他の共同保証人の免責事由とはならず、また当該保証人の他の共同保証人に対する責任も免除されない（138条）。

¹⁵ 147条の事例(b)参照。

第4章 寄託 (Bailment)

1. 寄託の定義

寄託 (bailment) とは、一定の目的のもと、他者に対して動産を引き渡すことであって、当該目的が達成された場合には、当該動産を返還し又は当該動産を引き渡した者の指示に従ってその他の方法により処分することとする契約に基づく法律関係を指す。

当該動産を引き渡す者を寄託者 (bailor) といい、該動産を引き渡される者を受寄者 (bailee) という (148 条)。

なお、動産が当初寄託として引き渡されたものでない場合であっても、寄託として扱われる場合もある (148 条の補足説明)。

2. 寄託の成立

受寄者に対する引渡しとは、その受寄者又は当該受寄者のために動産を占有する権限を有する者の占有下に動産を置くことになる一定の作為をなすことによって、行うことができる (149 条)。

寄託者は、寄託者が寄託をなす権限を有しておらず、又は動産の返還を受け若しくは当該動産についての指示を与える権限を有していないことにより、受寄者が被る一切の損失について責任を負う (164 条)。

また、寄託者による寄託物の瑕疵の開示に関する規定において、寄託者は、一定の場合において当該瑕疵を開示しなかったことにより受寄者に生じた損害を賠償する責任を負う (150 条)。

3. 受寄者の注意義務

受寄者は、いかなる寄託の場合であっても、通常の慎重さ (ordinary prudence) を有する者が類似の状況下で寄託物と同等の量、質及び価値を有する自己の動産についてなすであろうものと同様の注意をもって、自己に寄託された寄託物について注意する義務を負う (151 条)。なお、受寄者は、特段の契約が存在しない限り、かかる注意義務を尽くしている場合には、寄託物の損失、滅失又は毀損について責任を負わない (152 条)。

受寄者は、別段の契約が存在しない限り、寄託物から生ずる一切の増加又は利益を、寄託者に対し、又は寄託者の指示に従って、引き渡さなければならない (163 条)。また、受寄者は、寄託の条件に従わずに寄託物を利用した場合、当該寄託物について当該利用から生じ、又は当該利用中に生じた一切の損害を寄託者に対して賠償する責任を負う (154 条)。

受寄者は、寄託者の同意なく、寄託物を自身の物と混在させた場合であって、これらの物が分別可能である場合には、当該物の権利は元の当事者にそれぞれ残ることになる (156 条)。他方、寄託物と他の物が混在し、これらを分別して引き渡すことができなくなった場合には、受寄者は、寄託物の損失について賠償しなければならない (157 条)。

4. 寄託物の返還

受寄者は、寄託の期間が終了し、又は寄託の目的が達成された場合には、ただちに、何らの請求によらず、寄託者の指示に従って寄託物を返還し、又は引き渡さなければならない（160条）。

受寄者の懈怠により、寄託物の返還、引渡し、又は適切な時期における履行がなされなかった場合には、受寄者は寄託者に対し、損失、破損又は当該時点からの価値の劣化について寄託者に対し責任を負わなければならない（161条）。

なお、寄託者が当該動産について権原を有していなかった場合であって、受寄者が誠実に当該動産を寄託者に対して又は寄託者の指示に従って返還したときは、受寄者は、かかる引渡しに関して所有者に対して責任を負わない（166条）。

5. 留置権、動産質に関する規定

受寄者は、寄託の目的に従い、寄託物に関し労力又は技術（labour or skill）の実施を含むサービスを提供した場合には、別段の契約が存在しない限り、寄託物に対して実施したサービスの対価の支払を受けるまで、当該寄託物を留置することができる（170条）。

他方、銀行、販売代理人（factors）等の一定の立場にある者以外の者は、明示的な契約が存在しない限り、その未回収の一般債権を（general balance of account）を担保するために、債務者から寄託された物を留置することはできない（171条）。

6. 寄託の取消し及び終了

受寄者が寄託物について寄託の条件に反する行為を行った場合、寄託者は寄託契約の取消権を与えられる（153条）。また、無償寄託は、寄託者又は受寄者の死亡により終了する（162条）。

第5章 代理 (Agency)

1. 代理の定義、成立

代理人 (agent) とは、他の者のために一定の行為をなすため、又は第三者との取引において他の者を代理するために委託を受けた者をいい、かかる行為がなされる者又は代理される者を本人 (principal) という (182 条)。また、代理の成立のために約因は必要ない (185 条)。

適用のある法律により成人に達しており、かつ、判断能力を有する者は、代理人に委託することができる (183 条)。代理行為の委託は、状況により、明示又は黙示的になすことができる (187 条)。

ある行為を行うことについて代理権を有する代理人は、当該行為をなすために必要とされるあらゆる適法な行為を行う権限を有する。また、ある事業を行う代理権を有する代理人は、その目的のために必要とされる、又は当該事業を行う過程で通常行われる、あらゆる適法な行為を行う権限を有する (188 条)。

また、代理人は、緊急時において、本人の利益を保護するために、通常の慎重さを有する者 (person of ordinary prudence) が同様の状況において自己の場合に行うであろう、あらゆる行為を行う権限を有するとされている (189 条)。

2. 復代理人

復代理人 (sub-agents) とは、その代理業務において、原代理人 (original agent) により委託を受け、その支配の下において行為する者をいう (191 条)。

代理人は、取引の通常の慣行により復代理人が委託を受け得る場合、又は代理の性質により復代理人が委託を受けなければならない場合を除き、明示又は黙示に代理人自身が履行することを約した行為の履行を他の者に適法に委託することはできない (190 条)。

復代理人が適法に選任されている場合は、本人は、第三者との関係では、復代理人により代理されていることになるが、代理人は、本人との関係では、復代理人の行為に引き続き責任を負う。復代理人は、代理人に対して責任を負うものであり、詐欺行為又は故意がある場合を除き、本人に対して直接責任を負うことはない (192 条)。

なお、代理人がその権限なく復代理人を選任した場合には、当該代理人は、復代理人との関係で、本人と代理人の関係に立ち、当該復代理人の行為について、第三者及び本人の双方に対して責任を負う。このとき、本人は当該復代理人の行為について責任を負わず、当該復代理人も、本人に対して直接責任を負うことはない (193 条)。

3. 行為の追認

ある者が、他の者の了解又は授權なくして当該他の者を代理してある行為を行った場合に、当該他の者は、当該ある者の行為を追認 (ratification) することができる (196 条)。追認は、明示的に行うことも、当該他の者の行為をもって黙示的に行うこともできる (197 条)。もっとも、当該他の者の事案についての事実認識に

重要な齟齬がある場合には、当該他の者は有効な追認を行うことはできない（198条）。

4. 代理の終了

代理の終了事由は次のいずれかである（201条）。

- ① 本人がその権限の委任を撤回すること
- ② 代理人がその代理業務を拒否すること
- ② 代理に係る業務が完了したこと
- ③ 本人又は代理人のいずれかが死亡し若しくは判断能力を喪失した状態になること
- ④ 本人がその時点で有効な破産債務者の救済に関する法律の規定に基づき破産宣告を受けること

なお、代理人自身が代理の目的である財産に対して一定の利益（interest）を有している場合には、別途明示的な契約が存在しない限り、かかる利益を害するように代理を終了させることはできない（202条）。このほか、代理の終了や撤回に関する具体的な規定が複数設けられている（203条から211条）。

5. 代理人の義務

代理人は、本人から与えられた指示に従って代理に係る業務を遂行し、又は、特に指示がない場合には、同種の業務を遂行する際の当該業務遂行地における一般的な慣習（customs）に従ってかかる業務を遂行しなければならない。代理人は、常に合理的な注意（reasonable diligence）をもって行為を行い、自己の有する技能を活用し、かつその過失、技能の欠如又は不当行為に直接起因する結果については、本人に対して賠償しなければならない。もっとも、このような過失、技能の欠如又は不当行為から間接的に若しくは隔離的に起因する損失若しくは損害については、賠償しなくともよい（212条）。

6. 代理人の責任

特段の契約が存在しない場合にあつては、行為の履行に対する報酬は、当該行為の履行が完了するまで支払われない。ただし、代理人は、自己に販売委託された物が全て売却されていない場合、又は販売行為が完全に完了していない場合であっても、その対価として受領した金銭を留置することができる（219条）。他方、代理に係る業務において不当行為（misconduct）の責任を負う代理人は、自己が不当行為をなした業務に関して、何ら報酬を受けることはできない（220条）。

代理人は、別段の契約が存在しない限り、その支払った手数料、立替金又はサービスに関して期限が到来している金額が支払われるまで、代理人の物品、書類その他の財産であつて、代理人が受け取った物について、留置することができる（221条）。

本人の過失又は技能の欠如により代理人に損害が生じた場合には、本人は代理人に対して賠償しなければならない（225条）。また、本人は、当該代理人が代理権を行使する際に行った適法な行為から生じた結果について、当該代理人に対して補

償 (indemnify) しなければならない (222 条)。さらに、代理人が誠実に代理に係る業務を行う限りにおいては、第三者の権利を侵害するものであっても、それが代理人の行為から生じた結果であれば、本人の代理人に対する補償の範囲に含まれる (223 条)。

第6章 物品売買法 (Sale of Goods Act)

1. 物品売買法の成立、構成

上記第1章において述べたとおり、バングラデシュ契約法の各章のうち、第7章の物品の売買 (Sale of Goods) に係る規定 (76条から123条まで) は現行バングラデシュ契約法においては削除されているが、これは第1章の3で述べたとおり、物品売買法がバングラデシュ契約法から独立した法律として制定されたことに伴うものである。

物品売買法は、1条から66条までの規定からなり、前文 (Preliminary)、契約の成立、契約の効力、契約の履行、代金の支払いを受けていない売主の物品に対する権利、契約違反に対する訴訟、その他雑則の全7章が設けられている。バングラデシュ契約法における有効な規定は、物品売買法の明示の規定に抵触しない限り物品売買契約に適用されるとの規定が物品売買法に設けられていることから (物品売買法3条)、物品売買法は、一般法であるバングラデシュ契約法に対しての特別法であるといえることができる。

後述の通り、「物品」は、「あらゆる種類の動産」と定義されているため、物品売買法は、バングラデシュ契約法上、動産売買の場合の特則であると理解して差し支えない。このほか、消費者に対する物品の販売に関しては、2009年消費者権利保護法 (Consumer Rights Protection Act, 2009) が制定されている¹⁶。

なお、バングラデシュは、2015年2月末日時点において国際物品売買契約に関する国連条約 (1980 U.N. Convention on Contracts for the International Sale of Goods) に加入していない。よって、バングラデシュに所在する企業との間の物品売買契約 (例えば日本企業とバングラデシュ企業間の売買契約) に、同条約は適用されない。

物品売買法の全文の英語版は、バングラデシュ契約法と同様に、バングラデシュ法務・司法・議会問題省のウェブサイトから閲覧可能である¹⁷。

以下、本章にて引用されている条文は、物品売買法の条文である。

2. 物品売買契約の定義、契約の成立

物品売買の対象となる「物品」 (goods) とは、債権及び金銭以外のあらゆる種類の動産であって、電気、水道、ガス、株式、育成中の作物、草、及び売買に先立ち又は売買契約に基づいて土地から分離することについて合意した、当該土地に付着し若しくは当該土地の一部をなす物を含むとされる (2条7号)。

「物品売買契約」 (contract of sale of goods) とは、売主が買主に対して、代金と引き換えに、物品の財産権を移転する契約又は移転することについて合意する契約をいう (4条1項)。

物品の売買契約に基づき、物品の財産権が売主から買主に移転される場合、当該

¹⁶ 他方で、先進諸国で制定されているような製造物責任法は、バングラデシュにおいてはまだ制定されていない。

¹⁷ http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=150

契約は「売買」(sale)と呼ばれる。売買契約は条件付きのものでもよく(4条2項)、物品の財産権の移転が将来において発生することになっている、又は将来成就すべき条件が付されている場合、当該契約は「売買の合意」(agreement to sell)と呼ばれる(4条3項)。売買の合意は、時間の経過又は物品の財産権の移転に関する条件の成就により、「売買」となる(4条4項)。

3. 契約の目的 (Subject-Matter of Contract)

物品の売買契約の目的物たる物品は、売主が所有若しくは占有している現存する物品、又は現存しない物品(いわゆる先物)(future goods)のいずれでもよい(6条1項)。

また、物品の売買契約は、売主による当該物品の取得が、発生するか否かが不確実な事象の発生を条件とする場合であっても成立するとされる(6条2項)。そして、売主が、売買契約によって、現存しない物品について現在の売買の効果を生じさせようとする場合には、当該契約は、当該物品の売買の合意としての効力を有する(6条3項)。

特定の物品(specific goods)を目的物とする売買契約については、当該契約の締結時において、当該物品がすでに滅失しているか、又は当該契約における記載に対応しないほど毀損されており、かつ、売主がかかる事情について知らないときは、当該契約は無効である(void)(7条)。

また、特定の物品について売買の合意がなされ、その後当該物品の危険(risk)が買主に移転する前に、売主又は買主の過誤(fault)によらずに滅失し、又は当該合意における記載に対応しないほど毀損されている場合には、当該合意は無効となる(avoided)(8条)。

4. 契約の成立 (Formation of the Contract)、代金 (Price)

物品の売買契約は、代金と引き換えに物品を買う又は売る旨の申込みと、その承諾によって成立する(5条1項第1文)。また、現行の法令に別段の定めがない限り、書面若しくは口頭をもって締結することも、又は当事者の行動により黙示的に締結することもできる(5条2項)。なお、物品の引渡し及び代金の支払いは、即時でも、分割でも、また後日とすることも良い(5条1項第2文)。

物品の売買契約の代金は、契約によって確定され若しくは契約によって合意された方法により確定され、又は当事者間の取引慣行により決定される(9条1項)。また、これらの方法によって決定されない場合には、買主は、売主に対して合理的な代金(reasonable price)を支払う。なお、何をもって「合理的な代金」とするかは、各事案の具体的状況により決せられる(9条2項)。

5. 契約の条件と保証 (Condition and Warranty)

物品の売買契約において、契約の目的物である物品に言及する内容の条項は、条件又は保証である場合がある(12条1項)。

「条件」とは、契約の主たる目的にとって必要不可欠(essential)な条項であり、その違反は当該契約の履行拒絶を招来しうるものとなる条項をいう(12条2項)。他方、「保証」とは、契約の主たる目的にとって付随的な条項(collateral)であり、

その違反は損害賠償請求権を生じさせるものの、物品の受領の拒絶又は当該契約の履行拒絶として扱う権利までを生じさせるものではない（12条3項）。

物品の売買契約中の、ある条項が条件であるか又は保証であるかは、各事案における契約の解釈により決せられる。なお、契約において、「保証」と表記されている条項であっても、実際は条件である場合がある（11条）。

物品の売買契約において、売主が充足すべき事項が条件とされている場合、買主は、当該条件を放棄するか、又は当該条件の違反を保証の違反として扱うか（当該契約の履行拒絶の根拠としてではなく）のいずれかを選択することができる（13条1項）。他方で、売買契約が可分（severable）でなく、かつ買主が物品の全部若しくはその一部を既に受領している場合、又は当該契約が特定の物品についてのものであり、当該物品の財産権が既に買主に移転している場合には、売主が充足すべき条件についての違反は、明示又は黙示の条項がない限り、物品の受領を拒絶し、当該契約を履行拒絶されたものとするとはできず、単なる保証違反として扱うことになる（13条2項）。

法律に別段の定めがない限り、物品の売買契約に基づいて提供を受けた物品がある特定の目的のための品質又は適性（quality or fitness）を有することについては、一定の場合を除き、条件又は保証は存在しないものとされる（16条）。ここでいう「一定の場合」について、例えば、買主が売主に対して、ある物品を必要とする特定の目的を知らせることにより、買主が売主の技術又は判断を信頼していることを示し、かつ、当該物品が売主の業務において供給されている物品である場合には、当該物品については、当該目的に合理的に適したものであることについて黙示の条件があるとされる（16条1項）。

また、物品の売買契約においては、契約の状況が別段の意図を示すものでない限り、以下のとおり黙示の条件又は保証があるとされる（14条）。

- ①（売買の場合）売主が物品を売る権利を有していること、又は（売買の合意の場合）売主が財産権の移転時に物品を売る権利を有することについての売主側の黙示の条件
- ② 買主が物品の平穏な占有（quiet possession）を有し、かつ、これを享受できるという黙示の保証
- ③ 契約締結以前又は契約締結時において、当該物品に、買主に対し明らかにされていない第三者のための担保若しくは負担が付着していないことの黙示の保証

6. 契約の効力（Effect of the Contract）

第三章（契約の効力）では、主に物品の売買契約の効果としての物品の財産権（property）、危険（risk）及び権原（title）のそれぞれの移転時期についての規定が置かれている。

財産権の移転に関しては、まず、確定されていない物品（unascertained goods）を目的物とする売買契約の場合には、当該物品が確定されない限り、その財産権は買主に移転しない（18条）。これに対して、特定の物品又は確定されている物品（ascertained goods）を目的物とする売買契約の場合には、その財産権は、契約の当事者が意図した時期に、買主に移転する（19条1項）。例えば、引渡しの可能な状態にある特定の物品の売買契約の場合には、当該物品の財産権は契約が締結され

たときに買主に移転するとされる（20条）。ほかにも、財産権の移転時期に関する当事者の意思を確定するための準則が規定されている（19条3項、20条から24条）。

次に、危険に関しては、当事者間に別段の合意がない限り、物品の財産権が買主に移転されるまで、その危険も売主にとどまるが、その財産権が買主に移転された時点をもって、引渡しが既になされているかどうかにかかわらず、危険も買主に移転する。ただし、引渡しを買主又は売主のいずれかの過誤によって遅滞した場合には、過誤がなかったとすれば生じなかった損失については、過誤のある当事者の危険に帰する（26条）。

権原の移転に関しては、まず、取消し可能な契約に基づいて物品を保有する者が、取消し前に第三者に当該物品を譲渡した場合には、当該第三者は、売主の権利の瑕疵につき善意で（in good faith）当該物品を譲り受けたものであれば、当該物品の正当な権利を取得するとされる（29条）。

また、売主がある売買の後も引き続き物品を占有する場合において、当該先行売買について善意の第三者が当該物品の譲渡を受け、かつ、その引渡し又は移転を受けたときは、その引渡し又は移転は、権利者から明示的な授權を受けて行われた引渡し又は移転と同様の効果を生ずるとされている（30条1項）。

このほか、所有者でなく、権限を持たない者による売買（27条）、共同所有者（joint owners）による売買（28条）についての規定が置かれている。

7. 契約の履行（Performance of the Contract）

第四章（契約の履行）では、契約の履行をめぐる当事者間の権利義務及びその関係について定めが置かれている。

まず、物品の売買契約の条件に従って物品を引き渡すことは売主の義務であり、また、当該売買契約の条件に従って物品の引渡しを受け、その代金を支払うことは買主の義務とされる（31条）。

別段の合意がない限り、売主は、代金と引き換えに買主に対して物品の占有を与える準備をし、かつこれを与える必要があり、また、買主は、物品の占有と引き換えに代金を支払う準備をし、かつこれを支払うものとされている。

物品売買法上、かかる関係は「同時条件」（concurrent conditions）にあるとされる（32条）。もっとも、契約で明示されない限り、売主は、買主が引渡しを要請するまでは、物品を引き渡す義務を負わない（35条）。

別段の合意がない限り、売主が買主に対して物品の引渡しを提供するとき、売主は、買主による請求により、当該物品が契約に合致したものであるかを確認するための相当な検査の機会を買主に対して付与しなければならない（41条2項）。買主が予め検査をしていない物品の引渡しを受ける場合、かかる検査の機会を与えられない限り、買主は、当該物品を受領したものとみなされない（41条1項）。

①買主が売主に対して物品を受領した旨を通知した場合、②物品が買主に対して引き渡され、かつ、買主が当該物品に関して売主の所有権と抵触する行為をした場合、又は③相当な期間が経過しても、物品の受領を拒絶する旨を売主に通知することなく、買主が当該物品を保持した場合のいずれにおいても、買主は当該物品を受領したものとみなされる（42条）。

売主が、物品の引渡しの準備を行い、その引渡しの意思を有し、かつ、買主に対して引渡しの受領を要求したにもかかわらず、買主が当該要求後、相当の期間内に

当該物品の引渡しを受領しない場合には、買主は、引渡しを受領せず、又はこれを拒絶したことにより生じた損失及び当該物品の管理・保管のための相当な費用について、売主に対して責任を負う（44条）。

8. 支払いを受けない売主の物品に対する権利 (Rights of Unpaid Seller against the Goods)

第五章（支払いを受けない売主の物品に対する権利）では、「支払いを受けない売主」(unpaid seller)の権利を特に定めている。まず、支払いを受けない売主であるとみなされるのは、次に掲げる場合とされている（45条1項）。

- ① 代金の全部について支払いがなされず、又は支払いの提供を受けていないとき。
- ② 条件付きの支払いとして為替手形その他の有価証券を受領し、かつ、その条件が有価証券の不渡りその他の理由によって成就しなかったとき。

法令上、別段の定めがない限り、支払いを受けない売主は、物品の財産権が買主に移転した後も、次の権利を有するとされる（46条1項）。

- ① 物品を占有している間、当該物品上に代金債権についての優先権 (lien on the goods) を有する。
- ② 買主の支払不能の場合、売主は、既に発送された物品の運送を中止する権利（運送中止請求権）を有する。
- ③ 物品売買法において許容される範囲において、物品を再売買 (re-sale) する権利を有する。

物品の財産権が買主に移転していない場合には、支払いを受けない売主は、他の救済方法に加えて、財産権が買主に移転している場合の支払いを受けていない売主の優先権 (unpaid seller's lien) 及び物品の運送中止請求権 (stoppage in transit) に類似する、又は同等の、引渡しを留保する権利を有するものとされ（46条2項）、それぞれについて詳細な規定が置かれている（売主の優先権について 47条から 49条、運送中止請求権について 50条から 52条）。

9. 契約違反に対する訴訟 (Suits for Breach of the Contract)

物品の売買契約における当事者の契約違反に関して、物品売買法上、相手方当事者による一定の請求権が認められており、本章では、その内容が定められている。

(1) 売主からの請求

まず、売主の側からは、売買契約に基づいて物品の財産権が買主に移転しているにもかかわらず、買主が、正当な理由なく、当該物品の代金の支払いを怠り、又はこれを拒絶する場合、当該物品の代金を支払うよう買主を訴えることができる（55条1項）。

また、売買契約において、代金が一定の期日に支払われる旨合意されているにもかかわらず、買主が、正当な理由なく、その代金の支払いを怠り、又はこれを拒絶する場合には、物品の財産権がまだ移転しておらず、また当該物品が

契約上確保されていない場合であっても、当該代金を支払うよう買主を訴えることができる（55条2項）。

さらに、買主が、正当な理由なく、物品の受領及び当該物品の代金の支払いを怠り又はこれを拒絶する場合には、受領の懈怠による損害を賠償するよう買主を訴えることができる（56条）。

(2) 買主からの請求

これに対し、買主の側からは、売主が、正当な理由なく、買主に対して物品の引渡しを怠り又は拒絶する場合には、引渡しの懈怠による損害を賠償するよう売主を訴えることができる（57条）。

また、1877年特定救済法（Specific Relief Act, 1877）第2章の規定に従うことを条件に、特定の物品又は確定された物品を引き渡す内容の契約の違反に関する訴訟において、裁判所は、適当と認めるときは、原告の申立てに基づき、その命令（decree）をもって、損害賠償を支払って物品を保持する旨の選択を被告に与えることなく、契約の特定履行（performed specifically）を命じることができる。また、当該命令には、条件を付さないことも、又は損害賠償、代金の支払いその他の事項について、裁判所が正当とみなす条件を付すこともできる。（58条）。

売主が保証に違反した場合、又は買主が売主側の条件違反を保証違反として取り扱うことを選択したか、若しくはそのように取り扱うことを強制される場合において、買主は、その保証違反のみを理由としては、その物品の受領を拒絶する権利を有さない。ただし、買主は、次のいずれかの事項をなすことができる（59条1項）。

- ① 売主に対して代金の減額又は免除の事由としてその保証違反を主張すること
- ② 保証違反による損害について売主を訴えること

(3) 当事者双方の権利

売買契約の一方の当事者が、履行期日より前に契約の履行を拒絶する場合には、相手方当事者は、その選択により、契約の存続を前提に履行期日まで待つことも、又は契約が破棄されたものとしてその違反による損害につき賠償するよう相手方当事者を訴えることもできる（60条）。

10. 代金に関する利息

裁判所は、別段の契約が存在しない限り、売主に対して、代金に関する訴訟において、物品の引渡しの日又は代金の支払期日から、裁判所が適当とみなす率による利息を付与することができる。

また、買主に対しても、売主側の契約違反の場合、代金の返還に関する買主の訴訟において、支払いがなされた日から裁判所が適当とみなす率による利息を付与することができる¹⁸（61条2項）。

¹⁸ この場合、バングラデシュにおける市場実勢金利に相当する利息が付与される場合が多い。

第7章 組合 (Partnership)

上記第1章において述べたとおり、バングラデシュ契約法の各章のうち、第11章の組合 (Partnership) に係る規定 (239条から266条まで) は現行バングラデシュ契約法においては削除されているが、これは第1章の3で述べたとおり、組合法が、物品売買法と同様に、バングラデシュ契約法から独立した法律として制定されたことに伴うものである。

組合法は、1条から74条までの規定からなり、予備規定、組合の性質、組合員間の関係、組合員の第三者に対する関係、組合員の加入と脱退、商事組合の解散、商事組合の登記、補則について、各章を設けて規定している。組合法においても、物品売買法と同様に、バングラデシュ契約法における有効な規定は、組合法の明示の規定に抵触しない限り組合に適用されるとの規定があることから (組合法3条)、組合法についても、一般法であるバングラデシュ契約法に対する特別法であるということができる。

なお、組合法の全文の英訳は、バングラデシュ契約法・物品売買法と同様に、バングラデシュ法務・司法・議会問題省のウェブサイトから閲覧可能である¹⁹。

以下、本章にて引用されている条文は、組合法の条文である。

1. 組合の定義、成立

「組合」 (partnership) とは、その全員が行う事業又は一部の者が全員のために行う事業につき、当該事業の利益を分け合う旨を合意した者の間の関係をいう。組合に加入した者は個別に「組合員」 (partners) といい、総称して「商事組合」 (firm) という。また、商事組合が事業を行う際に使用する名称を「商事組合名」 (firm name) という (4条)。

組合は契約によって成立するものであり、ある状態にあることによって成立されるものではない (5条)。もっとも、ある者が商事組合の組合員であるかどうかは、当事者間の実際的な関係を、他の関連する事実と併せて総合的にみる必要がある (6条)。

2. 組合員の権利義務

組合員は、①共同利益の最大化のために商事組合の事業を営み、②相互に公正かつ誠実でなくてはならず、③いずれの組合員又はその法的代理人に対しても、商事組合に影響を及ぼす全ての事項について、正確な計算を提出し、十分な情報を提供しなければならないとされる (9条)。

3. 組合の業務執行

各組合員は、組合員間における別段の契約が存在しない限り、組合の業務執行に参加する権利を有し、業務執行につき、慎重に (diligently) 自己の義務を果たす義

¹⁹ http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=157

務を負う。また、業務に関連する常務（ordinary matters）に関連して生じた疑義について、組合員の過半数の決議によって決定することができる（12条）。

組合員間において別段の契約が存在しない限り、各組合員は、当該事項の決定に先立ち、自己の意見を表明する権利を有する。ただし、組合員全員の同意を得ることなく、組合の事業の性質について変更を行うことはできない。

また、組合員は、商事組合の会計帳簿を閲覧し、これを検査・謄写する権利を有する。

4. 利益及び損失の分配

組合員間において別段の契約が存在しない限り、ある商事組合の組合員は、当該商事組合の利益について平等に分配を受ける権利を有し、また、商事組合が被った損失を平等に負担する義務を負う。

また、組合員は、組合のために支出した金額について、組合の利益の中から利息を受けることができる。ある組合員が、合意された金額を超えて組合の事業のために支払い又は前払いを行った場合には、当該金額について、年利6%の利息を受ける権利を有する（13条）。

各組合員は、他の全ての組合員と共同して、又は単独で、当該組合員が組合員である期間において商事組合として行った全ての行為について責任を負う（25条）。

ある組合員について、当該組合員が通常の商事組合の業務執行を行う過程で、又は当該組合員の権限の範囲内の行為に関して、不当行為又は不作為があり、かつ、第三者に対して損失又は損害を生じさせた場合、又は何らかの罰則の対象となった場合には、商事組合は、当該組合員と同様に責任を負う（26条）。

5. 組合員の第三者に対する関係

組合法に別段の定めがある場合を除き、ある商事組合の各組合員は、一般に、商事組合の事業の目的に関して、商事組合の代理人であるとされる（18条）。

商事組合の名義をもって、又は商事組合を拘束する意思を明示的又は黙示的に示す一定の方法をもって、組合員又はその他の者が商事組合のために行為をなす場合、又は証書を作成する場合において、商事組合が行う事業を通常の方法において行うためになす組合員の行為は、組合を拘束する（19条1項、22条）。19条2項に列挙される一定の重要事項（仲裁申立て、銀行口座の開設、訴えの取下げ、和解、不動産の取得等）については、組合員は原則として、黙示の権限（implied authority）を有しないとされる。

このほか、組合員が、その明らかな権限の範囲内において第三者から金銭又は財産を受領し、これを不正使用（misapply）した場合、又は、商事組合がその業務の過程において第三者から金銭又は財産を受領し、かかる金銭又は財産が、他の組合員により不正使用された場合には、商事組合は、かかる損失を補填する責任を負う（27条）。

6. その他の規定

以上のほか、組合法では、組合員の加入及び脱退、商事組合の解散、商事組合の登記等についての規定が置かれている。

第一部 別紙 バングラデシュ契約法の条文（抄訳）

以下は、第一部において引用したバングラデシュ契約法、物品売買法及び組合法の条文のうち、主要なものを筆者らにおいて日本語に翻訳したものである。以下の日本語訳の参照に当たっては、公的な資料に基づく翻訳ではないことに留意されたい。

1. バングラデシュ契約法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第2条</p> <p>(d) 約束者の希望により、受約者又はその他の者が一定の行為をなした、若しくは行為をなさなかった場合、若しくは一定の行為をなす若しくは行為をなさない場合、又は一定の行為をなす若しくは行為をなさないことを約束する場合における、かかる作為、不作為又は約束を約束の約因という。</p> <p>(e) 相互に約因を形成する単独又は複数の約束を合意という。</p> <p>(h) 法によって執行可能な合意を契約という。</p>	<p>2.</p> <p>(d) When, at the desire of the promisor, the promisee or any other person has done or abstained from doing, or does or abstains from doing, or promises to do or to abstain from doing, something, such act or abstinence or promise is called a consideration for the promise:</p> <p>(e) Every promise and every set of promises, forming the consideration for each other, is an agreement:</p> <p>(h) An agreement enforceable by law is a contract:</p>
<p>第4条</p> <p>申込みの伝達は、申込みの相手方に認知された時点で有効なものとなる。</p> <p>承諾の伝達は、以下の時点で有効なものとなる。</p> <p>申込者に対しては、承諾者から発信過程に置かれた時点、すなわち承諾者の制御下を離れた時点</p> <p>承諾者に対しては、申込者に認知された時点</p> <p>撤回の伝達は、以下の時点で有効なものとなる。</p> <p>撤回権者に対しては、撤回権者から発信過程に置かれた時点、すなわち撤回権者の制御下を離れた時点</p> <p>撤回の相手方に対しては、当該相手方に認知された時点</p>	<p>4.</p> <p>The communication of a proposal is complete when it comes to the knowledge of the person to whom it is made.</p> <p>The communication of an acceptance is complete,-</p> <p>as against the proposer, when it is put in a course of transmission to him, so as to be out of the power of the acceptor;</p> <p>as against the acceptor, when it comes to the knowledge of the proposer.</p> <p>The communication of a revocation is complete,-</p> <p>as against the person who makes it, when it is put into a course of transmission to the person to whom it is made, so as to be out of the power of the person who makes it;</p> <p>as against the person to whom it is made, when it comes to his knowledge.</p>

<p>第7条 申込みが約束に転換されるには、承諾が以下の条件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 完全かつ無条件であること。</p> <p>(2) 普遍的かつ合理的な方式によるものであること。ただし、申込みが一定の方式の承諾によることを要求している場合を除く。申込みが一定の方式の承諾によることを要求しているにもかかわらず、承諾がかかる方式に従っていない場合は、申込者は承諾の伝達が行なされた後、一定の合理的な期間内において方式の違反を主張することができるが、かかる違反を主張しなかった場合は、承諾を受容したものとみなされる。</p>	<p>7. In order to convert a proposal into a promise, the acceptance must-</p> <p>(1) be absolute and unqualified;</p> <p>(2) be expressed in some usual and reasonable manner, unless the proposal prescribes the manner in which it is to be accepted. If the proposal prescribes a manner in which it is to be accepted, and the acceptance is not made in such manner, the proposer may, within a reasonable time after the acceptance is communicated to him, insist that his proposal shall be accepted in the prescribed manner, and not otherwise; but if he fails to do so, he accepts the acceptance.</p>
<p>第10条 契約能力を有する当事者の自由な同意によってなされた合意であって、適法な約因と適法な目的のために締結されたものは、本法により無効とされない限り、契約である。</p> <p>本法のいかなる内容も、本法において明示的に廃止されない限り、契約が書面又は証人の立会いのもと締結されることを義務付ける Bangladesh の現行法又は文書の登録に関する法律に影響を与えない。</p>	<p>10. All agreements are contracts if they are made by the free consent of parties competent to contract, for a lawful consideration and with a lawful object, and are not hereby expressly declared to be void.</p> <p>Nothing herein contained shall affect any law in force in Bangladesh, and not hereby expressly repealed, by which any contract is required to be made in writing or in the presence of witnesses, or any law relating to the registration of documents.</p>
<p>第11条 適用のある法律の下で成人であり、判断能力があり、かつ適用ある法律によりその能力が否定されていないあらゆる者は、契約能力を有する。</p>	<p>11. Every person is competent to contract who is of the age of majority according to the law to which he is subject, and who is of sound mind, and is not disqualified from contracting by any law to which he is subject.</p>
<p>第15条 「強迫」とは、他の者を合意させる意図で、刑法によって禁じられた行為若しくは不法な拘束を実行し、若しくは実行する脅威を与えること、又は財産を不法に剥奪し、若しくは剥奪する脅威を与えることをいう。</p>	<p>15. "Coercion" is the committing, or threatening to commit, any act forbidden by the Penal Code or the unlawful detaining or threatening to detain, any property, to the prejudice of any person whatever, with the intention of causing any person to enter into an agreement.</p>

<p>第16条</p> <p>(1) 他の者の意思を支配することができる立場にある者が、その地位を不当に自らに有利になるように用いた場合、契約は「不当威圧」により締結されたといえる。</p>	<p>16.</p> <p>(1) A contract is said to be induced by "undue influence" where the relations subsisting between the parties are such that one of the parties is in a position to dominate the will of the other and uses that position to obtain an unfair advantage over the other.</p>
<p>第17条</p> <p>「詐欺」とは、他方当事者又はその代理人を欺罔する、又は契約を締結させる意図で、契約の当事者又はその代理人が以下に掲げるいずれかの行為を行い、又は黙認することをいう。</p> <p>(1) 一定の事実を真実であると信じていない者が、真実ではない当該事実を示唆すること</p> <p>(2) 一定の事実について知識又は信念を持っている者が、その事実を積極的に隠すこと</p> <p>(3) 履行する意図がないのに約束すること</p> <p>(4) その他欺罔に相当する行為</p> <p>(5) 法律が特に詐欺として規定する作為又は不作為</p>	<p>17.</p> <p>"Fraud" means and includes any of the following acts committed by a party to a contract, or with his connivance, or by his agent, with intent to deceive another party thereto or his agent, or to induce him to enter into the contract:-</p> <p>(1) the suggestion, as a fact, of that which is not true, by one who does not believe it to be true;</p> <p>(2) the active concealment of a fact by one having knowledge or belief of the fact;</p> <p>(3) a promise made without any intention of performing it;</p> <p>(4) any other act fitted to deceive;</p> <p>(5) any such act or omission as the law specially declares to be fraudulent.</p>
<p>第18条</p> <p>「不実表示」とは、以下に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ある事実が真実でないのに当該事実を真実であると信じている者による、その者の情報によって保証されていない方式による当該事実が真実であるとの積極的な表示</p> <p>(2) 欺罔の意図なく、他の者若しくはその者から権限を与えられた者をその不利益に誤導し、それにより表示者若しくは表示者から権限を与えられた者が有利となるような義務違反</p> <p>(3) いかに善意であっても、合意の本質的事項について当事者を錯誤に至らしめること</p>	<p>18.</p> <p>"Misrepresentation" means and includes—</p> <p>(1) the positive assertion, in a manner not warranted by the information of the person making it, of that which is not true, though he believes it to be true;</p> <p>(2) any breach of duty which, without an intent to deceive, gains an advantage to the person committing it, or any one claiming under him, by misleading another to his prejudice or to the prejudice of any one claiming under him;</p> <p>(3) causing, however innocently, a party to an agreement to make a mistake as to the substance of the thing which is the subject of the agreement.</p>

<p>第 19 条 契約の同意が、強迫、詐欺又は不実表示に起因する場合、契約は、かかる同意を行った当事者の選択により、取り消すことができる。</p> <p>契約の当事者が詐欺又は不実表示により同意を行った場合には、当該当事者が適当とみなす場合には、表明された事実が真実であったとした状態に自らの立場を置きつつ、かかる契約を維持することができる。</p> <p>例外—かかる同意が、第 17 条の意味において詐欺的な不実表示又は沈黙に起因する場合には、同意した当事者が通常の注意によって真実を判明する手段を有していたときは、かかる契約を取り消すことはできない。</p> <p>補足説明—詐欺又は不実表示の場合においても、詐欺を受けた又は不実表示を受けた当事者による契約への同意がかかる詐欺又は不実表示に起因するものでない場合には、かかる契約を取り消すことはできない。</p>	<p>19. When consent to an agreement is caused by coercion, fraud or misrepresentation, the agreement is a contract voidable at the option of the party whose consent was so caused.</p> <p>A party to a contract, whose consent was caused by fraud or misrepresentation, may, if he thinks fit, insist that the contract shall be performed, and that he shall be put in the position in which he would have been if the representations made had been true.</p> <p>Exception – If such consent was caused by misrepresentation or by silence, fraudulent within the meaning of section 17, the contract, nevertheless, is not voidable, if the party whose consent was so caused had the means of discovering the truth with ordinary diligence.</p> <p>Explanation – A fraud or misrepresentation which did not cause the consent to a contract of the party on whom such fraud was practised, or to whom such misrepresentation was made, does not render a contract voidable.</p>
<p>第 20 条 契約の当事者双方が、合意にとって不可欠な事実について誤った認識を有していた場合、かかる合意は無効となる。</p> <p>補足説明—合意の対象となる要素の価値についての誤った意見は、事実についての錯誤とはみなされない。</p>	<p>20. Where both the parties to an agreement are under a mistake as to a matter of fact essential to the agreement, the agreement is void.</p> <p>Explanation - An erroneous opinion as to the value of the thing which forms the subject-matter of the agreement is not to be deemed a mistake as to a matter of fact.</p>
<p>第 21 条 バングラデシュの法律に対する誤った認識があっても契約は無効とはならないが、バングラデシュで施行されている法令以外の法律に対する誤った認識は、事実の誤認とみなされる。</p>	<p>21. A contract is not voidable because it was caused by a mistake as to any law in force in Bangladesh; but a mistake as to a law not in force in Bangladesh has the same effect as a mistake of fact.</p>
<p>第 23 条 合意の約因又は目的は、以下の場合を除き適法なものとされる。</p> <p>法によって禁止されている場合</p>	<p>23. The consideration or object of an agreement is lawful, unless- it is forbidden by law; or</p>

<p>許可された場合、法律を潜脱する性質のものである場合</p> <p>詐欺的なものである場合</p> <p>他の者又は他の者の財産に対する加害行為に関連し、若しくは示唆するものである場合、又は裁判所が道徳若しくは公序に反するとみなす場合</p> <p>上記の場合において、合意の約因又は目的は、不適法とみなされる。約因又は目的が不適法な合意はすべて無効である。</p>	<p>is of such a nature that, if permitted, it would defeat the provisions of any law; or</p> <p>is fraudulent; or</p> <p>involves or implies injury to the person or property of another; or the Court regards it as immoral, or opposed to public policy.</p> <p>In each of these cases, the consideration or object of an agreement is said to be unlawful. Every agreement of which the object or consideration is unlawful is void.</p>
<p>第 25 条</p> <p>約因のない合意は無効であるが、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 書面による合意であり、文書の登録に関する現行法に基づき登録され、かつ相互に近い関係にある者との自然な愛情に基づくものであるとき</p> <p>(2) 約束者のために何らかの事項を自発的に行ったこと、又は約束者が法的に強制される事項を自発的に行ったことに対して、その全部若しくは一部を補償する約束であるとき</p> <p>(3) 債務者若しくは債務者から一般的に又は特別に権限を与えられている代理人により、書面で作成され、かつ署名された、出訴期間の制限にかかる法律がなかった場合には債権者が履行を強制した可能性がある債務の全部又は一部を支払うことについての約束であるとき</p> <p>上記のいずれかに該当する場合には、合意は契約となる。</p>	<p>25.</p> <p>An agreement made without consideration is void, unless—</p> <p>(1) it is expressed in writing and registered under the law for the time being in force for the registration of documents, and is made on account of natural love and affection between parties standing in a near relation to each other; or unless</p> <p>(2) it is a promise to compensate, wholly or in part, a person who has already voluntarily done something for the promisor, or something which the promisor was legally compellable to do, or unless</p> <p>(3) it is a promise, made in writing and signed by the person to be charged therewith, or by his agent generally or specially authorized in that behalf, to pay wholly or in part a debt of which the creditor might have enforced payment but for the law for the limitation of suits.</p> <p>In any of these cases, such an agreement is a contract.</p>
<p>第 31 条</p> <p>「未確定契約」とは、関連する将来の未確定な事象の発生又は未発生を履行の条件とする契約である。</p>	<p>31.</p> <p>A "contingent contract" is a contract to do or not to do something, if some event, collateral to such contract, does or does not happen.</p>

<p>第 32 条</p> <p>将来の未確定な事象が生じた場合に一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定契約は、当該事象が生じるまで、その履行は強制されない。</p> <p>当該事象が成就不能となったとき、当該契約は無効となる。</p>	<p>32.</p> <p>Contingent contracts to do or not to do anything if an uncertain future event happens cannot be enforced by law unless and until that event has happened.</p> <p>If the event becomes impossible, such contracts become void.</p>
<p>第 38 条</p> <p>約束者が履行の提供を受約者に対して行ったが、かかる履行の提供が受け容れられなかった場合は、約束者は不履行の責めを負わず、かつ、契約において有する自身の権利を失わない。</p> <p>かかる提供は以下の条件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 無条件でなければならない。</p> <p>(2) 適切な時間及び場所、かつ提供を受けた者が、提供者に約束により実行すべき全ての事項を遂行する能力及び意思を当該時点において有していることを確認するための合理的な機会が与えられた状況下において提供されなければならない。</p> <p>(3) 提供が、受約者にいずれかの物品を配送する趣旨である場合、提供されたものと約束者が約束により配送すべきものが同一であることを確認するための合理的な機会が受約者に対して付与されなければならない。</p> <p>複数の共同受約者の一人に対する提供は、その全員に対する提供と同一の法的効果を有する。</p>	<p>38.</p> <p>Where a promisor has made an offer of performance to the promisee, and the offer has not been accepted, the promisor is not responsible for non-performance, nor does he thereby lose his rights under the contract.</p> <p>Every such offer must fulfil the following conditions:—</p> <p>(1) it must be unconditional:</p> <p>(2) it must be made at a proper time and place, and under such circumstances that the person to whom it is made may have a reasonable opportunity of ascertaining that the person by whom it is made is able and willing there and then to do the whole of what he is bound by his promise to do:</p> <p>(3) if the offer is an offer to deliver anything to the promisee, the promisee must have a reasonable opportunity of seeing that the thing offered is the thing which the promisor is bound by his promise to deliver.</p> <p>An offer to one of several joint promisees has the same legal consequences as an offer to all of them.</p>
<p>第 39 条</p> <p>契約当事者が、約束の全部について履行することを拒絶し又は履行することを不可能にしたとき、受約者は、契約を終了することができる。ただし、受約者がその言動又は行動により契約の継続を認容することを表明した場合は、この限りでない。</p>	<p>39.</p> <p>When a party to a contract has refused to perform, or disabled himself from performing his promise in its entirety, the promisee may put an end to the contract, unless he has signified, by words or conduct, his acquiescence in its continuance.</p>

<p>第 40 条</p> <p>個別の契約の性質上、約束が約束者自身によってのみ履行されることが当事者の意思であった場合は、かかる約束は約束者によって履行されなければならない。その他の場合は、約束者又はその承継人は、履行する者を別途定めることができる。</p>	<p>40.</p> <p>If it appears from the nature of the case that it was the intention of the parties to any contract that any promise contained in it should be performed by the promisor himself, such promise must be performed by the promisor. In other cases, the promisor or his representatives may employ a competent person to perform it.</p>
<p>第 42 条</p> <p>二人以上の当事者が共同で約束を行った場合において、契約上反対の意思表示がなされていない限り、約束者全員が生存する間は共同約束者全員が共同して、いずれかの当事者が死亡した後はその承継人と残存約束者が共同して、最終残存者が死亡した後は、全継承人が共同して、約束を履行しなければならない。</p>	<p>42.</p> <p>When two or more persons have made a joint promise, then, unless a contrary intention appears by the contract, all such persons during their joint lives, and after the death of any of them his representative jointly with the survivor or survivors, and after the death of the last survivor, the representatives of all jointly, must fulfil the promise.</p>
<p>第 43 条</p> <p>二人以上の当事者が共同で約束を行った場合において、受約者は、契約上反対の意思表示がなされていない限り、共同約束者の一人又は複数に対して、約束の全部の履行を求めることができる。</p> <p>二人以上の共同約束者のうち各共同約束者は、契約上反対の意思表示がなされていない限り、他の共同約束者に対して、約束の履行について自らと均等に負担するよう求めることができる。</p> <p>二人以上の共同約束者のうち、ある共同約束者がその負担部分を履行しない場合は、他の共同約束者は、均等の割合によりその不履行から生じた損失を負担しなければならない。</p>	<p>43.</p> <p>When two or more persons make a joint promise, the promisee may, in the absence of express agreement to the contrary, compel any one or more of such joint promisors to perform the whole of the promise.</p> <p>Each of two or more joint promisors may compel every other joint promisor to contribute equally with himself to the performance of the promise, unless a contrary intention appears from the contract.</p> <p>If any one of two or more joint promisors makes default in such contribution, the remaining joint promisors must bear the loss arising from such default in equal shares.</p>
<p>第 44 条</p> <p>二人以上の当事者が共同で約束を行った場合において、共同約束者の一人に対して債務免除がなされても、他の共同約束者を免責することにはならず、また債務免除がなされた当該共同約束者も、他の共同約束者に対する関係においてその責任は免除されない。</p>	<p>44.</p> <p>Where two or more persons have made a joint promise, a release of one of such joint promisors by the promisee does not discharge the other joint promisor or joint promisors; neither does it free the joint promisors so released from responsibility to the other joint promisor or joint promisors.</p>

<p>第46条 受約者の求めによることなく約束者において履行すべき契約であって、履行期が特定されていないものは、合理的な期間内に履行されなければならない。</p>	<p>46. Where, by the contract, a promisor is to perform his promise without application by the promisee, and no time for performance is specified, the engagement must be performed within a reasonable time.</p>
<p>第47条 約束を履行すべき日が特定されており、かつ、受約者の求めによることなく履行すべき場合は、約束者は、通常営業日の通常営業時間中に、履行をなすべき場所において履行をすることができる。</p>	<p>47. When promise is to be performed on a certain day, and the promisor has undertaken to perform it without application by the promisee, the promisor may perform it at any time during the usual hours of business on such day and at the place at which the promise ought to be performed.</p>
<p>第48条 約束を履行すべき日が特定されており、かつ、約束者が受約者の求めによることなく履行することに同意していない場合は、受約者は適切な場所及び通常の営業時間内において履行を求めなければならない。</p>	<p>48. When a promise is to be performed on a certain day, and the promisor has not undertaken to perform it without application by the promisee, it is the duty of the promisee to apply for performance at a proper place and within the usual hours of business.</p>
<p>第54条 契約が双務的約束で構成される場合、双務的約束のうち、先に履行すべきとされる一方の約束が履行されない場合には、その約束の約束者は、他方当事者に双務的約束の履行を請求することができず、他方当事者がかかる不履行により被ることとなった損害を賠償しなければならない。</p>	<p>54. When a contract consists of reciprocal promises, such that one of them cannot be performed, or that its performance cannot be claimed till the other has been performed, and the promisor of the promise last mentioned fails to perform it, such promisor cannot claim the performance of the reciprocal promise, and must make compensation to the other party to the contract for any loss which such other party may sustain by the non-performance of the contract.</p>

<p>第 55 条</p> <p>契約当事者により特定の時点までに一定の行為をなすべきことが約束されている契約について、その特定の時点までにかかる行為がなされなかった場合であって、契約当事者の意思により、行為の時期が重要とされているときは、受約者において契約全体又はその履行されなかった部分を取り消すことができる。</p> <p>契約当事者の意思により、行為の時期が重要とされない場合は、その特定に時点までにかかる行為がなされなかったことにより契約は取消可能とはならないが、受約者はかかる行為がなされなかったことにより被った損害の賠償を請求することができる。</p> <p>約束者が合意時点までに約束を履行することができなかったことにより契約が取消可能となった場合に、受約者が合意した時点以外での約束の履行を受け容れたときは、受け容れの時点で請求の意思を約束者に通知していない限り、受約者は、合意した時点での約束の不履行による機会損失に対する賠償を請求することはできない。</p>	<p>55.</p> <p>When a party to a contract promises to do a certain thing at or before a specified time, or certain things at or before a specified times, and fails to do any such thing at or before the specified time, the contract, or so much of it as has not been performed, becomes voidable at the option of the promisee, if the intention of the parties was that time should be of the essence of the contract.</p> <p>If it was not the intention of the parties that time should be of the essence of the contract, the contract does not become voidable by the failure to do such thing at or before the specified time; but the promisee is entitled to compensation from the promisor for any loss occasioned to him by such failure.</p> <p>If, in case of a contract voidable on account of the promisor's failure to perform his promise at the time agreed, the promisee accepts performance of such promise at any time other than that agreed, the promisee cannot claim compensation for any loss occasioned by the non-performance of the promise at the time agreed, unless, at the time of such acceptance he gives notice to the promisor of his intention to do so.</p>
<p>第 56 条</p> <p>不可能な行為をする約束は、無効である。</p> <p>契約締結時以降において、行為をすることが不可能となったとき、又は約束者が左右できない一定の事象が発生したことにより行為をすること自体が不適法となったときは、その不可能又は不適法となった時点から契約は無効となる。</p> <p>約束者が約束した時点で行為をすることが不可能又は不適法であると知っていた又は合理的な注意により知り得たものの、受約者は不可能又は不適法であると知らなかった場合、かかる約束者は、約束の不履行により受約者が被る損害を賠償しなければならない。</p>	<p>56.</p> <p>An agreement to do an act impossible in itself is void.</p> <p>A contract to do an act which, after the contract is made, becomes impossible, or, by reason of some event which the promissor could not prevent, unlawful, becomes void when the act becomes impossible or unlawful.</p> <p>Where one person has promised to do something which he knew, or, with reasonable diligence, might have known, and which the promisee did not know to be impossible or unlawful, such promisor must make compensation to such promisee for any loss which such promisee sustains through the non-performance of the promise.</p>

<p>第 59 条 債務者が、一人の債権者に対して数個の異なる債務を負う場合に、債権者に対して、特定の債務の弁済に充当すべきことを明示的に指定し、又は黙示的に示唆した状況下において弁済をしたときは、かかる弁済が受領された場合は、その指定又は示唆された内容に従って充当される。</p>	<p>59. Where a debtor, owing several distinct debts to one person, makes a payment to him, either with express intimation, or under circumstances implying that the payment is to be applied to the discharge of some particular debt, the payment, if accepted, must be applied accordingly.</p>
<p>第 60 条 弁済がどの債務に充当されるべきかについて債務者が指定せず、又は黙示的に示唆する状況も存在しない場合は、債権者は、出訴期間の制限について現に有効な法律によって妨げられるかどうかにかかわらず、その裁量において、その債務者の、期限が到来しており支払いをなすべき合法的な債務の弁済に充当することができる。</p>	<p>60. Where the debtor has omitted to intimate and there are no other circumstances indicating to which debt the payment is to be applied, the creditor may apply it at his discretion to any lawful debt actually due and payable to him from the debtor, whether its recovery is or is not barred by the law in force for the time being as to the limitation of suits.</p>
<p>第 64 条 取消権者自らの裁量にて取消可能な契約を取り消したときは、他方当事者は、その契約に含まれるいかなる約束も履行する必要がない。取消権を行使した取消権者は、取り消された契約から何らかの利益を受けていた場合は、利益を与えた当事者に対し、その利益を回復しなければならない。</p>	<p>64. When a person at whose option a contract is voidable rescinds it, the other party thereto need not perform any promise therein contained in which he is promisor. The party rescinding a voidable contract shall, if he have received any benefit thereunder from another party to such contract, restore such benefit, so far as may be, to the person from whom it was received.</p>
<p>第 65 条 合意が無効であることが判明したとき、又は契約が無効となったときは、その合意又は契約から利益を受けていた者は、利益を与えた者に対し、利益を回復し又はその補償をしなければならない。</p>	<p>65. When an agreement is discovered to be void, or when a contract becomes void, any person who has received any advantage under such agreement or contract is bound to restore it, or to make compensation for it to the person from whom he received it.</p>
<p>第 69 条 法により他の者が支払義務を負う弁済について利害関係を有する第三者が、当該本来の債務者に代わって弁済をした場合、本来の債務者に対し求償することができる。</p>	<p>69. A person who is interested in the payment of money which another is bound by law to pay, and who therefore pays it, is entitled to be reimbursed by the other.</p>

<p>第73条 契約違反があった場合、その違反により損害を被った当事者は、違反当事者から、その違反から通常の過程において自然に生じた損失若しくは損害、又は契約当事者らが、契約締結時にその違反から生じるものとして想定していた損失若しくは損害に対する賠償を受ける権利を有する。</p> <p>違反によって生じた遠隔的かつ間接的な損失又は損害は、損害賠償の対象とはならない。</p> <p>契約により設定された義務に類似した義務が発生し、免除されていない場合、免除しなかったために被害を受けた者は、免除契約について契約違反があったときと同様に、債務不履行当事者から同額の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>73. When a contract has been broken, the party who suffers by such breach is entitled to receive, from the party who has broken the contract, compensation for any loss or damage caused to him thereby, which naturally arose in the usual course of things from such breach, or which the parties knew, when they made the contract, to be likely to result from the breach of it.</p> <p>Such compensation is not to be given for any remote and indirect loss or damage sustained by reason of the breach.</p> <p>When an obligation resembling those created by contract has been incurred and has not been discharged, any person injured by the failure to discharge it is entitled to receive the same compensation from the party in default, as if such person had contracted to discharge it and had broken his contract.</p>
<p>第74条 契約違反があった場合において、契約違反が生じた場合に一定の金銭を支払うこととされていたとき、又は契約に他の違約金条項が置かれているときは、かかる損害又は損失が実際に違反によって生じたものかが証明されるかどうかにかかわらず、その違反を主張する当事者は、契約の違反当事者から、支払うとされていた、又は違約金条項の金額を上回らない合理的な金額又は違約金の支払いを受ける権利を有する。</p>	<p>74. When a contract has been broken, if a sum is named in the contract as the amount to be paid in case of such breach, or if the contract contains any other stipulation by way of penalty, the party complaining of the breach is entitled, whether or not actual damage or loss is proved to have been caused thereby, to receive from the party who has broken the contract reasonable compensation not exceeding the amount so named or, as the case may be, the penalty stipulated for.</p>
<p>第124条 ある者が、自己の行為又は第三者の行為によって相手方に生じた損失を補償することを約する契約を、「補償契約」という。</p>	<p>124. A contract by which one party promises to save the other from loss caused to him by the conduct of the promisor himself, or by the conduct of any other person, is called a "contract of indemnity".</p>

<p>第 125 条 補償契約の受約者は、権限の範囲内で約束者に対し以下の補償を求める権利を有する。</p> <p>(1) 補償の約束が適用される事項に関連する訴訟において支払いが強制される損害の全額</p> <p>(2) 受約者が、訴訟の提起又は応訴に際し、約束者の命令に違反せず、補償契約がない状況下において慎重な行動を取った場合、又は約束者が訴訟の提起又は応訴について権限を付与した場合は、訴訟において支払いが強制される費用の全額</p> <p>(3) 和解が約束者の命令に反するものではなく、補償契約がない状況下において受約者にとって慎重な行動をとった場合、又は約束者が訴訟の和解につき権限を付与した場合は、かかる訴訟の示談条件に基づき支払う金額の全額</p>	<p>125. The promisee in a contract of indemnity, acting within the scope of his authority, is entitled to recover from the promisor-</p> <p>(1) all damages which he may be compelled to pay in any suit in respect of any matter to which the promise to indemnify applies;</p> <p>(2) all costs which he may be compelled to pay in any such suit if, in bringing or defending it, he did not contravene the orders of the promisor, and acted as it would have been prudent for him to act in the absence of any contract of indemnity, or if the promisor authorized him to bring or defend the suit;</p> <p>(3) all sums which he may have paid under the terms of any compromise of any such suit, if the compromise was not contrary to the orders of the promisor, and was one which it would have been prudent for the promisee to make in the absence of any contract of indemnity, or if the promisor authorized him to compromise the suit.</p>
<p>第 126 条 「保証契約」とは、第三者が不履行に陥った場合に、当該第三者の約束を履行し、又はその責任を免除する契約をいう。また、保証を提供する者を「保証人」といい、不履行に関して保証が行われる者を「主債務者」といい、保証の提供を受ける者を「債権者」という。保証契約は、口頭又は書面のいずれによっても締結することができる。</p>	<p>126. A "contract of guarantee" is a contract to perform the promise, or discharge the liability, of a third person in case of his default. The person who gives the guarantee is called the "surety": the person in respect of whose default the guarantee is given is called the "principal debtor", and the person to whom the guarantee is given is called the "creditor". A guarantee may be either oral or written.</p>
<p>第 128 条 契約に別段の定めがない限り、保証人の義務は主債務者の義務と同一の範囲において認められる。</p>	<p>128. The liability of the surety is co-extensive with that of the principal debtor, unless it is otherwise provided by the contract.</p>

<p>第 132 条</p> <p>2 人以上の者が、第三者との間で一定の義務を負う契約を締結した場合において、当該 2 人以上の者の間で一方の者が他方の者の不履行の場合にのみ義務を負担する旨の契約を締結しており、かつ当該第三者が当該 2 者間契約の当事者でないときは、当該第三者との間の契約における当該第三者に対する当該 2 人以上の者の義務は、当該第三者が当該複数債務者間の契約について知っていたとしても、当該複数債務者間の契約の存在によって何ら影響を受けない。</p>	<p>132.</p> <p>Where two persons contract with a third person to undertake a certain liability, and also contract with each other that one of them shall be liable only on the default of the other, the third person not being a party to such contract, the liability of each of such two persons to the third person under the first contract is not affected by the existence of the second contract, although such third person may have been aware of its existence.</p>
<p>第 133 条</p> <p>保証人の同意を得ることなく主債務者及び債権者の間で契約内容の変更がなされた場合、かかる変更後の取引に関し、保証人は免責される。</p>	<p>133.</p> <p>Any variance, made without the surety's consents, in the terms of the contract between the principal debtor and the creditor, discharges the surety as to transactions subsequent to the variance.</p>
<p>第 140 条</p> <p>被保証債務の支払期限が到来し、又は主債務者が履行遅滞に陥った場合、保証人は、その保証債務を全て履行した後、債権者が主債務者に対して有する全ての債権に代位する。</p>	<p>140.</p> <p>Where a guaranteed debt has become due, or default of the principal debtor to perform a guaranteed duty has taken place, the surety, upon payment or performance of all that he is liable for, is invested with all the rights which the creditor had against the principal debtor.</p>
<p>第 142 条</p> <p>取引の重要部分に関して、債権者によりなされた、又は債権者が知った上でなされた不実表示により得られた保証、又は取引の重要部分を告げずに得られた保証は、無効である。</p>	<p>142.</p> <p>Any guarantee which has been obtained by means of misrepresentation made by the creditor, or with his knowledge and assent, concerning a material part of the transaction, is invalid.</p>
<p>第 146 条</p> <p>2 人以上の者が同一の債務又は義務について共同保証人となる場合、共同か個別かを問わず、また同一の契約に基づくものであるか、異なる契約に基づくものであるかを問わず、また、相互に知っているか否かを問わず、当該共同保証人は、契約に別段の定めがない限り、その全債務又は全債務のうち主債務者による支払いが未了の部分について、それぞれ均等の割合で負担義務を負う。</p>	<p>146.</p> <p>Where two or more persons are co-sureties for the same debt or duty, either jointly or severally, and whether under the same or different contracts, and whether with or without the knowledge of each other, the co-sureties, in the absence of any contract to the contrary, are liable, as between themselves, to pay each an equal share of the whole debt, or of that part of it which remains unpaid by the principal debtor.</p>

<p>第 147 条 異なる金額の支払義務を負う共同保証人は、それぞれの保証債務の金額に満つるまで、互いに均等に支払義務を負う。</p>	<p>147. Co-sureties who are bound in different sums are liable to pay equally as far as the limits of their respective obligations permit.</p>
<p>第 148 条 「寄託」とは、一定の目的のもと、他の者に対して動産を引き渡すことであって、当該目的が達成された場合には、当該動産を返還し又は当該動産を引き渡した者の指示に従ってその他の方法により処分することとする契約に基づく法律関係を指す。当該動産を引き渡す者を「寄託者」といい、当該動産を引き渡される者を「受寄者」という。</p>	<p>148. A "bailment" is the delivery of goods by one person to another for some purpose, upon a contract that they shall, when the purpose is accomplished, be returned or otherwise disposed of according to the directions of the person delivering them. The person delivering the goods is called the "bailor". The person to whom they are delivered is called the "bailee".</p>
<p>第 151 条 受寄者は、いかなる寄託の場合であっても、通常の慎重さを有する者が類似の状況下で寄託物と同等の量、質及び価値を有する自己の動産についてなすであろうものと同様の注意をもって、自己に寄託された寄託物について注意する義務を負う。</p>	<p>151. In all cases of bailment the bailee is bound to take as much care of the goods bailed to him as a man of ordinary prudence would, under similar circumstances, take of his own goods of the same bulk, quality and value as the goods bailed.</p>
<p>第 163 条 受寄者は、別段の契約が存在しない限り、寄託物から生ずる一切の増加又は利益を、寄託者に対し、又は寄託者の指示に従って、引き渡さなければならない。</p>	<p>163. In the absence of any contract to the contrary, the bailee is bound to deliver to the bailor, or according to his directions, any increase or profit which may have accrued from the goods bailed.</p>
<p>第 170 条 受寄者は、寄託の目的に従い、寄託物に関し労力又は技術の実施を含むサービスを提供した場合には、別段の契約が存在しない限り、寄託物に対して実施したサービスの対価の支払を受けるまで、当該寄託物を留置することができる。</p>	<p>170. Where the bailee has, in accordance with the purpose of the bailment, rendered any service involving the exercise of labour or skill in respect of the goods bailed, he has, in the absence of a contract to the contrary, a right to retain such goods until he receives due remuneration for the services he has rendered in respect of them.</p>
<p>第 182 条 「代理人」とは、他の者のために一定の行為をなすため、又は第三者との取引において他の者を代理するために、委託を受けた者をいう。かかる行為がなされる者又は代理される者を「本人」という。</p>	<p>182. An "agent" is a person employed to do any act for another or to represent another in dealings with third persons. The person for whom such act is done, or who is so represented, is called the "principal".</p>

<p>第 188 条 ある行為を行うことについて代理権を有する代理人は、当該行為をなすために必要とされるあらゆる適法な行為を行う権限を有する。</p> <p>また、ある事業を行う代理権を有する代理人は、かかる目的のために必要とされる、又は当該事業を行う過程で通常行われる、あらゆる適法な行為を行う権限を有する。</p>	<p>188. An agent having an authority to do an act has authority to do every lawful thing which is necessary in order to do such act.</p> <p>An agent having an authority to carry on a business has authority to do every lawful thing necessary for the purpose, or usually done in the course of conducting such business.</p>
<p>第 189 条 代理人は、緊急時において、本人の利益を保護するために、通常の慎重さを有する者が同様の状況において自己の場合に行うであろう、あらゆる行為を行う権限を有する。</p>	<p>189. An agent has authority, in an emergency, to do all such acts for the purpose of protecting his principal from loss as would be done by a person of ordinary prudence, in his own case, under similar circumstances.</p>
<p>第 192 条 復代理人が適法に選任されている場合は、本人は、第三者との関係では、復代理人により代理されていることになり、復代理人が本人より当初から選任されていた場合と同様に、その行為に責任を負う。</p> <p>代理人は、本人との関係では、復代理人の行為に責任を負う。</p> <p>復代理人は、代理人に対して責任を負うものであり、詐欺行為又は故意がある場合を除き、本人に対して直接責任を負うことはない。</p>	<p>192. Where a sub-agent is properly appointed, the principal is, so far as regards third persons, represented by the sub-agent, and is bound by and responsible for his acts, as if he were an agent originally appointed by the principal.</p> <p>The agent is responsible to the principal for the acts of the sub-agent.</p> <p>The sub-agent is responsible for his acts to the agent, but not to the principal, except in case of fraud or wilful wrong.</p>
<p>第 196 条 ある者が、他の者の了解又は授権なくして当該他の者を代理してある行為を行った場合に、当該他の者は、当該ある者の行為を追認又は否認することができる。当該他の者が追認を選択した場合、授権があった場合と同様の効力が発生することになる。</p>	<p>196. Where acts are done by one person on behalf of another, but without his knowledge or authority, he may elect to ratify or to disown such acts. If he ratify them, the same effects will follow as if they had been performed by his authority.</p>

<p>第 201 条</p> <p>代理は、本人がその権限の委任を撤回すること、代理人がその代理業務を拒否すること、代理に係る業務が完了したこと、本人又は代理人のいずれかが死亡し若しくは判断能力を喪失した状態になること、又は本人がその時点で有効な破産債務者の救済に関する法律の規定に基づき破産宣告を受けることにより、終了する。</p>	<p>201.</p> <p>An agency is terminated by the principal revoking his authority; or by the agent renouncing the business of the agency; or by the business of the agency being completed; or by either the principal or agent dying or becoming of unsound mind; or by the principal being adjudicated an insolvent under the provisions of any Act for the time being in force for the relief of insolvent debtors.</p>
<p>第 212 条</p> <p>代理人は、本人が技能の欠如の通知を受け取っている場合を除き、同種の業務を遂行する者が通常有している技能を持ってかかる業務を遂行しなければならない。代理人は、常に合理的な注意をもって行為を行い、自己の有する技能を活用し、かつその過失、技能の欠如又は不当行為に直接起因する結果については、本人に対して賠償しなければならない。もっとも、このような過失、技能の欠如又は不当行為から間接的に若しくは隔離的に起因する損失若しくは損害については、賠償しなくともよい。</p>	<p>212.</p> <p>An agent is bound to conduct the business of the agency with as much skill as is generally possessed by persons engaged in similar business, unless the principal has notice of his want of skill. The agent is always bound to act with reasonable diligence, and to use such skill as he possesses; and to make compensation to his principal in respect of the direct consequences of his own neglect, want of skill or misconduct, but not in respect of loss or damage which are indirectly or remotely caused by such neglect, want of skill or misconduct.</p>
<p>第 219 条</p> <p>特段の契約が存在しない場合にあつては、行為の履行に対する報酬は、かかる行為の履行が完了するまで支払われない。ただし、代理人は、自己に販売委託された物が全て売却されていない場合、又は販売行為が完全に完了していない場合であっても、その対価として受領した金銭を留置することができる。</p>	<p>219.</p> <p>In the absence of any special contract, payment for the performance of any act is not due to the agent until the completion of such act; but an agent may detain moneys received by him on account of goods sold, although the whole of the goods consigned to him for sale may not have been sold, or although the sale may not be actually complete.</p>

2. 物品売買法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第2条</p> <p>(7) 「物品」とは、請求可能な債権及び金銭以外のあらゆる種類の動産をいい、電気、水道、ガス、株式、育成中の作物、草、及び売買に先立ち又は売買契約に基づいて土地から分離することについて合意した、当該土地に付着し若しくは当該土地の一部をなす物を含む。</p>	<p>2.</p> <p>(7) "goods" means every kind of moveable property other than actionable claims and money; and includes electricity, water, gas, stock and shares, growing crops, grass, and things attached to or forming part of the land which are agreed to be severed before sale or under the contract of sale;</p>
<p>第4条</p> <p>(1) 物品売買契約とは、売主が買主に対して、代金と引換に、物品の財産権を移転する契約又は移転することについて合意する契約をいう。契約は、部分的な所有者と別の部分の所有者間でも可能である。</p> <p>(2) 売買契約は、無条件であっても、条件付きであってもよい。</p> <p>(3) 売買契約に基づき物品の財産権が売主から買主に移転される場合、当該契約は売買と呼ばれるが、物品の財産権の移転が将来において発生することになっている、又は将来成就すべき条件が付されている場合、当該契約は売買の合意と呼ばれる。</p> <p>(4) 売買の合意は、時間の経過又は物品の財産権の移転に関する条件の成就により、売買となる。</p>	<p>4.</p> <p>(1) A contract of sale of goods is a contract whereby the seller transfers or agrees to transfer the property in goods to the buyer for a price. There may be a contract of sale between one part-owner and another.</p> <p>(2) A contract of sale may be absolute or conditional.</p> <p>(3) Where under a contract of sale the property in the goods is transferred from the seller to the buyer, the contract is called a sale, but where the transfer of the property in the goods is to take place at a future time or subject to some condition thereafter to be fulfilled, the contract is called an agreement to sell.</p> <p>(4) An agreement to sell becomes a sale when the time elapses or the conditions are fulfilled subject to which the property in the goods is to be transferred.</p>
<p>第5条</p> <p>(1) 売買契約は、代金と引き換えに物品を買う又は売る旨の申込みと、それに対する承諾によって成立する。契約においては、物品の引渡し及び代金の支払いを、即時、分割、又は後日とする旨定めることもできる。</p> <p>(2) 現行の法令に別段の定めがない限り、売買契約においては、書面若しくは口頭をもって締結することも、一部を書面、一部を口頭により</p>	<p>5.</p> <p>(1) A contract of sale is made by an offer to buy or sell goods for a price and the acceptance of such offer. The contract may provide for the immediate delivery of the goods or immediate payment of the price or both, or for the delivery or payment by instalments, or that the delivery or payment or both shall be postponed.</p> <p>(2) Subject to the provisions of any law for the time being in force, a contract of sale may be made in writing or by word of mouth, or partly in writing</p>

<p>締結することも、又は当事者の行動により黙示的に締結することもできる。</p>	<p>and partly by word of mouth or may be implied from the conduct of the parties.</p>
<p>第7条 特定の物品を目的物とする売買契約については、当該契約の締結時において、当該物品がすでに滅失しているか、又は当該契約における記載に対応しないほど毀損されており、かつ、売主がかかる事情について知らないときは、当該契約は無効である。</p>	<p>7. Where there is a contract for the sale of specific goods, the contract is void if the goods without the knowledge of the seller have, at the time when the contract was made, perished or become so damaged as no longer to answer to their description in the contract.</p>
<p>第8条 特定の物品について売買の合意がなされ、その後当該物品の危険が買主に移転する前に、売主又は買主の過誤によらずに滅失し、又は当該合意における記載に対応しないほど毀損されている場合には、当該合意は無効となる。</p>	<p>8. Where there is an agreement to sell specific goods, and subsequently the goods without any fault on the part of the seller or buyer perish or become so damaged as no longer to answer to their description in the agreement before the risk passes to the buyer, the agreement is thereby avoided.</p>
<p>第16条 本法令及びその他現行法令に別段の定めがない限り、物品の売買契約に基づいて提供を受けた物品がある特定の目的のための品質又は適性を有することについては、以下の場合を除き、黙示の条件又は保証は存在しない。</p> <p>(1) 買主が売主に対して、ある物品を必要とする特定の目的を知らせることにより、明示的であるか黙示的であるかを問わず、買主が売主の技術又は判断を信頼していることを示し、かつ、当該物品が売主（製造者又は生産者であるか否かを問わない）の業務において供給されている物品である旨記載されている場合には、当該物品については、当該目的に合理的に適したものであることについて黙示の条件があるものとする。</p> <p>ただし、特定の物品についての売買契約が特許又はその他商標に基づくものである場合、特定の目的に合理的に適したものであることについての黙示の条件はないものとする。</p>	<p>16. Subject to the provisions of this Act and of any other law for the time being in force, there is no implied warranty or condition as to the quality or fitness for any particular purpose of goods supplied under a contract of sale, except as follows:-</p> <p>(1) Where the buyer, expressly or by implication, makes known to the seller the particular purpose for which the goods are required, so as to show that the buyer relies on the seller's skill or judgment, and the goods are of a description which it is in the course of the seller's business to supply (whether he is the manufacturer or producer or not), there is an implied condition that the goods shall be reasonably fit for such purpose:</p> <p>Provided that, in the case of a contract for the sale of a specified article under its patent or other trade name, there is no implied condition as to its fitness for any particular purpose.</p>
<p>第18条 確定されていない物品を目的物とする売買契約においては、当該物品が確定されない限り、その財産権は買主に移転しない。</p>	<p>18. Where there is a contract for the sale of unascertained goods, no property in the goods is transferred to the buyer unless and until goods are ascertained.</p>

<p>第 19 条</p> <p>(1) 特定の物品又は確定されている物品を目的物とする売買契約においては、その財産権は、契約の当事者が意図した時期に、買主に移転する。</p> <p>(3) 別段の意図がある場合を除き、第 20 条ないし第 24 条の規定は、物品の財産権が買主に移転する時期に関する当事者の意思を確定するための準則である。</p>	<p>19.</p> <p>(1) Where there is a contract for the sale of specific or ascertained goods the property in them is transferred to the buyer at such time as the parties to the contract intend it to be transferred.</p> <p>(3) Unless a different intention appears, the rules contained in section 20 to 24 are rules for ascertaining the intention of the parties as to the time at which the property in the goods is to pass to the buyer.</p>
<p>第 20 条</p> <p>引渡可能な状態にある特定の物品についての無条件の売買契約においては、物品の財産権は、当該契約が締結されたときに買主に移転し、代金の支払時期若しくは物品の引渡時期又はその両方が遅滞したとしても、それは重要ではない。</p>	<p>20.</p> <p>Where there is an unconditional contract for the sale of specific goods in a deliverable state, the property in the goods passes to the buyer when the contract is made, and it is immaterial whether the time of payment to the price or the time of delivery of the goods, or both, is postponed.</p>
<p>第 26 条</p> <p>別段の合意がない限り、物品の財産権が買主に移転されるまで、その危険も売主にとどまるが、その財産権が買主に移転された時点をもって、引渡し既になされているかどうかにかかわらず、危険も買主に移転する。</p> <p>ただし、引渡し既が買主又は売主のいずれかの過誤によって遅滞した場合には、過誤がなかったとすれば生じなかった損失については、過誤のある当事者の危険に帰する。</p> <p>また、本条のいかなる規定も、他方当事者の物品の受託者としての売主又は買主いずれの義務又は債務にも影響を与えるものではない。</p>	<p>26.</p> <p>Unless otherwise agreed, the goods remain at the seller's risk until the property therein is transferred to the buyer, but when the property therein is transferred to the buyer, the goods are at the buyer's risk whether delivery has been made or not:</p> <p>Provided that, where delivery has been delayed through the fault of either buyer or seller, the goods are at the risk of the party in fault as regards any loss which might not have occurred but for such fault:</p> <p>Provided also that nothing in this section shall affect the duties or liabilities of either seller or buyer as a bailee of the goods of the other party.</p>
<p>第 29 条</p> <p>物品の売主が 1872 年契約法第 19 条又は第 19 A 条に基づく取消し可能な契約に従いその財産権を取得した場合で、当該契約が売買の時点で無効である場合、買主が当該物品を善意で買い取り、かつ売主の権原の欠陥に関する通知がない場合に限り、買主は当該物品に対する正当な権原を取得する。</p>	<p>29.</p> <p>When the seller of goods has obtained possession thereof under a contract voidable under section 19 or section 19A of the Contract Act, 1872, but the contract has not been rescinded at the time of the sale, the buyer acquires a good title to the goods, provided he buys them in good faith and without notice of the seller's defect of title.</p>

<p>第 31 条</p> <p>物品の売買契約の条件に従って物品を引き渡すことは売主の義務であり、また、当該売買契約の条件に従って物品の引渡しを受け、その代金を支払うことは買主の義務である。</p>	<p>31.</p> <p>It is the duty of the seller to deliver the goods and of the buyer to accept and pay for them, in accordance with the terms of the contract of sale.</p>
<p>第 32 条</p> <p>別段の合意がない限り、物品の引渡しと代金の支払いは同時条件にある。すなわち、売主は、代金と引き換えに買主に対して物品の占有を与える準備をし、かつこれを与えるものとし、また、買主は、物品の占有と引き換えに代金を支払う準備をし、かつこれを支払うものとする。</p>	<p>32.</p> <p>Unless otherwise agreed, delivery of the goods and payment of the price are concurrent conditions, that is to say, the seller shall be ready and willing to give possession of the goods to the buyer in exchange for the price, and the buyer shall be ready and willing to pay the price in exchange for possession of the goods.</p>
<p>第 45 条</p> <p>(1) 物品の売主は、以下の場合、本法令上、「支払いを受けない売主」とみなされる。</p> <p>(a) 代金の全部について支払いがなされず、又は支払いの提供を受けていないとき。</p> <p>(b) 条件付きの支払いとして為替手形その他の有価証券を受領し、かつ、その条件が有価証券の不渡りその他の理由によって成就しなかったとき。</p>	<p>45.</p> <p>(1) The seller of goods is deemed to be an "unpaid seller" within the meaning of this Act-</p> <p>(a) when the whole of the price has not been paid or tendered;</p> <p>(b) when a bill of exchange or other negotiable instrument has been received as conditional payment, and the condition on which it was received has not been fulfilled by reason of the dishonour of the instrument or otherwise.</p>
<p>第 46 条</p> <p>(1) 本法令及び当該時点で効力を有する法令上、別段の定めがない限り、物品について支払いを受けない売主は、物品の財産権が買主に移転した後も、次の権利を有する。</p> <p>(a) 物品を占有している間、当該物品上に代金債権についての優先権を有する。</p> <p>(b) 買主の支払不能の場合、売主は、既に財産権を手放した物品の運送を中止する権利（運送中止請求権）を有する。</p> <p>(c) 本法令において許容される範囲において、物品を再売買する権利を有する。</p>	<p>46.</p> <p>(1) Subject to the provisions of this Act and of any law for the time being in force, notwithstanding that the property in the goods may have passed to the buyer, the unpaid seller of goods, as such, has by implication of law-</p> <p>(a) a lien on the goods for the price while he is in possession of them;</p> <p>(b) in case of the insolvency of the buyer a right of stopping the goods in transit after he has parted with the possession of them;</p> <p>(c) a right of re-sale as limited by this Act.</p>

<p>第 55 条</p> <p>(1) 売買契約に基づいて物品の財産権が買主に移転しているにもかかわらず、買主が、正当な理由なく、当該契約の条件に従い当該物品の代金の支払いを怠り、又はこれを拒絶する場合、売主は、当該物品の代金を支払うよう買主を訴えることができる。</p> <p>(2) 売買契約において、引渡しにかかわらず代金は一定の期日に支払われる旨合意されているにもかかわらず、買主が、正当な理由なく、その代金の支払いを怠り、又はこれを拒絶する場合、物品の財産権がまだ移転しておらず、また、当該物品が契約上確保されていない場合であっても、売主は、当該代金を支払うよう買主を訴えることができる。</p>	<p>55.</p> <p>(1) Where under a contract of sale the property in the goods has passed to the buyer wrongfully neglects or refuses to pay for the goods according to the terms of the contract, the seller may sue him for the price of the goods.</p> <p>(2) Where under a contract of sale the price is payable on a day certain irrespective of delivery and the buyer wrongfully neglects or refuses to pay such price, the seller may sue him for the price although the property in the goods has not passed and the goods have not been appropriated to the contract.</p>
<p>第 56 条</p> <p>買主が、正当な理由なく、物品の受領及び当該物品の代金の支払いを怠り又はこれを拒絶する場合、売主は、受領の懈怠による損害を賠償するよう買主を訴えることができる。</p>	<p>56.</p> <p>Where the buyer wrongfully neglects or refuses to accept and pay for the goods, the seller may sue him for damages for non-acceptance.</p>
<p>第 57 条</p> <p>売主が、正当な理由なく、買主に対して物品の引渡しを怠り又は拒絶する場合、買主は、引渡しの懈怠による損害を賠償するよう売主を訴えることができる。</p>	<p>57.</p> <p>Where the seller wrongfully neglects or refuses to deliver the goods to the buyer, the buyer may sue the seller for damages for non-delivery.</p>
<p>第 60 条</p> <p>売買契約の一方の当事者が、履行期日より前に契約の履行を拒絶する場合には、相手方当事者は、その選択により、契約の存続を前提に履行期日まで待つことも、又は契約が破棄されたものとしてその違反による損害につき賠償するよう相手方当事者を訴えることもできる。</p>	<p>60.</p> <p>Where either party to a contract of sale repudiates the contract before the date of delivery, the other may either treat the contract as subsisting and wait till the date of delivery, or he may treat the contract as rescinded and use for damages for the breach.</p>

3. 組合法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第4条 「組合」とは、その全員が行う事業又は一部の者が全員のために行う事業につき、当該事業の利益を分け合う旨を合意した者の間の関係をいう。</p> <p>組合に加入した者は個別に「組合員」といい、総称して「商事組合」という。また、商事組合が事業を行う際に使用する名称を「商事組合名」という。</p>	<p>4. "Partnership" is the relation between persons who have agreed to share the profits of a business carried on by all or any of them acting for all.</p> <p>Persons who have entered into partnership with one another are called individually "partners" and collectively "a firm", and the name under which their business is carried on is called the "firm name".</p>
<p>第5条 組合関係は契約によって成立するものであり、ある状態にあることによって成立されるものではない。</p> <p>とりわけ、家業等を営むヒンドゥー教の不分割家族、及び夫と妻で事業等を営むビルマ仏教徒は、当該事業における組合員とはならない。</p>	<p>5. The relation of partnership arises from contract and not from status;</p> <p>and, in particular, the members of a Hindu undivided family carrying on a family business as such, or a Burmese Buddhist husband and wife carrying on business as such are not partners in such business.</p>
<p>第9条 組合員は、共同利益の最大化のために商事組合の事業を営み、相互に公正かつ誠実でなくてはならず、いずれの組合員又はその法的代理人に対しても、商事組合に影響を及ぼす全ての事項について、正確な計算を提出し、十分な情報を提供する義務を負う。</p>	<p>9. Partners are bound to carry on the business of the firm to the greatest common advantage, to the just and faithful to each other, and to render true accounts and full information of all things affecting the firm to any partner or his legal representative.</p>
<p>第12条 組合員間における別段の契約が存在しない限り、</p> <p>(a) 各組合員は業務執行に参加する権利を有する。</p> <p>(b) 各組合員は業務執行につき、慎重に自己の義務を果たす義務を負う。</p> <p>(c) 業務に関連する常務に関連して生じた疑義は、組合員の過半数の決議によって決定するこ</p>	<p>12. Subject to contract between the partners-</p> <p>(a) every partner has a right to take part in the conduct of the business;</p> <p>(b) every partner is bound to attend diligently to his duties in the conduct of the business;</p> <p>(c) any difference arising as to ordinary matters connected with the business may be decided by a</p>

<p>とができ、各組合員は、当該事項の決定に先立ち、自己の意見を表明する権利を有するが、組合員全員の同意を得ることなく、組合の事業の性質について変更を行うことはできない。</p> <p>(d) 各組合員は、商事組合の会計帳簿を閲覧し、これを検査・謄写する権利を有する。</p>	<p>majority of the partners, and every partner shall have the right to express his opinion before the matter is decided, but no change may be made in the nature of the business without the consent of all the partners; and</p> <p>(d) every partner has a right to have access to and to inspect and copy any of the books of the firm.</p>
<p>第 18 条 本法令に別段の定めがある場合を除き、ある商事組合の各組合員は、商事組合の事業の目的に関して、商事組合の代理人である。</p>	<p>18. Subject to the provision of this Act, a partner is the agent of the firm for the purposes of the business of the firm.</p>
<p>第 25 条 各組合員は、他の全ての組合員と共同して、又は単独で、当該組合員が組合員である期間において商事組合として行ったあらゆる行為について責任を負う。</p>	<p>25. Every partner is liable, jointly with all the other partners and also severally, for all acts of the firm done while he is a partner.</p>
<p>第 26 条 ある組合員について、当該組合員が通常の商事組合の業務執行を行う過程で、又は当該組合員の権限の範囲内の行為に関して、不当行為又は不作為があり、かつ、第三者に対して損失又は損害を生じさせた場合、又は何らかの罰則の対象となった場合には、商事組合は、当該組合員と同様に責任を負う。</p>	<p>26. Where, by the wrongful act or omission of a partner acting in the ordinary course of the business of a firm, or with the authority of his partners, loss or injury is caused to any third party, or any penalty is incurred, the firm is liable therefor to the same extent as the partner.</p>

第二部 バングラデシュにおける紛争解決手続の解説

第1章 概観

1. バングラデシュの法体系

バングラデシュの法体系は、同国の成立の歴史的経緯に大きな影響を受けている。

冒頭でも述べたとおり、バングラデシュは、かつては英国の植民地支配の下にあり、英領インド帝国の一部であった。また、現在も英連邦 (Commonwealth of Nations) の加盟国である。

バングラデシュは、英領インド帝国が、1947年にインドとパキスタンに分裂した際、当時の行政区分において東ベンガル州にあっていた又は州がパキスタンへの帰属を選択し、その後さらに1971年にパキスタンから分離独立したことにより、成立した国である。

このように、元々英領インド帝国の単一の州が独立国家となったという歴史的経緯から、バングラデシュは連邦制ではなく単一国家であり、(日本の都道府県のような) 行政区分はあるものの²⁰、米国やインドのような連邦政府と複数の州により構成される連邦国家ではない。

そのため、バングラデシュの法令に連邦法、州法の区別は存在せず、法令は基本的には全てバングラデシュ全域に通用する国法である。ただし、日本と同様、地方レベルでの条例に相当する法令は存在し、これにより国法が一部修正されていることもある。

バングラデシュは、その歴史的経緯から、いわゆる英国のコモンロー (common law) の法体系を採用している。もっとも、バングラデシュでは、法令は、基本的に議会の制定する制定法の形式をとっており、法令の解釈において、判例や慣習が考慮されていることが通常である。

現在のバングラデシュの法体系は、英国のコモンローの法体系を基礎としつつも、米国や大陸法の法体系を一部取り入れたものとなっている。たとえば、英国の裁判所は違憲立法審査権を有しないが²¹、バングラデシュの最高裁判所は、憲法で保障された国民の基本的な人権に反する制定法を無効とする、米国式の違憲立法審査権を有している。

バングラデシュは、歴史的な沿革から、多くの英国統治時代の法令が、独立後に自国法として採用されており、本報告書で詳述するバングラデシュの民事訴訟手続の根拠法令である1908年民事訴訟法も、英領インド帝国で制定された法令を自国法として採用したものである (もちろん、その後の数度にわたる改正により、現在のバングラデシュの1908年民事訴訟法の内容は、英領インド帝

²⁰ バングラデシュの国土は、行政上、6つの地方 (Division)、64の県 (District、ベンガル語では「ジェラ」)、496の郡 (Sub-district、ベンガル語では「タナ」又は「ウポジェラ」) に区分されている。

²¹ 英国には成文憲法が存在しないため、英国の最高裁判所 (2009年10月1日に最高法院としての貴族院に代わる司法の最高機関として創設) は、違憲立法審査権を行使することができない。

国時代の法令の内容と全く同一というわけではない。

なお、現在のインド、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマーは、いずれもかつて英領インド帝国の一部であったことから、いずれも独立時に、多くの英国統治時代の法令を自国法として採用している。もちろん、独立後は、各国ごとに独自の改正が重ねられており、現在では各国の法令の内容は、それぞれ相当程度異なっているが、基本的にはこれらの4カ国の法令は、いずれも英領インド帝国時代の法令を基礎としており、全般的に非常に似通っている。

2. バングラデシュの司法制度

バングラデシュの司法制度は、英領インド帝国時代に導入された英国の司法制度を基礎としており、コモンロー、エクイティの法理に基づいて運用されている。そのため、バングラデシュにおける民事裁判では、基本的には公正な裁判が期待できる（もっとも、政治的要因により不公平な裁判がなされる事例も少なくないようである）。

バングラデシュにおける裁判は、立法権及び行政権から独立した、バングラデシュ最高裁判所（Supreme Court of Bangladesh）と下級裁判所によって担われている。下級裁判所には、地方裁判所と高等裁判所があるが、上述の、英領インド帝国の単一の州が独立国家となったという歴史的経緯から、バングラデシュには高等裁判所が首都のダッカにしか存在せず²²、高等裁判所と最高裁判所が一体となっている。

最高裁判所のうち、高等裁判所の機能を担うのが高等裁判所部（High Court Division）であり、最高裁判所の機能を担うのが上訴部（Appellate Division）である。高等裁判所部は、下級裁判所の判決に対する上訴に管轄を有するほか、国民の基本的な人権を保障するために必要な指令（directions）及び命令（orders）を発する権限を有している。また、上訴部は、高等裁判所部の判決、命令などに対する上訴について管轄を有するとともに、憲法で保障された国民の基本的な人権に反する制定法を無効とする違憲立法審査権を有しており、終審裁判所たる最高裁判所としての機能を有している。

民事事件については、訴額などに応じて複数の民事裁判所（Civil Courts）が設けられているが、訴額が40万タカ（約60万円）を超える訴訟については、基本的に、地方判事裁判所（Court of the District Judge）又は共同地方判事裁判所（Court of the Joint District Judge）が管轄を有するものとされている。

これらの裁判所の判決に対しては最高裁判所の高等裁判所部へ控訴できる（共同地方判事裁判所の判決で50万タカ（約75万円）を超えないものを除く）。また、バングラデシュでは三審制を採用しているが、高等裁判所部の判決に対しては、高等裁判所部が事件に重要な法律の問題（substantial question of law）が存すると認めた場合、又は上訴部が上告を許可した場合に限り、上訴部に対して上告をすることができることとされている。

一般的に、民事裁判で判決を得るまでには、事件の複雑度などに左右されるものの、上訴を含め、簡単な事件であれば、2年から4年程度、複雑な事件であ

²² 現在のインドの高等裁判所は、各州又は2以上の州に1つの割合で存在する。バングラデシュの高等裁判所及び最高裁判所は、東ベンガル州の高等裁判所が、独立後にそのままバングラデシュの高等裁判所になるとともに、最高裁判所としての機能を兼ねるようになったものである。

れば4年から7年又は10年程度の時間を要することも珍しくない。

また、通常の民事裁判所のほかに、労働問題に管轄を有する労働裁判所 (Labor Courts)、公務員に関する紛争について管轄を有する行政審判所 (Administrative Tribunals)、租税について管轄を有する所得税審判所 (Income Tax Appellate Tribunals) 及び付加価値税審判所 (VAT Appellate Tribunals)、金融機関の貸金債権に関する請求について管轄を有する貸金裁判所 (Artha Rin Adlats) などの司法機関及び審判所が存在する。

3. 外国仲裁の施行可能性

バングラデシュは外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (いわゆるニューヨーク条約) を留保なしに批准している。

2001年仲裁法 (Arbitration Act, 2001) により、外国仲裁判断は、ダッカの地区判事裁判所の承認を得ることで裁判所の判決と同様に執行できるとされており、外国仲裁判断の承認執行が認められている。したがって、仲裁はバングラデシュ企業と取引しようとする外国企業にとって有力な紛争解決手段であり、実際に、多くの外国企業において、バングラデシュ企業と取引する際に、バングラデシュ若しくは自国、又は第三国を仲裁地とする仲裁合意が行われている。

バングラデシュ国内で利用できる常設の仲裁機関としては、2011年4月に運営を開始したバングラデシュ国際仲裁センター (Bangladesh International Arbitration Centre) がある。

第2章 民事訴訟に関する法律

バングラデシュの民事訴訟手続についての主要な制定法は、当時、バングラデシュがその一部であった英領インド帝国で制定された 1908 年民事訴訟法（Code of Civil Procedure, 1908）である。

英領インド帝国では、1859年に始めて統一的な民事訴訟法が制定され、その後、1887年に同法が廃止され、新たな民事訴訟法が制定されていたが、1908年民事訴訟法は1887年民事訴訟法を廃止してこれを置き換えるものであった。1908年民事訴訟法は、その後、バングラデシュが英領インド帝国の一部であった時代、パキスタンの一部であった時代、及びバングラデシュ独立後における数次の改正を経て現在に至っている。

1908年民事訴訟法は、全部で158の条文（ただし、上記の数次にわたる改正により、条文ごと削除されているものもある。）からなる本文と、第1から第4までの附則（Schedule）（ただし、第2附則については、廃止されている。）から構成されており、詳細な訴訟手続の規定については、本文ではなく、附則に規定されている。附則は、日本の民事訴訟規則に相当するといえる。

また、民事訴訟、刑事訴訟を問わず、証拠の取扱いに関しては、1872年証拠法（Evidence Act, 1872）が規定している。

1908年民事訴訟法のうち、特に重要と思われる条文については、本報告書の第二部の末尾の別紙に、原文とその日本語訳を引用しているので、適宜ご参照されたい。なお、同日本語訳は、筆者らが独自に作成したものであり、したがってバングラデシュ政府による公式な日本語訳ではない。

第3章 裁判所

バングラデシュは、憲法（Constitution of the People's Republic of Bangladesh）上、三権独立の統治機構を採用しており、司法権は最高裁判所をはじめとする裁判所に属する。

1. 裁判所の構成

バングラデシュの裁判所は、最高裁判所（Supreme Court）と、下級裁判所（subordinate courts）から成る。裁判所は、特別の規定のない限り、全ての民事事件について、裁判を行うことができる（民事訴訟法9条）。

上述のとおり、英領インド帝国の単一の州が独立国家となったという歴史的経緯から、バングラデシュにはいわゆる高等裁判所が首都のダッカにしか存在せず、高等裁判所と最高裁判所が一体となっており、最高裁判所は、上訴部（Appellate Division）と高等裁判所部（High Court Division）から構成されている。

(1) 最高裁判所（Supreme Court）

最高裁判所は、上訴部（Appellate Division）と高等裁判所部（High Court Division）により構成される（憲法94条）。

ア 上訴部

上訴部は、高等裁判所部の判決に対する上訴について裁判権を有するなど、バングラデシュにおける最上級の司法裁判所としての権限を有している。

民事訴訟については、上訴部への上訴は、憲法の解釈に関する重要な事項を含むと高等裁判所部が認めた場合、及び上訴部が上訴の許可を与えた場合に限り、可能とされている（憲法103条）。

イ 高等裁判所部

高等裁判所部は、下級裁判所のした判決に対する上訴の一部について裁判権を有している。

具体的には、高等裁判所部は、地方判事裁判所のした判決（民事裁判所法（Civil Courts Act）20条）、及び共同地方判事裁判所のした判決のうち訴額が50万タカ（約75万円）を超えるもの（民事裁判所法21条）の上訴について裁判権を有する。

(2) 下級裁判所（subordinate courts）

バングラデシュでは、民事事件について裁判を行う下級裁判所として、①地方判事裁判所（Court of District Judge）、②共同地方判事裁判所（Court of Joint District Judge）、③上級判事補裁判所（Court of Senior Assistant Judge）及び④判事

補裁判所 (Court of the Assistant Judge) が設置されている (民事裁判所法 3 条)²³。

ア 地方判事裁判所

地方判事裁判所は、全国 64 の県にそれぞれ一つずつ設置される下級裁判所のもっとも上位の裁判所であり、全ての民事訴訟について、第一審としての裁判権を有する (民事裁判所法 18 条)。

ただし、民事訴訟は、裁判権を有する最下級の裁判所に提起しなければならない (民事訴訟法 15 条) こととされており、次に述べる共同地方判事裁判所も全ての民事事件について第一審として裁判権を有していることから、通常、地方判事裁判所が第一審として裁判を行うことはない。

地方判事裁判所は、訴額が 50 万タカ (約 75 万円) 以下の民事訴訟について共同地方判事裁判所がした判決、及び上級判事補裁判所及び判事補裁判所のした判決に対する上訴について裁判権を有する。

イ 共同地方判事裁判所

共同地方判事裁判所は、全ての民事訴訟の第一審について裁判権を有している (民事裁判所法 18 条)。

次に述べる上級判事補裁判所が、訴額が 40 万タカ (約 60 万円) 以下の訴訟について裁判権を有していることから、「民事訴訟は、裁判権を有する最下級の裁判所に提起しなければならない」との原則を踏まえ、共同地方判事裁判所は、訴額が 40 万タカ超の民事訴訟について、第一審として裁判を行うこととなる。

ウ 上級判事補裁判所

上級判事補裁判所は、訴額が 20 万タカ (約 30 万円) 超、40 万タカ (約 60 万円) 以下の民事訴訟の第一審について裁判権を有する (民事裁判所法 19 条)

エ 判事補裁判所

判事補裁判所は、訴額が 20 万タカ (約 30 万円) を超えない民事訴訟の第一審について裁判権を有する (民事裁判所法 19 条)。

(3) その他の裁判所

バングラデシュでは、上述の各民事裁判所のほか、個別法により、一定の事件について管轄権を有する特別な裁判所又は審判所が多数存在する。

バングラデシュにおける民事事件に係る各民事裁判所以外の主な裁判所又は審判所としては、以下のものが挙げられる。

²³ これらの他に、最高裁判所高等裁判所部の同意を得て政府が任命し、地方判事の嘱託する仕事について地方判事と同一の機能を果たす追加地方判事 (Additional District Judge) による追加地方判事裁判所 (Court of Additional District Judge) も存する。

労働上訴審判所 (Labour Appellate Tribunal)	2006 年労働法 (Bangladesh Labour Act, 2006) 218 条
	政府の指定する議長及び他の構成員により構成される。議長は、最高裁判所判事か最高裁判所判事であった者から選任される。他の構成員は、公務員、又は最高裁判所判事か地裁判事であった者から選任される。
	労働裁判所の命令、裁定、言渡しを変更し、破棄し、ある労働裁判から別の労働裁判所に事件を移送することができる。
労働裁判所 (Labour Court)	2006 年労働法 214 条 10 項
	議長（最高裁判所高等裁判所部の判事若しくは追加判事、地方判事、追加地方判事から選任される。）及び 2 名の構成員（労働者代表 1 名、雇用者代表 1 名）から構成される。
	労働に関する民事事件及び刑事事件の裁判を行い、裁定をし（32 条）、刑を決定して言い渡すことができる（37 条）。交渉、調停及び仲裁も規定されている。
	裁定については、労働上訴審判所に 30 日以内に上訴することができる。
行政審判所 (Administrative Tribunal)	憲法 117 条、1980 年行政審判所法 (Administrative Tribunals Act, 1980)、1982 年規則
	地方判事 1 名から構成される。
	バングラデシュ人民共和国の公務員若しくは法律上公権力を付与された者がする年金受給権を含む労働条件についての申立て、又は公務員若しくは法律上公権力を付与された者について採られた措置について、専属裁判所として裁判を行う。
	行政上訴審判所に上訴する。
行政上訴審判所 (Administrative Appellate Tribunal)	1980 年行政審判所法 5 条
	議長 1 名とその他の構成員 2 名から構成される。議長は、最高裁判所の判事から指名される。他の構成員の 1 名は、共同長官 (Joint Secretaries) から、もう 1 名は地方判事から任命される。
	行政審判所の決定について、3 カ月以内に裁判をする。
	最高裁判所上訴部への上訴を許可できる。
租税控訴審判所 (Tax Appellate Tribunal)	1984 年所得税規則 (Income Tax Ordinance, 1984) 11 条
	大統領並びに政府の決定する司法及び会計の職員
	最下部の紛争解決組織は、①租税管理官 (Commissioner of Taxes (IJC))、②租税副管理官 (Deputy Commissioner of Taxes) 及び③上訴租税共同管理官 (Appellate Joint Commissioner of Taxes (AJC)) である。
租税回復官 (Tax Recovery Officer) から IJC への上訴は 30 日以内	
IJC の審決に対する上訴は上訴租税共同管理官 (個人の場合) 又	

	<p>は管理官（上訴）（会社の場合）にする。</p> <p>AJC 及び管理官（上訴）の審決に対する上訴は、控訴審判所（Appellate Tribunal）に上訴する。</p> <p>最高裁判所高等裁判所部に付託し、さらに最高裁判所上訴部に対する上訴が可能。</p>
関税、物品税、VAT 上訴審判所 (Customs, Excise and VAT Appellate Tribunal)	1969 年関税法（Customs Act, 1969）196 条
	自らが適当と認める人数の技術者及び法律家から構成される。
	関税法が関税、物品税、VAT 上訴審判所に付与した権限を行使する。
家庭裁判所 (Family Court)	1985 年家庭裁判所規則（Family Courts Ordinance, 1985）
	議長 1 名及び他の構成員 2 名（各当事者より 1 名ずつ指名）
	①結婚及び離婚
	②結婚生活の回復
	③寡婦産
④扶養費	
⑤子の監督及び親権	
	裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution (ADR)を行い、ADR で解決できなかった場合に訴訟手続を開始する。
村落裁判所 (Village Court)	1976 年村落裁判所規則 5 条（Village Courts Ordinance, 1976）
	議長及び 4 名の構成員（各当事者がそれぞれ 2 名指名する）の 5 名から構成される。
	2 万 5000 タカ（約 3 万 7500 円）以下の事件
	判決が 3 対 2 であったときは、刑事事件の場合は地方治安判事（District Magistrate）に、民事事件の場合には判事補に上訴できる。
少額原因裁判所 (Small Causes Court)	1887 年民事裁判所法 25 条
	共同地方判事、上級判事補、判事補
	共同地方判事：訴額 2 万 5000 タカ（約 3 万 7500 円）まで。
	上級判事補：訴額 1 万タカ（約 1 万 5000 円）まで。
	判事補：訴額 6000 タカ（約 9000 円）まで。
	判決の執行、動産の差押え、財産保全管財人（receiver）の指名又は差止めをすることはできない。

	地方判事裁判所に上訴する。最高裁判所高等裁判所部にさらに上訴可能。
海事裁判所 (Admiralty Court)	2000 年海事裁判所 (Admiralty Court Act, 2000) 法
	最高裁判所高等裁判所部の指定された判事 <p>バングラデシュ船籍であるか否かに係らず、船舶及び航空機に係る以下の事件について管轄を有する。</p> <p>① 船舶又はその持分の所有又は占有</p> <p>② 共同所有者による船舶の占有、備船及び収入</p> <p>③ 船舶又はその持分の抵当 (mortgage) 又は担保 (charge)</p> <p>④ 船舶による損害</p> <p>⑤ 船舶の被った損害</p> <p>⑥ 船舶又は機械類若しくは設備の故障による結果として発生した人身損害</p> <p>⑦ 船舶の運搬する貨物の逸失又は損傷</p> <p>⑧ 船舶による、又は用船契約による貨物の運搬</p> <p>⑨ 1960 年民間船舶規則 (Civil Aviation Ordinance, 1960) 12 条又は船舶又は航空機の救助に関するその他の法律</p> <p>⑩ 船舶又は航空機の曳船</p> <p>⑪ 船舶の水先案内又は航空機の誘導</p> <p>⑫ 船舶の管理保守のための必要品の供給</p> <p>⑬ 船舶の造船、修理、艀装、又は港で発生する費用</p> <p>⑭ 乗船中に発生した船長若しくは船員の給与、又は裁判所で回収できる金銭その他の財産</p> <p>⑮ 船舶に関連して負担した支出</p> <p>⑯ 共同海損行為又は共同海損行為と主張される行為</p> <p>⑰ 船舶抵当貸借、積荷冒険貸借</p> <p>⑱ 貨物の抵当権の実行、貨物が使用に適しないとの宣言、管轄についての主張</p>
調停委員会 (Conciliation Board)	2004 年紛争調停 (地方自治体地区) 法 (Conciliation of Disputes (Municipality Area) Board Act, 2004)

	5名の委員からなる。地方自治体の首長が議長となり、紛争の各当事者がそれぞれ2名の委員を指名する。
	刑法 141 条、143 条、147 条、233 条、426 条、447 の罪
	民事訴訟法 160 条、323 条、334 条、341 条、342 条、352 条、358 条、426 条、447 条、504 条、506 条、508 条、509 条、510 条（訴額 2 万 5000 タカ（約 3 万 7500 円）以下）
	刑罰を言渡すことはできない。救済は、損害の賠償か、財産の回復である。
	全会一致又は 4 対 1 の決定は、終局の決定となる。決定が 3 対 2 でされたときは、民事事件であれば、共同地方判事裁判所に上訴できる。
貸金裁判所 (Money Loan Court、Artha Rin Adalat)	2003 年貸金裁判所法 (Money Loan Court Act, 2003) 3 条
	共同地方判事
	金融機関の貸金の回収、民事訴訟法におけるモーゲージ訴訟、1882 年財産移転法の下における抵当財産の抵当権実行及び売却などについて管轄を有する。独自の手続及び民事訴訟法に従って手続を行う。ADR についても規定されている。訴訟は 180 日以内に処理されなければならない。
倒産裁判所 (Bankruptcy Court、Daowlia Adalat)	1977 年倒産法 (Bankruptcy Act, 1997) 4 条
	地方判事又は追加地方判事
	倒産に関する全ての事項は倒産裁判所が裁判を行う。債権者は、10 条に基づき、債務者が倒産したことの宣言を求めることができる。
	最高裁判所高等裁判所部に上訴できる。最高裁判所は、事件のために、特別の裁判体を構成する。

2. 管轄

(1) 事物管轄

裁判所は、特別に規定されるものを除き、全ての民事事件について、その内容、性質を問わず、裁判を行うことができる（民事訴訟法 9 条）。ただし、一種の役割分担として、金額面での管轄は存在する。それぞれの裁判所の民事訴訟の第一審における金額面での管轄は、以下のとおりである。

序列	裁判所	金額
1	地方判事裁判所	全ての民事訴訟
2	共同地方判事裁判所	全ての民事訴訟
3	上級判事補裁判所	訴額が 20 万タカ（約 30 万円）超、40 万タカ以下（約

		60 万円)
4	判事補裁判所	訴額 20 万タカ以下 (約 30 万円)

訴訟は、管轄を有する最下級の裁判所に提起しなければならない（民事訴訟法 15 条）。

そのため、たとえば訴額が 30 万タカ（約 45 万円）である場合は、地方判事裁判所や共同地方判事裁判所に民事訴訟を提訴することはできず、上級判事補裁判所に提訴しなければならない。また、訴外が 50 万タカ（約 75 万円）である場合は、地方判事裁判所ではなく、共同地方判事裁判所に提訴しなければならない。

(2) 土地管轄

バングラデシュ民事訴訟法上、土地管轄については、被告が居住等をする場所又は訴訟原因（cause of action）が生じた場所を管轄する裁判所に管轄が生じるのを原則としている。

ただし、不動産及び動産に関する一定の訴えについては、当該財産の所在地を管轄する裁判所に、人又は動産についての権利侵害に関する訴訟については、権利侵害の地及び被告の住所地を管轄する裁判所に、それぞれ土地管轄を認めている。

ア 原則的な土地管轄

原告は、以下の裁判所に訴えを提起することができる（民事訴訟法 20 条）。

- ① 被告が（複数の被告がいるときは、被告のいずれもが）、訴訟の提起時において、現実かつ任意に居住し、事業を行い、又は本人が利益を得るために働く場所を管轄する裁判所
- ② 複数の被告がいる場合には、被告の一人が現実かつ任意に居住し、事業を行い、若しくは本人が利益を得るために働く場所を管轄する裁判所で、裁判所の許可を得たとき、又は当該管轄地域内で現実かつ任意に居住せず、事業を行っておらず、及び本人が利益を得るために働いていない当事者が黙認したときは、当該裁判所
- ③ 訴訟原因の一部又は全部が発生した場所を管轄する裁判所

イ 不動産及び動産に関する訴えの管轄

次に掲げる事項に関する訴えは、当該財産の所在地を管轄する裁判所（③の場合には、訴訟原因の生じた場所を管轄する裁判所）に提起する必要がある。

ただし、被告が保有し、又は被告のために保有されている不動産についての訴訟及び当該不動産についての権利侵害についての賠償を求める訴訟については、求める救済の全部が被告の履行によって実現可能なものである場合には、被告が現実かつ任意に居住し、事業を行い、又は本人が利益を得るために働く場所を管轄する裁判所に、訴えを提起することもできる（民事訴訟法 16 条）。

- ① 不動産の回復
- ② 不動産の分割
- ③ 不動産の抵当権 (mortgage) 又は担保権 (charge) の実行、売却及び買戻し
- ④ 不動産のその他の権利利益についての決定
- ⑤ 不動産の権利侵害の賠償
- ⑥ 現に自救的差押え (distrain) 又は差押えを受けている動産の回復

複数の裁判所の管轄地域にまたがって位置する不動産についての訴訟及び当該不動産についての権利侵害についての賠償を求める訴訟については、当該不動産のいずれの一部が存在する場所を管轄する裁判所に、訴訟を提起することもできる (民事訴訟法 17 条)。

ウ 人又は動産についての権利侵害に関する訴えの管轄

人又は動産についての権利侵害に関する訴訟は、原告の選択により、権利侵害地を管轄する裁判所、又は被告が現実かつ任意に居住し、事業を行い、又は本人が利益を得るために働く場所を管轄する裁判所に提起することができる (民事訴訟法 19 条)。

(3) 管轄合意

バングラデシュの民事訴訟法上、一般的に管轄の合意は効力を有しないとされているため、注意を要する。

なお、ここでいう「管轄合意」は、バングラデシュ国内における管轄合意を意味し、国際取引における管轄合意は有効である。したがって、たとえば日本企業とバングラデシュ企業が取引を行う際に、紛争解決方法を第三国での裁判や仲裁等と定めることは可能である。

3. 裁判体の構成

(1) 裁判体の構成

バングラデシュでは、下級裁判所で行われる裁判については、単独の裁判官により裁判が行われる。

最高裁判所高等裁判所部においては、単独又は 2 名の裁判官により裁判が行われるが、最高裁判所長官は、特に重要な事件について、3 名の裁判官により裁判を行わせることもできる。

最高裁判所上訴部では、少なくとも 3 名の裁判官により裁判が行われる。

(2) 裁判への市民の参加

バングラデシュでは、民事裁判は、職業裁判官により構成される裁判所により行われる。

民事裁判において、陪審制度や参審制度は設けられていない。(なお、刑事裁判においても、陪審制度や参審制度は設けられていない。)

4. 裁判官

最高裁判所長官は、大統領により任命される(憲法 95 条 1 項)。大統領は最高裁判所長官の指名にあたり、事前に総理大臣と協議する必要がある。

最高裁判所上訴部及び高等裁判所部の裁判官は、最高裁判所長官との協議を経た上で、大統領が任命する(憲法 95 条 1 項)。

下級裁判所の裁判官は大統領が任命する(憲法 115 条)。 Bangladesh Judicial Service Commission は、裁判官になろうとする者の審査を行い、司法試験の成績に応じて、裁判官候補者を大統領に推薦し、大統領が裁判官を任命する。

裁判官は、利害関係を有する訴訟について職務の執行を行うことができないとされているが、当事者は、訴訟手続中で、特定の裁判官を忌避することはできない。ただし、当事者は、裁判官が偏見を有し、又は不公平であると信じる合理的な理由があるときは、事件を別の裁判所に移送するよう申し立てることができる。

第4章 訴訟手続

1. 第一審における訴訟手続

バングラデシュにおける訴訟手続は、訴答手続、トライアル前手続、トライアルとで明確に区分されている。以下に訴訟の流れに沿って、訴訟手続を概観する。

(1) 訴えの提起

民事訴訟の訴えの提起は、事物管轄及び土地管轄を有する裁判所に、訴状 (plaint) を提出することにより行う。

訴状が提出されると、裁判所は、申立手数料 (印紙税) が納付されているか、訴額は適切に算定されているかなどにつき訴状の審査を行い、問題がない場合には、事件番号を付与し、訴訟登録簿に事件を登録した上で、訴状に訴訟提起日を押印する。これにより、訴訟が開始することとなる。

原告は、訴状において、訴訟原因 (cause of action) を構成する事実及び求める救済を明示しなければならず (民事訴訟法第1附則7章)、損害賠償であれば請求金額を明示する必要がある。

1881年有価証券法等、一定の請求について、刑事訴訟において民事上の請求をすることを認める個別法も存在する。この制度は、日本法上の付帯私訴の制度に相当する。

(2) 召喚状の送達

裁判所は、訴訟が適式に提起されると、被告に対して、指定された期日に出頭して答弁すべき旨が記載された召喚状 (summons) を、訴状の写しと共に送達する。

召喚状の送達 (service) は、被告が裁判所の管轄地域内にいるとき、又は召喚状を受領する権限のある送達代理人が管轄地域内にいるときは、適切な裁判所職員を通じて行われる (民事訴訟法第1附則5章9条)。

送達は、通常、裁判所職員により書留郵便により行われる。送達業者による送達は認められていない。

外国の当事者に対する送達は、裁判所の許可を得て、交付送達 (直接の手渡し) によることができる。バングラデシュに住所又は送達代理人を有さない当事者に対する送達について、バングラデシュ法ではこれ以外に特段の規定を設けていない。

(3) 答弁書の提出

送達を受けた被告は、第1回期日の当日までに、答弁書 (written statement) を提出する。

答弁書においては、原告の主張の根拠を一般的に否認するだけでは不十分であり、損害を除き、否認しようとする事実の主張を個別に特定しなければならないとされている (民事訴訟法第1附則7章3条)。

(4) 第1回期日と争点の画定

第1回期日において、訴状又は答弁書に記載された事実の認否が行われ、裁判所は、当事者の主張が相違する重要な事実上及び法律上の争点を画定し (framing of issues)、裁判の前提とすることのできる事実を記録する。

当事者間に争いのない事実は争点とはならない。争点は、事実上又は法律上の重要な問題として画定されなければならない、それを裏付ける事実や証拠自体を争点としてはならない。

裁判所は、証人又は書証の証拠調べをしなければ争点を画定できないと判断するときは、争点の画定を延期することができる。

審理期日に原告のみが出頭し、被告が出頭しなかったときは、①召喚状が適式に送達されたことが証明された場合には、原告のみで手続を進めることができるが、②訴状が適式に送達されたことが証明されない場合には、召喚状の再度の送達を試みる必要がある (民事訴訟法第1附則9章6条)。

審理期日に被告が出席しないときは、裁判所は、欠席判決 (*ex parte decision*) をすることができる。ただし、実際には、裁判所は直ちに欠席判決をすることはせず、続行期日を数回指定し、それでも被告が出席をしない場合に、欠席判決が行われる。裁判所が、被告が欠席した場合で、審理期日を後日に延期したときは、被告は延期後の期日において、欠席の理由を示す必要があり、また、費用の負担を命じられることがある。

(5) 証拠開示

バングラデシュでは、米国で見られるような広範な証拠開示制度 (ディスカバリー) は採用されていないが、一定の方法による証拠開示を定めている。

すなわち、各当事者は、訴訟の提起後、いつでも、裁判所に、供述又は証拠の提出のために第三者を召喚するよう求めることができる。

また、裁判所は、職権で、又は当事者の申立てにより、①質問書の作成及び回答、文書及び事実の認否、並びに文書その他証拠として提出できる物の発見、検査、提出、押収、返還に関する全ての事項について必要又は合理的と認める命令をし、②証拠調べのために出頭が必要となる者に対して召喚状を発し、③宣誓供述書により事実を証明するよう命じることができる (民事訴訟法30条)。

具体的な証拠開示の方法としては、以下のような方法がある (民事訴訟法第1附則11章)。

通常、これらの証拠開示及び質問手続には数カ月程度要する。

ア 質問書による開示

当事者は、裁判所の許可を得て、争点の画定の日から10日以内に、書面により相手方その他の第三者に質問書を送付することができる。

質問書を受領した者は、10日以内に、宣誓供述書により、質問書に回答しなければならないとされている。ただし、一方当事者が、他方当事者に対して、当該他方当事者が有している文書のうち当該一方当事者の主張の裏付けとなるものにどのようなものがあるかを質問することはできない。

イ 文書開示の申立て

当事者は、裁判所に対して、訴訟の当事者が保管し、又は権限を有する文書を、宣誓して、提出するよう申し立てることができる。ここで、「文書」とは、手書きによるか印字されているかを問わず、一切の文書をいう。また、文書とは、必ずしも証拠能力（*admissibility*）を有するものに限定されず、当事者の意見の相違のある事項の解明に関連性を有するものであれば足りる。関連性や重要性のない場合や、申立てが手続の進行を遅らせる目的でなされたときは、申立ては却下される。

裁判所は、訴訟の継続中、当該訴訟の当事者に対して、当該当事者が保管し、又は権限を有する文書を提出するよう命じることができる。文書の提出を命じられた当事者は、宣誓供述書（*affidavit*）を付して文書を提出する義務を負う。

ウ 訴答又は宣誓供述書で言及された文書の提出

当事者は、いつでも、相手方が訴答又は宣誓供述書で言及した文書を閲覧、謄写させるよう請求することができる。

エ 非開示に対する制裁

原告が証拠を開示せず、又は質問書に回答しないときは、裁判所は、訴訟不遂行により、請求を却下することがある。被告の場合には、当該防御が却下され、その点に関しては防御を行わなかったのと同様の地位に置かれることとなる。

質問書を受領した第三者が質問に回答せず、又は回答が不十分であるときは、質問をした当事者は、裁判所に、第三者が質問に回答するよう命令をすることを求めることができ、裁判所は、当該第三者に対し、宣誓供述書又は口頭で回答するよう命じることができる。

オ 証拠開示の例外

証拠法 129 条は、依頼者と法律専門家（*legal professional adviser*）との間の秘密のコミュニケーションについて、依頼者は自ら申し出ない限りこれを開示する義務を負わないとしている。また、126 条は、弁護士は、依頼者の明示の同意のない限り、委任のために依頼者のした、又は依頼者のためにしたコミュニケーション、委任のために知ることとなった文書の内容及び条件、並びに委任のために依頼者に与えた助言について開示してはならないとしており²⁴、弁護士と依頼者の間のコミュニケーションについては、一定の保護が図られている。

²⁴ ただし、違法な目的を助長するコミュニケーション及び委任の開始時から詐欺行為が行われていたとの弁護士の覚知した事実については、その例外とされている。

(6) トライアル

トライアルにおいては、被告が原告の主張する請求原因事実を全て認めて、法律問題又は抗弁事実のみを主張する場合を除き、原告が最初に冒頭陳述を行う。

その後、原告が、自身が証明責任を負う事実について、証人尋問を行い、書証を提出する。各当事者は、相手方の証人に反対尋問をする権利を有しており、反対尋問は、通常、主尋問の後直ちに行われる。反対尋問の後、反対尋問から生じた問題について説明し、発展させるために、再主尋問を行うことができる。

原告の提出証拠の証拠調べが終了したところで、被告が冒頭陳述を行い、証拠調べを行う。

証拠調べが終了した後、各当事者が最終陳述を行う。冒頭陳述を最初に行った原告が、最後に最終陳述を行うことができる。

裁判所に提出された証拠について、第三者への開示を定める明文の規定は存在しない。

(7) 判決

裁判所は、審理終結後、判決を行う（民事訴訟法 33 条）。判決の言渡しは、公開の法廷で行う。

2. 訴訟代理人

(1) 訴訟代理人

裁判所における訴訟手続では、弁護士を代理人とすることが必要である（弁護士代理の原則）。

ただし、原告は、裁判所の許可を得た場合には、自ら訴訟を提起することができ、被告も、裁判所の許可を得て自ら防御を行うことができる（本人訴訟）。

(2) 弁護士

バングラデシュには、2013 年時点で約 4 万 9000 人の資格を有する弁護士がいる。弁護士は、バングラデシュでは Advocate と呼ばれる。英国のイングランド及びウェールズとは異なり、バリスターとソリシターの区別は存在しない。

弁護士資格は、短答式試験、論文式試験及び口頭式試験から構成されるバングラデシュ司法委員会の実施する司法試験に合格した者に与えられる。司法試験の受験資格を得るためには、認定された大学で法学の学位を取得し、10 年以上の弁護士経験を有する弁護士の下で研修を行う必要がある。

弁護士報酬は、依頼者と弁護士との合意により定められ、法律又は弁護士会規則による報酬額についての規制は設けられていない。成功報酬は一般的ではなく、また、弁護士倫理規定により、一定の制約を受ける。

弁護士報酬は原則として各自負担であり、敗訴者負担とはされない。

3. 言語

国語をベンガル語と定める憲法 3 条及び 1987 年ベンガル語導入法 (Bengali Language Introduction Act, 1987) によれば、裁判所を含む国の機関では、外国とのやり取りに関する事項を除き、ベンガル語を用いる必要があり、したがって、裁判所で用いる公式の言語はベンガル語である。ただし、実務上は、下級裁判所における手続では、英語及びベンガル語を用いることができる (もっとも、ベンガル語で行うことが望ましいとされている)。最高裁判所については、実務上、当事者の作成する書面では英語を用いることが多く、弁論では、裁判官に合わせて、英語又はベンガル語が用いられる。

判決書では、下級裁判所については、裁判官によって、ベンガル語又は英語が用いられる。最高裁判所の判決では、ごくわずかの例外を除き、英語が用いられる。

外国語で記載された文書を証拠として提出する場合には、翻訳証明を付した英訳又はベンガル語訳を提出する必要がある。

4. 時効 (出訴期限)

時効 (出訴期限 (statute of limitation)) については、1908 年期限法 (Limitation Act, 1908) が、訴訟の種類を詳細に規定し、その種類に応じた一定の出訴期限及びその起算点を定めており、その期間の経過後に提訴された訴えは却下される。

最も一般的に援用される時効 (出訴期限) である一般の契約上の請求時効 (出訴期限) は、3 年間である。

5. 公開裁判

(1) 裁判の公開

裁判の手続は、全て公開の法廷で行われる。トライアル前の、非公開の弁論準備の手続等は存在しない。

(2) 訴訟記録の公開

訴訟記録は、証拠法 74 条及び 76 条の適用上、公的文書 (public documents) であり、第三者も閲覧することができる。

また、訴訟手続における秘密保持に関する規定は存しない。

6. 民事訴訟に要する期間

(1) 審理に要する期間

民事訴訟法第 1 附則 18 章 8 条は、争点が画定された後 120 営業日以内に最終の審理期日を指定しなければならないとし、19 条は、最終の審理期日として指定された日から (期日を延長する場合であっても) 120 営業日以内に審理を終えなければならないと規定している。

これらの期限はあくまで目標であり、これらの期限を遵守しないことによる

効果はない。また、民事訴訟規則第1附則20章1条は、審理終結と同時に、又は7日以内に公開の法廷で判決を言い渡さなければならないと規定しているが、現実には、裁判所では、この規定は十分に遵守されていない。

裁判所による判決までには、上訴審による審理期間も合わせて、簡単な事件で2年ないし4年程度、複雑な事件では4年から7年又は10年程度の時間を要することも珍しくない。

(2) 審理の迅速化のための措置

バングラデシュでは、法律上、一定期間の経過後に当事者が新しい主張をしたり、新しい証拠を提出したりすることを禁止する（時機に後れた攻撃防御方法の禁止）明文の規定はない。当事者は、裁判所の許可を得て、いつでも訴答を訂正し、また、上訴審において追加の証拠を提出することができる。

訴訟手続の遅延の防止のため、民事訴訟法は、35B条1項で、裁判所の指定する期間内に申立て又は反論がされなかった場合には、裁判所は、当該当事者が他の当事者に生じた2000タカ（約3000円）を超えない費用を支払わない限り、当該申立て又は反論を期日において許容しないと規定し、2項で、答弁書の提出後の当事者の申立てについて、それがより早い時期に申立てのできるものであったときで、訴訟の進行を遅らせるものである場合には、申立当事者が相手方当事者に3000タカ（約4500円）を超えない費用を支払うのでなければ、当該申立てを処理しないと規定している。

また、裁判所は、訴答の内容のうち、公平なトライアルを遅延させるようなものを撤回し、又は変更するよう命じることができる。

ただし、実際には、これらの規定はほとんど適用されておらず、審理の迅速化が裁判所によって推進されているとは言い難い。

7. 証拠法

(1) 証拠能力

裁判所は、証拠調べを申し出た当事者に対し、証拠により証明しようとする事実と証拠の関連性について質問することができ、関連性があると認めるときはその証拠を採用することができる（証拠法136条）。

すなわち、証拠能力が認められるためには、証拠と要証事実の間に関連性が認められることが必要である。

(2) 証拠方法

ア 書証

文書の内容については、一次的証拠、すなわち文書の原本か、二次的証拠、すなわち原本以外の証拠により証明する。文書の内容についての供述は、当該供述者が当該文書の内容について二次的証拠を提出できると証明されたときか、文書の成立が問題となっている場合でなければ、関連性が認められない。

書面による契約については、書面に記載された契約条項について当事者が口頭の証拠や外部的な証拠を提出することはできないとの、コモンローにおける口頭証拠排除の原則（parol evidence rule）が妥当する。

イ 人証

(ア) 証拠

文書の内容を除く全ての事実は、口頭の証拠により証明することができる（証拠法 59 条）。

口頭の証拠は、視覚できるものについては目撃者の、聴覚できるものについてはそれを聞いた者の、その他の方法により感知できるものについては感知者の、意見又は意見の基礎となる事実については、当該事実に基づき意見を述べた者の証言によられなければならない。

ただし、論文に記載された意見については、著者が死亡している場合、著者を発見できない場合、著者が証言できない場合、又は過大な費用若しくは時間を要することなく呼び出すことが困難である場合には、当該論文を証拠として提出することができる（証拠法 60 条）。

さらに裁判所は、その管轄地域内に住所を有する者で、民事訴訟法に基づき出頭を免除されたものか、病気又は虚弱により出頭できないものに対して、質問状その他の方法により取り調べる旨の命令を発することができる（民事訴訟法第 1 附則 26 章 1 条）。

(イ) 証人の呼出

証人に対しては召喚状を送達する（民事訴訟法 30 条、31 条）。証人が出頭しないときは、証人の勾引状を発布し、財産を売却し、500 タカ（約 750 円）を超えない罰金を科し、又は出頭のための担保提供を命じることができる（民事訴訟法 32 条）。

(ウ) 証人尋問

証人には、宣誓をさせなければならない。証人に対しては、証人を申請した当事者が最初に主尋問を行い、次に相手方当事者が反対尋問を行い、その後証人を申請した当事者が再主尋問を行う。反対尋問は、主尋問における証人の証言した事実には限定されない（証拠法 138 条）。

裁判所も証人に対して補充して尋問を行うことができるが、実務上は裁判所が追加の尋問を行うことは少ない。

証人に対する尋問は必ずしも一日で終える必要はなく、後続のトライアル期日に継続して尋問を行うことができる。

(エ) 証言拒否権

証人は、証言が自己を有罪とするものであること、又は証言が自己を刑罰や没収の危険にさらすものであることを理由として証言を拒むことはできな

い。ただし、偽証の場合を除き、当該証言を、当該証人の逮捕、起訴、又は刑事手続で用いることはできない（証拠法 132 条）。

証人は、関連性のある事実について証言を拒むことはできない（証拠法 147 条）。裁判所は、関連性のない質問については、回答する義務がないことを証人に告げることができる（証拠法 148 条）。治安判事（Magistrate）、警察官、歳入官（Revenue-officer）には、その職務について証言拒否権が認められている（証拠法 125 条）。

関連性のない質問及び証拠法に反する質問については、当事者は異議を申し立てることができる。

(オ) 外国人の証人

英語又はベンガル語を話さない外国人については、裁判所の認める通訳人を付けることが権利として認められる。

通訳人の費用は、証人を申請した当事者が負担するのが通常である。

(カ) 偽証に対する制裁

宣誓を行った証人が偽証を行った場合、偽証罪として 7 年以下の懲役及び罰金による刑事罰の対象となりうる（刑法（Penal Code）191 条、193 条）。

実際にバングラデシュにおいて偽証罪がどの程度立件、処罰されているかについて、公表されている情報は存在しないものの、偽証罪については、現地法律事務所の知見、経験によれば、ときおり処罰が行われているとのことである。

ウ 職権証拠調べ

裁判所は、当事者により提出された証拠の証拠調べを行うことができるほか、職権による証拠調べをすることができる。

具体的には、裁判所は、関連性の有無に関わらず、当事者又は証人に対し、その形式、時期を問わず、いかなる内容の質問もすることができ、文書又は物の提出を命じることができ、当事者はこのような質問又は命令に異議を申し立てることはできず、裁判所の許可を得なければ証人の反対尋問を行うこともできない（証拠法 165 条）。

8. 救済

(1) 終局判決による救済

民事訴訟事件について終局判決による救済 (relief) は、損害賠償 (compensation for damages)、確認判決 (declaration)、特定履行 (specific performance)、差止め (injunction) 等である。

損害賠償は、作為又は不作為の直接の帰結から自然に生じる損害に限り賠償が認められており、いわゆる懲罰的損害賠償は認められていない。損害賠償の額の算定は、制定法の損害に関する規定を適用し、証拠に基づき裁判官が判断

する。

差止めについては、民事訴訟法に基づき、裁判所の裁量により認められる。

(2) 暫定救済 (interim relief)

裁判所は、暫定救済の1つとして、仮の差止め (temporary injunction) による救済を与えることができる (民事訴訟法 94 条)。

仮の差止めの手続については、民事訴訟法第 1 附則 39 章に規定されている。仮の差止めによる救済を得るためには、以下の各要件を満たす必要がある。

- ① 権利者が、主張する権利につき公平な疎明をしていること
- ② 当該権利が現に侵害されているか、侵害のおそれがあること
- ③ それにより回復不可能か、少なくとも深刻な損害が発生しうること
- ④ 権利者の行為が、救済の権利を失わせるようなものではなく、衡平かつ誠実であり、特に権利者の行為に黙認又は遅滞がないこと、
- ⑤ 差止めを拒否するよりも付与するほうが便宜であること
- ⑥ 他の通常の方法や手続によっては、同等に効果的な救済が得られないこと

9. 調停、和解 (Settlement)

裁判外の和解は、民事裁判の係属前であると係属中であることを問わず、いつでも当事者の合意により行うことができる。

裁判所は、和解を勧めることはあるが、和解の勧誘は裁判所の義務ではない。離婚訴訟など一部の訴訟については調停手続を利用し、又は考慮することが必要とされているが (調停前置主義)、民事訴訟一般について、調停手続を経ることは必要とされていない。

答弁書の提出後、期日において全ての当事者が出席したときは、2003 年貸金裁判所法の下での訴訟を除き、裁判所は、審理期日を延期し、裁判所による和解のための調停を行い、又は当事者の訴訟代理人、当事者若しくは調停人による調停に付さなければならない (民事訴訟法 89A 条 1 項)。

第一審事件について、和解により解決される事件がどの程度あるのか、判決が下される事件がどの程度あるのか、欠席判決はどの程度であるかについての統計は存在しない。

10. 多数当事者訴訟

(1) 要件

主張に係る権利が共有に係るものであるかどうかを問わず、同一の行為若しくは取引、若しくは一連の行為若しくは取引に関するものであり、若しくはこれから生じたものであるとき、又は個別に訴訟をした場合に法律問題又は事実問題が共通となるときは、数人で共同して原告となり、又は被告となることができる (民事訴訟法第 1 附則 1 章 1 条、3 条)。

(2) 代表訴訟

バングラデシュでは、上記(1)に記載した共同で原告又は被告となる方法のほか、いわゆるクラスアクションに類似する、一般に「代表訴訟」(representative suit)と呼ばれる方法を設けている。すなわち、訴訟において同一の利益を有する多数の(numerous)者が存するときは、そのうちの一人又は複数の者は、裁判所の許可を得て、当該利益を有する全ての者に代わり、又はそれらの者の利益のために訴え、又は訴えられることができる(民事訴訟法第1附則1章8条)。代表訴訟について裁判所の許可を受けるための要件は、特に法定されていない。

11. 上訴

(1) 上訴の構造

少額原因裁判所の判決や特定救済法の規定に基づく場合などの一定の例外を除き、第一審の裁判に対する上訴は、当事者の一般的権利として認められる(民事訴訟法96条)。

事実審の事実認定の誤りは、上訴人が立証責任を負う。上訴審においては、人証又は書証を問わず、当事者は追加の証拠を提出する権利を有していない。

上訴裁判所は、原審が許容すべきであった証拠を許容しなかった場合、上訴裁判所が判決のために必要であると判断する場合、又はその他の実質的な理由がある場合には、書証を提出し、又は証人尋問をすることを許可することができる。上訴裁判所は、その場合、証拠調べが許される理由を記録しなければならない。

(2) 上訴裁判所

上訴裁判所は、民事訴訟法により原裁判所に付与された権限と同一の権限を有し、原裁判所と同様の義務を負っており、上訴事件について、①終局判決をし、②事件を差し戻し、③争点を画定し、それをトライアルに付し、④追加の証拠を採用することができる(民事訴訟法107条)。

上級判事補裁判所及び判事補裁判所のした判決に対する上訴は、地方判事裁判所に対して行う。

共同地方判事裁判所のした判決に対する上訴は、訴額が50万タカ(約75万円)以下のものは、地方判事裁判所に対して行う。共同地方裁判所判事のした判決で訴額が50万タカ超のもの、及び地方判事裁判所のした判決に対する上訴は、最高裁判所高等裁判所部に対して行う。

最高裁判所高等裁判所部のした判決に対する上訴は、最高裁判所上訴部に対して行う。最高裁判所上訴部に対する上訴は、民事事件については、憲法の解釈について重要な法律問題があるとき、及び上訴について最高裁判所上訴部の許可を得た場合に限り認められる(憲法103条)。

地方判事裁判所では、単独の裁判官が裁判所として上訴事件についての裁判を行う。

最高裁判所高等裁判所部では、訴額が60万タカ(約75万円)を超えない事件については、単独の裁判官により裁判を行う。訴額が60万タカ(約75万円)を超える事件については、2名の裁判官により裁判官を構成して当該事件を取り

扱う。

最高裁判所上訴部では、少なくとも3名の裁判官により構成される裁判所が、裁判を行う。

(3) 上訴手続

上訴は、上訴の理由を記載した上訴状と、上訴の対象となる判決の判決書を提出することによって行う（民事訴訟法第1附則41章）。

原判決の執行を停止するためには、上訴人は、執行の停止の申立てをすることを要する。執行停止を認めるかどうかは、上訴裁判所の裁量による。

上訴状が受け付けられた場合、上訴裁判所は、上訴状に提出日を記入し、上訴状記録簿に上訴を記録する。

上訴期限については、期限法が、訴訟の主題及び上訴する裁判所に応じて、20日から60日の期間を定めている。

上訴裁判所は、上訴を却下するのでない場合、審理期日を指定し、被告に対する答弁のための召喚状の送達と同様の方法により、被上訴人に期日と当該期日に出頭しない場合には上訴人のみで手続を行う旨を記載した通知を送達する。

指定された審理期日に、裁判所は、上訴人に主張を陳述させ、上訴を直ちに棄却するのでない限り、被上訴人に反論を陳述させる。上訴人は、これに対して再反論する権利がある。

上述のとおり、上訴審においては、人証又は書証を問わず、当事者は追加の証拠を提出する権利を有していない。したがって、上訴審における証拠調べは、裁判所が、原審が許容すべきであった証拠を許容しなかったと認めた場合、上訴裁判所が判決のために必要であると判断する場合、又はその他の実質的な理由がある場合に、裁判所の許可を得て行うことができるだけである。

上訴審での判決は、判決書により、①争点、②争点に対する判断、③判断の理由、④原判決を破棄し、又は原判決と異なる判決をするとき、上訴人に与えられる救済を記載する。上訴審は、上訴事件について、①終局判決をし、②事件を差し戻し、③争点を画定し、トライアルに付し、④追加の証拠を採用することができる。

被告が一度も出廷することなく下された判決は、欠席判決として、被告は、召喚状が適式に送達されなかったとき、又は被告が審理期日に出席できなかったことに正当の理由があるときは、欠席判決を排除する申立てをすることができる。

12. 訴訟費用

(1) 訴訟費用

訴訟費用及び訴訟に付随する費用については、裁判所が裁量を有しており（民事訴訟法35条）、法令上、裁判所は、勝訴当事者が訴訟の提起前に負担した費用で訴訟に当然に関係するもの、及び提訴から訴訟の終了前に要した費用を敗訴当事者に負担させることができるとされている。

ただし、実際には、敗訴当事者に訴訟費用を負担させることは行われておらず、したがって勝訴当事者も訴訟費用を負担する必要がある。

訴え提起に要する手数料については、1980年裁判所費用法（Court Fees Act, 1980）により規定されており、訴訟の種類により、定額の手数料の適用を受ける場合と、訴額に応じた手数料となる場合とがある。訴訟費用の最大額は、現在4万2000タカ（約6万3000円）である。

上訴の手数料も、訴額が同額であれば、第一審の場合と同額である。

(2) 弁護士報酬

弁護士報酬については、2(2)を参照のこと。

13. 執行手続

判決の執行については、民事訴訟法第1附則21章で規定されている。

執行手続は、裁判所に対し、執行の申立てをすることによって行う。バングラデシュ法上、仮執行の制度は設けられておらず、判決が確定するまで、判決の執行をすることはできない。

判決の執行は、判決をした裁判所又は当該裁判所が指定する別の裁判所が行う。

第5章 外国判決の承認、執行

1. 外国判決の承認

外国裁判所の判決は、判決された事項につき終局のものと承認される。ただし、以下の場合には、終局のものとは認められない（民事訴訟法 13 条）。

- ① 判決が裁判権を有する法域の裁判所によりされたものでないとき
- ② 請求の実体についてされたものではないとき
- ③ 国際法の誤った適用に基づくものであるとき、又はバングラデシュ法が適用される場合にバングラデシュ法の適用をしないとき
- ④ 判決のされた手続が正義に反するとき
- ⑤ 判決が詐欺により得られたものであるとき
- ⑥ バングラデシュ法に反する請求であるとき

2. 外国判決の執行

外国裁判所が一定の金銭を支払うよう命じた判決は、当該外国とバングラデシュとの間で相互の保証についての合意があるときは、バングラデシュの地方裁判所の判決と同様に執行することができる（民事訴訟法 44A 条）。ただし、バングラデシュは、日本を含むいかなる国とも、相互の保証についての合意をしていない。

したがって、日本を含む外国の判決を執行するためには、バングラデシュで、外国判決に基づき訴訟を提起する必要がある。この場合、裁判所は、一定の場合を除き、請求の実体について再度判断をすることなく、外国裁判所の判決を終局のものと認める。

3. 日本の判決の承認執行

バングラデシュの裁判所が日本の裁判所の判決の承認又は執行の可否について判断を示した裁判例は、公表されている限り、存在しない。

なお、日本の裁判所が、バングラデシュの裁判所の判決の承認又は執行の可否について判断した裁判例も存在しない。

第6章 仲裁

1. 仲裁

(1) 仲裁法

仲裁地がバングラデシュにある仲裁手続については、2001年仲裁法（Arbitration Act, 2001）の適用を受ける。2001年仲裁法は、1985年に国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL)）が策定した国際商事仲裁規範法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration。以下「モデル法」という。）に基づき立法されたもので、その内容はモデル法におおむね沿ったものとなっている。2001年仲裁法とモデル法の違いとしては、以下のような点がある。

- ① 2001年仲裁法では、仲裁人の数について、仲裁人が合意した場合を除き、仲裁人の数は偶数ではないとのモデル法に存在しない規定を有している。
- ② モデル法は、3名の仲裁人による仲裁において第三仲裁人の選定がされないとき及び単独仲裁人による仲裁において当事者が仲裁人に合意できないときは、モデル法を制定するそれぞれの国の仲裁法で規定する裁判所その他の機関が仲裁人を選任することとされている。2001年仲裁法では、国際商事仲裁の場合には最高裁判所長官又は最高裁判所長官が指定する最高裁判所判事が、それ以外の場合には、地方裁判所判事が仲裁人の選任を行うものとされている。
- ③ 2001年仲裁法では、一定の事項についての上訴、仲裁廷による利子の支払いを命じる仲裁判断、倒産手続と仲裁手続の調整、当事者の死亡と仲裁合意及び仲裁手続の関係の調整、仲裁費用の定額による予納、仲裁手続について専属管轄を有する裁判所について規定を有しているが、モデル法ではこれらを定める条項は設けられていない。

(2) 仲裁合意

モデル法と同じく、2001年仲裁法においても、仲裁合意は書面で行わなければならないとされている（2001年仲裁法9条2項）。2006年労働法や他の法律で紛争解決について特別の規定を設けている例があり、このような場合には、そのような紛争を仲裁に付すことはできない。

(3) 暫定救済

仲裁廷は、当事者が別段の合意をしていない限り、当事者の申立てにより、紛争の対象事項に関し、仲裁廷が必要と認める暫定保全措置（日本法上の仮処分、仮差押え等の手続に相当）をとることを命じることができる（2001年仲裁法21条1項）。暫定保全措置は、仲裁廷が必要と認めるいずれの方法によることができ、担保の提供を命じることが可能である。

裁判所は、以下のような暫定命令をすることができる(2001年仲裁法7A条)。

- ① その者のために仲裁手続を行うために、未成年又は精神病者のために後見人を任命すること
- ② 仲裁合意の対象とする物又は財産について、一次的に保管し、売却し、その他の保護的な措置をとること
- ③ 仲裁合意に含まれる物又は財産を差押え、保全し、検査し、写真を撮り、見本を収集し、又は証拠を集める権限及びこれらの目的のために物件又は建物に立ち入る権限を個人に付与すること
- ④ 管財人を選任すること
- ⑤ 仮の差止めを命じること
- ⑥ 裁判所が合理的又は適当と認めるその他の仮の救済措置をとること

(4) 仲裁判断

仲裁判断は、以下の形式及び内容についての要件を満たす必要がある(2001年仲裁法37条、38条)。⑦を除き、モデル法と同様の規定である。

- ① 当事者が理由を付すことを要しない旨合意しているか、和解の合意に基づく仲裁判断でない限り理由を付すこと
- ② 複数の仲裁人による仲裁手続においては、当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁判断は仲裁人の過半数によること
- ③ 仲裁判断は書面により、仲裁人が署名をすること。複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷の全構成員の過半数の署名があれば足りる。この場合、欠けている署名につき、その理由を述べることを要する。
- ④ 仲裁判断には、日付及び仲裁地を記載すること
- ⑤ 仮の差止めを命じること
- ⑥ 仲裁判断がなされたときは、仲裁人が署名した謄本を各当事者に交付すること
- ⑦ 金銭の支払いを命じる仲裁判断については、仲裁廷は、仲裁廷が合理的と認める利率による利子の支払いを命じることができる。仲裁判断が利子の支払いについて言及していないときは、判断の日から支払い済みまで通常の銀行のレートに2%を加えた利率により、利子を支払う。

仲裁判断により判断が示された事項については、当事者を拘束し、当事者は裁判所に同一の事項につき裁判により判断を求めることはできない。

仲裁廷は、金銭による救済、宣言による救済、特定履行、費用の支払いを含む適当と認める救済を与えることができる。

2. 外国仲裁判断の承認、執行

バングラデシュは外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(いわゆるニューヨーク条約)を留保なしに批准している。

これを受けて、2001年仲裁法は、仲裁合意に従いバングラデシュ国外で行われ

た仲裁判断につき、全ての目的において、判断がされた当事者の間において拘束力を有し、バングラデシュにおけるいかなる法的手続中においても、防御、相殺、その他の方法によりこれに依拠することができ、当事者の申立てによって、裁判所の決定と同様に、民事訴訟法の規定の下で裁判所により執行されるとしている（45条1項）。

仲裁判断の執行申立てには、仲裁判断書の原本又は認証付き謄本、仲裁合意の原本又は認証付き謄本、必要であれば仲裁判断が外国仲裁判断であることの証拠を添付しなければならない（45条2項）。この際、ベンガル語以外の言語による文書については、翻訳証明付きの英訳を添付しなければならない（45条3項）。

裁判所は、仲裁判断の承認又は執行を、次の場合にのみ拒否することができる（46条1項）。これはニューヨーク条約の規定と同内容である。

- ① 判断が不利益に援用される当事者が、裁判所に次に掲げる証明を提出した場合
 - i. 仲裁合意の当事者が無能力であったこと
 - ii. 当事者が準拠することとした法律の下で、仲裁合意が有効でないこと
 - iii. 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定又は仲裁手続について適当な通知を受けていなかったこと
 - iv. 仲裁判断が仲裁付託の範囲を超える判定を含むこと。ただし、仲裁付託された事項に関する判定が仲裁に付託されなかった事項に関する判定から分離されるときは、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断は、承認し、執行することができる。
 - v. 仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者の合意に従っていないこと、又は係る合意がなかったときは仲裁が行われた国の法律に従っていないこと
 - vi. 判断が未だ当事者を拘束するに至っていないか、その法律の下で判断がなされたところの国の裁判所により、取り消され、若しくは停止されたこと
- ② 外国仲裁判断の承認又は執行を求められた裁判所が次のことを認めた場合
 - i. 紛争の対象事項が、この国の当面の法の下では、仲裁による解決が不可能であること
 - ii. 外国仲裁判断の承認及び執行がバングラデシュの公序に反すること

仲裁判断の承認及び執行が公序に反するかどうかについては、バングラデシュ法上、具体的な基準は存在せず、個別の事案ごとに裁判所によって判断されることになるが、仲裁判断の承認及び執行が「もっとも基本的な道德観念及び正義」に反する場合にのみ公序に反するものと考えられている。

3. その他の裁判外紛争解決手続

民事訴訟においては、答弁書の提出後、期日において全ての当事者が出席したときは、2003年貸金裁判所法の下での訴訟を除き、裁判所は、審理期日を延期し、裁判所による和解のための調停を行い、又は当事者の訴訟代理人、当事者若しくは調停人による調停に付さなければならない（民事訴訟法 89A 条1項）。

また、控訴審において、裁判所は、控訴が原判決についてのものであり、同一の当事者間で行われているものであるときは、当事者の合意により紛争を解決するた

め、事件を自ら調停するか、調停に付さなければならない（民事訴訟法 89C 条 1 項）。

さらに、当事者が訴訟を取り下げて調停により解決することを希望するときは、裁判所はその申立てを認めなければならない（民事訴訟法 89B 条 1 項）。

このように、バングラデシュの法令上、いくつかの場面においては、裁判所に付調停が義務付けられており、調停による紛争解決が積極的に導入されていると言える。

このほか、次のような紛争については、特別の紛争解決手続が定められている。

- ① 1961 年ムスリム家族法規則（Muslim Family Laws Ordinance, 1961）は、同規則の下での紛争は、仲裁委員会（arbitration council）により解決されなければならないとする。
- ② 1985 年家庭裁判所規則（Family Courts Ordinance, 1985）は、裁判所は、トライアル前に事件を調停に付さなければならないと、また、証拠調べ終了後に再度事件を調停に付さなければならないと、調停が不奏功の場合にのみ判決をしなければならないと規定している。
- ③ 2006 年労働法及び 2013 年労働法改正法（Labour Amendment Act, 2013）は、当事者は交渉（negotiation）により紛争を解決するよう努力しなければならないと、交渉により解決できない場合には、調停人（conciliator）を選任して調停手続（conciliation）により紛争を解決するよう務めなければならないと、調停手続によっても紛争を解決できない場合には、調停人は、紛争を仲裁に付すよう当事者を説得しなければならないとしている。
- ④ 2003 年貸金回収法（Money Loan Recovery Act, 2003）は、同法の適用を受ける紛争の解決につき、裁判所は、答弁書の提出後、必要があると認めるときは、裁判所が主催する和解会議（settlement conference）を開催できるとし、また、裁判所は、和解会議を開催しない場合には、訴訟手続を中断し、事件を調停に付すことができる。

民事訴訟法の下における調停の一般的な手続は、おおむね以下のようなものである（民事訴訟法 89A 条）。

- ① 当事者は、事件が調停に付された後 10 日以内に、弁護士、退職した裁判官又は裁判所の提示する仲裁人候補者、又は適当と思われる他の人から仲裁人を選任し、裁判所に調停人を選任した旨を通知しなければならない。当事者が調停人を選任することができない場合には、裁判所が、裁判所の提示する仲裁人候補者の中から、7 日以内に調停人を選任する。
- ② 調停人の選任後、当事者と調停人は、調停費用及び手続について合意する。裁判所が調停人となる場合には、調停費用は無料であり、調停の手続についてのみ合意する。
- ③ 調停は、裁判所が調停人の選任について通知を受けた日又は裁判所が調停人を選任した日から 60 日以内に終了しなければならない。裁判所は、自ら、又は当事者の共同での申立てにより、この期間を 30 日間を超えない期間で延長できる。
- ④ 調停人は、調停手続の結果につき、裁判所に報告をする。
- ⑤ 調停により和解に達すると、裁判所以外の者が調停を行ったときは、書面で和解契約を作成し、当事者、訴訟代理人及び調停人が署名し、拇印を押印

し、裁判所は、当該和解の内容を記録し、そのとおりの命令を発する。裁判所が自ら調停を行ったときは、裁判所は調書を作成し、同様に命令を行う。

⑥ 調停により和解に達しなかったときは、裁判所は訴訟手続を続行する。

当事者が裁判外で和解契約を締結した場合について、和解契約の執行については、法令上特別な規定は存在せず、通常の契約と同様に執行される。

4. ADR の利用の実情

仲裁を含む ADR については、訴訟のほうが ADR に比して費用が抑えられる場合が多い利点があるとの指摘もあるものの、バングラデシュにおける私的紛争やビジネス上の紛争については、仲裁が利用されることが多いのが近年の傾向である。

特に国際取引においては、第三国での仲裁が紛争解決方法として合意される例が増えてきている。

調停は、一般的にはあまり紛争解決の方法としては利用されていないようであるが、どの程度調停が用いられているかについて、利用可能な統計は存在しない。

第二部 別紙 バングラデシュ民事訴訟法の条文（抄訳）

以下は、第二部において引用したバングラデシュの憲法、民事訴訟法、民事裁判所法、証拠法及び仲裁法の条文のうち、主要なものについて筆者らにおいて日本語に翻訳したものである。以下の日本語訳の参照に当たっては、公的な資料に基づく翻訳ではないことに留意されたい。

1. 憲法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第 94 条</p> <p>(1) 上訴部及び高等裁判所部からなるバングラデシュの最高裁判所（バングラデシュ最高裁判所として知られる）を設けなければならない</p>	<p>94.</p> <p>(1) There shall be a Supreme Court for Bangladesh (to be known as the Supreme Court of Bangladesh) comprising the Appellate Division and the High Court Division.</p>
<p>第 95 条</p> <p>(1) 最高裁判所長官は大統領が任命し、他の裁判官は最高裁判所長官との協議を経て大統領が任命する。</p>	<p>95.</p> <p>(1) The Chief Justice shall be appointed by the President, and the other Judges shall be appointed by the President after consultation with the Chief Justice.</p>
<p>第 103 条</p> <p>(1) 上訴部は、高等裁判所部の判決、命令、決定及び言渡しに係る上訴について審理し、判断をする管轄権を有する。</p> <p>(2) 高等裁判所部の判決、命令、決定及び言渡しについては、次に掲げる場合には、権利として上訴部に上訴できる。</p> <p>(a) 高等裁判所部が、事件が憲法の解釈に関する重要な事項を含むと証する場合</p> <p>(b) 高等裁判所部が、死刑判決を維持し、死刑に処し、又は終身刑に処す場合</p> <p>(c) 高等裁判所部が、当該部における法廷侮辱により刑を科す場合、その他国会法に定める場合</p> <p>(3) 高等裁判所部の判決、命令、決定及び言渡しについての上訴部への上訴は、第 2 項に該当しない場合は、上訴部が上訴の許可を与えたときに限り許される。</p>	<p>103.</p> <p>(1) The Appellate Division shall have jurisdiction to hear and determine appeals from judgments, decrees, orders or sentences of the High Court Division.</p> <p>(2) An appeal to the Appellate Division from a judgment, decree, order or sentence of the High Court Division shall lie as of right where the High Court Division –</p> <p>(a) certifies that the case involves a substantial question of law as to the interpretation of this Constitution ; or</p> <p>(b) has confirmed a sentence of death or sentenced a person to death or to imprisonment for life ; or</p> <p>(c) has imposed punishment on a person for contempt of that division ; and in such other cases as may be provided for by Act of Parliament.</p> <p>(3) An appeal to the Appellate Division from a judgment, decree, order or sentence of the High Court Division in a case to which clause (2) does</p>

	not apply shall lie only if the Appellate Division grants leave to appeal.
--	----------------------------------------------------------------------------

2. 民事訴訟法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第9条 裁判所は（本法律に含まれる条項に従い）明示的又は黙示的に裁判権の行使が禁止される訴訟を除く民事的性質を有する全ての訴訟を行う管轄を有する。</p>	<p>9. The Courts shall (subject to the provisions herein contained) have jurisdiction to try all suits of a civil nature excepting suits of which their cognizance is either expressly or impliedly barred.</p>
<p>第13条 外国判決は、次に掲げる場合を除き、同一の当事者間、又は同一の資格の下で訴訟を行った当事者間で、直接司法判断の下された事項について確定する。</p> <p>(a) 外国判決が裁判権を有する法域の裁判所によりされたものでないとき</p> <p>(b) 外国判決が請求の実体についてされたものではないとき</p> <p>(c) 手続の外見上、国際法の誤った適用に基づくものであるか、バングラデシュ法が適用される場合にバングラデシュ法の適用をしないとき</p> <p>(d) 判決のされた手続が正義に反するとき</p> <p>(e) 外国判決が詐欺により得られたものであるとき</p> <p>(f) バングラデシュにおいて効力を有する法の違反に基づく請求であるとき</p>	<p>13. A foreign judgment shall be conclusive as to any matter thereby directly adjudicated upon between the same parties or between parties under whom they or any of them claim litigating under the same title except-</p> <p>(a) where it has not been pronounced by a Court of competent jurisdiction;</p> <p>(b) where it has not been given on the merits of the case;</p> <p>(c) where it appears on the face of the proceedings to be founded on an incorrect view of international law or a refusal to recognise the law of Bangladesh in cases in which such law is applicable;</p> <p>(d) where the proceedings in which the judgment was obtained are opposed to natural justice;</p> <p>(e) where it has been obtained by fraud;</p> <p>(f) where it sustains a claim founded on a breach of any law in force in Bangladesh.</p>
<p>第15条 全ての訴訟は、裁判を行うことのできるもっとも下級の裁判所に提起しなければならない。</p>	<p>15. Every suit shall be instituted in the Court of the lowest grade competent to try it.</p>
<p>第16条 法律に定める金銭その他の制限に従い、</p> <p>(a) 賃料又は利益を伴うか、伴わない不動産の回復</p>	<p>16. Subject to the pecuniary or other limitations prescribed by any law, suits-</p> <p>(a) for the recovery of immovable property with or without rent or profits,</p>

<p>(b) 不動産の分割</p> <p>(c) 不動産の抵当権又は担保権の実行、売却及び買戻し</p> <p>(d) 不動産のその他の権利利益についての決定</p> <p>(e) 不動産の権利侵害の賠償</p> <p>(f) 現に自教的差押え又は差押えを受けている動産の回復</p> <p>の訴訟は、その財産の所在地、又は(c)号に掲げる訴訟の場合には訴訟原因の全部又は一部が生じた場所を管轄する地理的範囲内の裁判所に提起しなければならない。</p> <p>ただし、被告が保有し、又は被告のために保有されている不動産について救済を求める訴訟及び当該不動産についての権利侵害に係る賠償を求める訴訟については、求める救済の全部が被告の履行によって実現可能なものである場合には、その財産の所在地、(c)号に掲げる訴訟の場合には訴訟原因の全部又は一部が生じた場所、又は被告が現実かつ任意に居住し、事業を行い、若しくは本人が利益を得るために働く場所を管轄する裁判所に、訴えを提起しなければならない。</p>	<p>(b) for the partition of immovable property,</p> <p>(c) for foreclosure, sale or redemption in the case of a mortgage of or charge upon immovable property,</p> <p>(d) for the determination of any other right to or interest in immovable property,</p> <p>(e) for compensation for wrong to immovable property,</p> <p>(f) for the recovery of movable property actually under distraint or attachment,</p> <p>shall be instituted in the Court within the local limits of whose jurisdiction the property is situate, or, in the case of suits referred to in clause (c), at the place where the cause of action has wholly or partly arisen:</p> <p>Provided that a suit to obtain relief respecting, or compensation for wrong to, immovable property held by or on behalf of the defendant may, where the relief sought can be entirely obtained through his personal obedience, be instituted either in the Court within the local limits of whose jurisdiction the property is situate, or, in the case of suits referred to in clause (c), at the place where the cause of action has wholly or partly arisen, or in the Court within the local limits of whose jurisdiction the defendant actually and voluntarily resides, or carries on business, or personally works for gain.</p>
<p>第 19 条</p> <p>人又は動産についての権利侵害に関する訴訟は、原告の選択により、権利侵害地を管轄する地域的範囲内の裁判所、又は被告が現実かつ任意に居住し、事業を行い、又は本人が利益を得るために働く場所を管轄する地域的範囲内の裁判所のいずれかの裁判所に提起することができる。</p>	<p>19.</p> <p>Where a suit is for compensation for wrong done to the person or to movable property, if the wrong was done within the local limits of the jurisdiction of one Court and the defendant resides, or carries on business, or personally works for gain, within the local limits of the jurisdiction of another Court, the suit may be instituted at the option of the plaintiff in either of the said Courts.</p>

<p>第 20 条 前述の制限に従い、全ての訴訟は、次に掲げる管轄の地理的範囲内の裁判所に提起しなければならない</p> <p>(a) 被告、又は 2 人以上の被告がいるときは被告のいずれもが、訴訟の開始時において、現実かつ任意に居住し、事業を行い、又は本人が利益を得るために働く場所</p> <p>(b) 2 人以上の被告がいる場合において、いずれかの被告が現実かつ任意に居住し、事業を行い、若しくは本人が利益を得るために働く場所。ただし、この場合においては、裁判所の許可を得たとき、又は当該管轄地域内で現実かつ任意に居住せず、事業を行っておらず、及び本人が利益を得るために働いていない当事者が黙認したとき</p> <p>(c) 訴訟原因の一部又は全部が発生した場所を管轄する裁判所</p>	<p>20. Subject to the limitations aforesaid, every suit shall be instituted in a Court within the local limits of whose jurisdiction.-</p> <p>(a) the defendant, or each of the defendants where there are more than one, at the time of the commencement of the suit, actually or voluntarily resides, or carries on business, or personally works for gain; or</p> <p>(b) any of the defendants, where there are more than one, at the time of the commencement of the suit, actually or voluntarily resides, or carries on business, or personally works for gain, provided that in such case either the leave of the Court is given, or the defendants who do not reside, or carry on business, or personally work for gain, as aforesaid, acquiesce in such institution; or</p> <p>(c) the cause of action, wholly or in part, arises.</p>
<p>第 27 条 訴訟が適式に開始されたときは、被告に対して、出頭して請求に対する答弁を行うための召喚状を發し、前述の方法により送達することができる。</p>	<p>27. Where a suit has been duly instituted, a summons may be issued to the defendant to appear and answer the claim and may be served in manner prescribed.</p>
<p>第 30 条 別に規定される条件及び制限に従い、裁判所は、職権で、又は当事者の申立てにより、</p> <p>(a) 質問書の作成及び回答、文書及び事実の認否、並びに文書その他証拠として提出できる物の発見、検査、提出、押収、返還に関する全ての事項について必要又は合理的と認める命令をし、</p> <p>(b) 証言、文書の提出又はその他の前述の目的のために出頭が必要となる者に対して召喚状を發し、</p> <p>(c) 宣誓供述書により事実を証明するよう命じ</p>	<p>30. Subject to such conditions and limitations as may be prescribed, the Court may, at any time, either of its own motion or on the application of any party,-</p> <p>(a) make such orders as may be necessary or reasonable in all matters relating to the delivery and answering of interrogatories, the admission of documents and facts, and the discovery, inspection, production, impounding and return of documents or other material objects producible as evidence;</p> <p>(b) issue summonses to persons whose attendance is required either to give evidence or to produce documents or such other objects as aforesaid;</p> <p>(c) order any fact to be proved by affidavit.</p>

<p>ることができる。</p>	
<p>第 31 条 第 27 条、第 28 条及び第 29 条の規定は、証言又は文書その他の有体物の提出のための召喚状について準用する。</p>	<p>31. The provisions in sections 27, 28 and 29 shall apply to summonses to give evidence or to produce documents or other material objects.</p>
<p>第 32 条 裁判所は、第 30 条に従い召喚状を發せられた者の出頭を強制することができ、その目的のために、</p> <p>(a) その者についての勾引状を發し、</p> <p>(b) その者の財産を差し押さえ、売却し、</p> <p>(c) その者に 500 タカを超えない罰金を科し、</p> <p>(d) その者に出頭のための担保の提供を命じ、従わない場合には民事刑務所に収監することができる。</p>	<p>32. The Court may compel the attendance of any person to whom a summons has been issued under section 30 and for that purpose may-</p> <p>(a) issue a warrant for his arrest;</p> <p>(b) attach and sell his property;</p> <p>(c) impose a fine upon him not exceeding five hundred Taka;</p> <p>(d) order him to furnish security for his appearance and in default commit him to the civil prison.</p>
<p>第 33 条 裁判所は、事件の審理を行った後、判決の言渡しを行い、判決書を作成しなければならない。</p>	<p>33. The Court, after the case has been heard, shall pronounce judgment, and on such judgment a decree shall follow.</p>
<p>第 35 条 (1) 規定される条件及び制限並びにその当時において効力を有する法律の規定に従い、全ての訴訟の、及び訴訟に伴う費用は、裁判所の裁量により、裁判所は、当該費用を誰が支払い、どの財産により支払われ、どの範囲で支払われるかを決定し、前述の目的のために必要な全ての指示を行う完全な権限を有する。裁判所が裁判を行う管轄権を有しないという事実は、そのような権限の行使を妨げるものではない。</p>	<p>35. (1) Subject to such conditions and limitations as may be prescribed, and to the provisions of any law for the time being in force, the costs of and incident to all suits shall be in the discretion of the Court, and the Court shall have full power to determine by whom or out of what property and to what extent such costs are to be paid, and to give all necessary directions for the purposes aforesaid. The fact that the Court has no jurisdiction to try the suit shall be no bar to the exercise of such powers.</p>
<p>第 35B 条 (1) 訴訟又は手続のいずれの段階においても、裁判所の指定する期間内に申立て又は反論がされなかった場合には、裁判所は、当該当事者が他の当事者に生じた 2000 タカを超えない費用を支払わない限り、当該申立て又は反論を期</p>	<p>35B. (1) If at any stage of a suit or proceeding, an application or written objection is not filed within the time fixed by the Court, such application or written objection, as the case may be, shall not be admitted for hearing without payment by that party</p>

<p>日において許容しない。</p> <p>(2) 答弁書の提出後において訴訟当事者が申立てを行った場合であって、裁判所の判断によれば当該申立てはより早い時期に可能又はすべきもので、訴訟の主手続の進行を遅らせるものであるときは、裁判所は、申立てを認めることができるが、申立当事者が相手方当事者に 3000 タカを超えない範囲で裁判所が定める費用を支払うのでなければ当該申立ての審理をし、処理をしてはならず、当該費用を支払わないときは、申立てを拒絶しなければならない。</p>	<p>of such cost to the other party not exceeding two thousand taka.</p> <p>(2) If after filing of written statement, any party to the suit makes an application in respect of any matter which, in the opinion of the Court, could and ought to have been made earlier, and is likely to delay the main proceeding of the suit, the Court may admit, but shall not hear and dispose of the application, without payment by that party of such cost to the other party not exceeding three thousand taka, as it shall determine and direct, and upon failure to pay the cost, the application shall stand rejected.</p>
<p>第 44A 条</p> <p>(1) 相互の保証のある地域の最上級裁判所のした判決書の謄本が地方裁判所に提出されたときは、当該判決書は、地方裁判所によりされたのと同様にバングラデシュにおいて執行することができる。</p>	<p>44A.</p> <p>(1) Where a certified copy of a decree of any of the superior Courts of any reciprocating territory has been filed in a District Court, the decree may be executed in Bangladesh as if it had been passed by the District Court.</p>
<p>第 89A 条</p> <p>(1) 2003 年貸金裁判所法（2003 年法律第 8 号）の下での訴訟を除き、答弁書の提出後、全ての係争当事者が自ら又は訴訟代理人により裁判所に出頭した場合には、裁判所は、審理期日を延期し、訴訟に係る紛争の和解のための調停を行い、又は調停による和解を試みるために、紛争を当事者の任命する訴訟代理人、訴訟代理人が任命されていないときは当事者、又は地方判事が第 10 項に従い準備する委員から選任する調停人による調停に付さなければならない。</p>	<p>89A.</p> <p>(1) Except in a suit under the Artha Rin Adalat Ain, 2003 (Act No. 8 of 2003), after filing of written statement, if all the contesting parties are in attendance in the Court in person or by their respective pleaders, the Court shall, by adjourning the hearing, mediate in order to settle the dispute or disputes in the suit, or refer the dispute or disputes in the suit to the engaged pleaders of the parties, or to the party or parties, where no pleader or pleaders have been engaged, or to a mediator from the panel as may be prepared by the District Judge under sub-section (10), for undertaking efforts for settlement through mediation.</p>
<p>第 89B 条</p> <p>(1) 訴訟当事者が、手続のいずれかの段階において訴訟に係る紛争の解決のために仲裁に付すことを理由として訴訟を取り下げを申し立てたときは、裁判所は、申立てを認め、訴訟の取下げを許さなければならないが、紛争は、その後、適用のある限りにおいて 2001 年仲裁法（2001 年法律第 1 号）に従って解決されなければならない。</p>	<p>89B.</p> <p>(1) If the parties to a suit, at any stage of the proceeding, apply to the Court for withdrawal of the suit on ground that they will refer the dispute or disputes in the suit to arbitration for settlement, the Court shall allow the application and permit the suit to be withdrawn; and the dispute or disputes, thereafter, shall be settled in accordance with Salish Ain, 2001 (Act No. 1 of 2001) so far as may</p>

<p>ただし、理由を問わず、付された仲裁手続が行われない場合、又は仲裁判断がされない場合には、当事者は、本項の下で取下げが認められた訴訟を再度提起する権利を有する。</p>	<p>be applicable:</p> <p>Provided that, if, for any reason, the arbitration proceeding referred to above does not take place or an arbitral award is not given, the parties shall be entitled to re-institute the suit permitted to be withdrawn under this sub-section.</p>
<p>第 89C 条</p> <p>(1) 上訴裁判所は、上訴が規則第 41 章の下での原判決に対する上訴であって、原審で争った当事者と同一の当事者又は原紛争当事者に代わる当事者間のものであるときは、上訴に係る紛争を和解により解決するため、上訴について調停をするか、上訴を調停に付さなければならない。</p>	<p>89C.</p> <p>(1) An Appellate Court shall mediate in an appeal or refer the appeal for mediation in order to settle the dispute or disputes in that appeal, if the appeal is an appeal from original decree under Order XLI, and is between the same parties who contested in the original suit or the parties who have been substituted for the original contesting parties.</p>
<p>第 94 条</p> <p>裁判所は、正義に反することとなることを防止するため、命じられるところに従い、</p> <p>(a) 出頭のための担保を提供すべきでない理由を示させるために、被告に対して勾引状を発して裁判所に出頭させ、被告が担保に係る命令に従わないときは民事刑務所に被告を収監し、</p> <p>(b) 被告に対して、被告に属する財産を提出し、裁判所の処分委ねることについての担保提供を命じ、又は財産の差押えを命じ、</p> <p>(c) 仮差止めを行い、違反した場合は違反者を民事刑務所に収監し、違反者の財産を差し押さえて売却することを命じ、</p> <p>(d) 財産について財産保全管理人を任命し、その財産を差し押さえて売却することによりその義務の履行を強制し、</p> <p>(e) 裁判所が公正で便利であると判断するその他の中間決定をすることができる。</p>	<p>94.</p> <p>In order to prevent the ends of justice from being defeated the Court may, if it is so prescribed,-</p> <p>(a) issue a warrant to arrest the defendant and bring him before the Court to show cause why he should not give security for his appearance, and if he fails to comply with any order for security commit him to the civil prison;</p> <p>(b) direct the defendant to furnish security to produce any property belonging to him and to place the same at the disposal of the Court or order the attachment of any property;</p> <p>(c) grant a temporary injunction and in case of disobedience commit the person guilty thereof to the civil prison and order that his property be attached and sold;</p> <p>(d) appoint a receiver of any property and enforce the performance of his duties by attaching and selling his property;</p> <p>(e) make such other interlocutory orders as may appear to the Court to be just and convenient.</p>
<p>第 96 条</p> <p>(1) 本法律又はその当時において有効な他の法</p>	<p>96.</p> <p>(1) Save where otherwise expressly provided in the</p>

<p>律において明示的に異なる旨を定める場合を除き、原審として管轄権を行使した裁判所とした全ての判決に対する上訴は、当該裁判所の決定についての上訴の審理を行う権限を有する裁判所に対して行う。</p>	<p>body of this Code or by any other law for the time being in force, an appeal shall lie from every decree passed by any Court exercising original jurisdiction to the Court authorised to hear appeals from the decisions of such Court.</p>
<p>第 107 条 (1) 規定される条件及び制限に従い、上訴裁判所は、</p> <p>(a) 事件の終局判決をし、</p> <p>(b) 事件を差戻し、</p> <p>(c) 争点を画定し、それをトライアルに付し、</p> <p>(d) 追加の証拠を採用し、採用するよう要求する権限を有する。</p>	<p>107. (1) Subject to such conditions and limitations as may be prescribed, an Appellate Court shall have power-</p> <p>(a) to determine a case finally;</p> <p>(b) to remand a case;</p> <p>(c) to frame issues and refer them for trial;</p> <p>(d) to take additional evidence or to require such evidence to be taken.</p>

3. 民事裁判所法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第3条 次に掲げる級の民事裁判所を設ける。</p> <p>(a) 地方判事裁判所</p> <p>(b) 追加地方判事裁判所</p> <p>(c) 共同地方判事裁判所、</p> <p>(d) 上級判事補裁判所</p> <p>(e) 判事補裁判所</p>	<p>3.</p> <p>There shall be following classes of Civil Courts, namely:-</p> <p>(a) the Court of the District Judge;</p> <p>(b) the Court of the Additional District Judge;</p> <p>(c) the Court of the Joint District Judge;</p> <p>(d) the Court of the Senior Assistant Judge; and</p> <p>(e) the Court of the Assistant Judge.</p>
<p>第18条 その時において効力を有する法律において別に規定する場合を除き、地方判事又は共同地方判事の管轄は、1908年民事訴訟法第15条の規定に従い、その時において民事裁判所の裁判権の及ぶ全ての訴訟の第一審に及ぶ。</p>	<p>18.</p> <p>Save as otherwise provided by any enactment for the time being in force, the jurisdiction of a District Judge or Joint District Judge extends, subject to the provisions of section 15 of the Code of Civil Procedure, 1908 to all original suits for the time being cognizable by Civil Courts.</p>
<p>第19条 その時において効力を有する法律において別に規定する場合を除き、上級判事補裁判所及び判事補裁判所の管轄は、それぞれ訴額が40万タカ及び20万タカを超えない全ての訴訟に及ぶ。</p>	<p>19.</p> <p>Save as otherwise provided by any enactment for the time being in force, the jurisdiction of a Senior Assistant Judge and an Assistant Judge shall extend to all suits of which the value does not exceed four lac Taka and two lac Taka respectively.</p>
<p>第20条 (1) その時において効力を有する法律において別に規定する場合を除き、地方判事及び追加地方判事の判決又は命令に対する上訴は、高等裁判所部にする。</p>	<p>20.</p> <p>(1) Save as otherwise provided by any enactment for the time being in force, an appeal from a decree or order of a District Judge or Additional District Judge shall lie to the High Court Division.</p>
<p>第21条 (1) 前述の場合を除き、共同地方判事の判決又は命令に対する上訴は、</p> <p>(a) 判決若しくは命令がされた原審、手続の生じた原審の訴額が50万タカを超えないときは、地方判事にし、</p>	<p>21.</p> <p>(1) Save as aforesaid, an appeal from a decree or order of a Joint District Judge shall lie-</p> <p>(a) to the District Judge where the value of the original suit in which or in any proceeding arising out of which the decree or order was made did not exceed five lac Taka and</p>

(b) それ以外の場合には、高等裁判所部にする。

(2) 前述の場合を除き、上級判事補又は判事補の判決又は命令に対する上訴は、地方判事にする。

(b) to the High Court Division in any other case.

(2) Save as aforesaid, an appeal from a decree or order of a Senior Assistant Judge or an Assistant Judge shall lie to the District Judge.

4. 証拠法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>59 条 文書の内容を除く全ての事実は、口頭証拠により証明することができる。</p>	<p>59. All facts, except the contents of documents, may be proved by oral evidence.</p>
<p>60 条 口頭証拠は、全ての場合において、直接でなければならぬ。すなわち、</p> <p>見ることのできる事実に関するものであるときは、それを見たという証人の証言でなければならず、</p> <p>聞くことのできる事実に関するものであるときは、それを聞いたという証人の証言でなければならず、</p> <p>その他の感覚により、又はその他の方法により感知できる事実に関するものであるときは、それを感知したという証人の証言でなければならず、</p> <p>意見又は意見の基となる根拠に関するものであるときは、その根拠に基づき意見を有する人の証言でなければならぬ。</p> <p>ただし、一般に販売されている論文中で表明された専門家の意見及びその意見の基となった根拠は、その著者が死亡しているか、発見できないか、証言する能力を有しないか、裁判所が不合理と認める遅延又は費用なしには証人として呼ぶことができない場合には、その論文の提出によって証明することができる。</p> <p>ただし、口頭証拠が文書以外の有体物の存在又は状態に係るものであるときは、裁判所は、適当と認める場合には、検証のためその有体物の提出を要求することができる。</p>	<p>60. Oral evidence must, in all cases whatever, be direct; that is to say-</p> <p>if it refers to a fact which could be seen, it must be the evidence of a witness who says he saw it;</p> <p>if it refers to a fact which could be heard, it must be the evidence of a witness who says he heard it;</p> <p>if it refers to a fact which could be perceived by any other sense or in any other manner, it must be the evidence of a witness who says he perceived it by that sense or in that manner;</p> <p>if it refers to an opinion or to the grounds on which that opinion is held, it must be the evidence of the person who holds that opinion on those grounds:</p> <p>Provided that the opinions of experts expressed in any treatise commonly offered for sale, and the grounds on which such opinions are held, may be proved by the production of such treatises if the author is dead or cannot be found, or has become incapable of giving evidence, or cannot be called as a witness without an amount of delay or expense which the Court regards as unreasonable:</p> <p>Provided also that, if oral evidence refers to existence or condition of any material thing other than a document, the Court may, if it thinks fit, require the production of such material thing for its inspection.</p>
<p>74 条 次に掲げる文書は、公的文書である。</p>	<p>74. The following documents are public documents:-</p>

<p>(1) 次に掲げる行為を構成する文書又は行為の記録</p> <p>(i) 主権</p> <p>(ii) 公的機関及び法廷</p> <p>(iii) バングラデシュ、イギリス連邦又は外国の公務員、立法、司法及び行政</p> <p>(2) 私的文書についてバングラデシュに保管されている公的記録</p>	<p>(1) documents forming the acts or records of the acts-</p> <p>(i) of the sovereign authority,</p> <p>(ii) of official bodies and tribunals, and</p> <p>(iii) of public officers, legislative, judicial and executive of any part of Bangladesh or of the Commonwealth, or of a foreign country;</p> <p>(2) public records kept in Bangladesh of private documents.</p>
<p>第 76 条</p> <p>公的文書はいかなる人も検査をする権利を有し、公的文書を保管する全ての公務員は、当該人に対して、要求に応じて、法的な費用の支払いを受けて、その全部又は一部（場合による）が当該文書の真正な写しであることを文書の末尾に記載して証した文言を付した写しを交付しなければならず、当該証明には日付を付し、当該公務員が名前及び公的役職を付して署名し、当該公務員が法律により印章を使用することが許されている場合には押印しなければならず、当該証明が付された写しを謄本という。</p>	<p>76.</p> <p>Every public officer having the custody of a public document, which any person has a right to inspect, shall give that person on demand a copy of it on payment of the legal fees therefor, together with a certificate written at the foot of such copy that it is a true copy of such document or part thereof, as the case may be, and such certificate shall be dated and subscribed by such officer with his name and his official title, and shall be sealed, whenever such officer is authorized by law to make use of a seal, and such copies so certified shall be called certified copies.</p>
<p>第 125 条</p> <p>治安判事又は警察官は、犯罪の実行に関して知った情報について発言を強制されない。歳入官は、公的歳入に対する犯罪の実行に関して知った情報について発言を強制されない。</p>	<p>125.</p> <p>No Magistrate or Police-officer shall be compelled to say whence he got any information as to the commission of any offence, and no Revenue-officer shall be compelled to say whence he got any information as to the commission of any offence against the public revenue.</p>
<p>第 126 条</p> <p>弁護士は、許されるときはいつでも、依頼者の明示の同意がない限り、弁護士としての委任の任務遂行の過程で、又は委任のために依頼者が自らした、又は依頼者に代わってされた自身へのコミュニケーションを開示してはならず、専門家としての委任の任務遂行の過程又は委任の目的のために知った文書の内容及び状況を述べてはならず、そのような委任の任務遂行の過程又は委任の目的のために依頼者にした助</p>	<p>126.</p> <p>No Advocate shall at any time be permitted, unless with his client's express consent, to disclose any communication made to him in the course and for the purpose of his employment as such Advocate by or on behalf of his client, or to state the contents or condition of any document with which he has become acquainted in the course and for the purpose of his professional employment, or to disclose any advice given by him to his client in</p>

<p>言の内容を公表してはならない。</p> <p>ただし、本条の定めは、次に掲げるものを開示から保護するものではない。</p> <p>(1) 違法な目的を助長するコミュニケーション</p> <p>(2) 弁護士が委任の遂行の過程において覚知した委任の開示時から詐欺が行われたことを示す事実</p> <p>そのような弁護士の注意が依頼者によって、又は依頼者に代わってそのような事実に向けられていたかどうかは、重要ではない。</p>	<p>the course and for the purpose of such employment:</p> <p>Provided that nothing in this section shall protect from disclosure—</p> <p>(1) any such communication made in furtherance of any illegal purpose:</p> <p>(2) any fact observed by any Advocate, in the course of his employment as such, showing that any crime of fraud has been committed since the commencement of his employment.</p> <p>It is immaterial whether the attention of such Advocate was or was not directed to such fact by or on behalf of his client.</p>
<p>132 条</p> <p>証人は、訴訟又は民事若しくは刑事手続で問題となっている事項に関連する事項について、質問への回答が自己を有罪とし、直接的若しくは間接的に自己を有罪とする可能性があること、又は証言が自己を刑罰や没収の危険にさらし、若しくは直接的若しくは間接的にさらす可能性のあることを理由として証言を拒むことはできない。</p> <p>ただし、そのような証人が証言することを強制された回答は、そのような回答により虚偽の証言をしたとの起訴の場合を除き、当該証人の逮捕又は起訴のために用いることはできず、刑事手続で回答者に反する証明をするために用いることはできない。</p>	<p>132.</p> <p>A witness shall not be excused from answering any question as to any matter relevant to the matter in issue in any suit or in any civil or criminal proceeding, upon the ground that the answer to such question will criminate, or may tend directly or indirectly to criminate, such witness, or that it will expose, or tend directly or indirectly to expose, such witness to a penalty or forfeiture of any kind:</p> <p>Provided that no such answer, which a witness shall be compelled to give, shall subject him to any arrest or prosecution, or be proved against him in any criminal proceeding, except a prosecution for giving false evidence by such answer.</p>
<p>138 条</p> <p>証人については、最初に主尋問を行い、続いて（相手方当事者が希望すれば）反対尋問を行い、（証人を申請した当事者が希望すれば）再主尋問を行わなければならない。</p> <p>主尋問及び反対尋問は関連のある事実に関連するものでなければならないが、反対尋問は証人が主尋問で証言した事実に関連されるものではない。</p>	<p>138.</p> <p>Witnesses shall be first examined-in-chief, then (if the adverse party so desires) cross-examined, then (if the party calling him so desires) re-examined.</p> <p>The examination and cross-examination must relate to relevant facts but the cross-examination need not be confined to the facts to which the witness testified on his examination-in-chief.</p>

5. 仲裁法（抄訳）

日本語訳	原文
<p>第46条</p> <p>(1) 外国仲裁判断の承認又は執行は、次の各号に掲げる場合にのみ拒否することができる。</p> <p>(a) 判断が不利益に援用される当事者が裁判所に次の証明を提出した場合</p> <p>(i) 仲裁合意の当事者が無能力であったこと</p> <p>(ii) 仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律により、有効でないこと</p> <p>(iii) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと</p> <p>(iv) 外国仲裁判断が、仲裁付託の範囲内でない事項に関する判断を含むこと</p> <p>ただし、仲裁に付託された事項に関する判断が付託されなかった事項に関する判断から分離されうるときは、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。</p> <p>(v) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者の合意に従っていなかったこと、又はかかる合意がないときは、仲裁が行われた国の法律に従っていなかったこと</p> <p>(vi) 判断が未だ当事者を拘束するにいたりないか、その判断がされた国又はその法律の下で判断がなされたところの国の権限を有する当局により取り消され、又は停止されたこと</p> <p>(b) 外国仲裁判断の承認又は執行が求められている裁判所が次のことを認めた場合</p>	<p>46.</p> <p>(1) Recognition or execution of foreign arbitral award may be refused only on the following grounds, namely-</p> <p>(a) if the party against whom it is invoked furnishes proof to the Court that</p> <p>(i) a party to the arbitration agreement was under some incapacity;</p> <p>(ii) the arbitration agreement is not valid under the law to which the parties have subjected it;</p> <p>(iii) the party against whom the award is invoked was not given proper notice of the appointment of the arbitrator or of the arbitral proceedings or was otherwise unable due to some reasonable causes to present his case; or</p> <p>(iv) the concerned foreign arbitral award contains decisions on matters beyond the scope of the submission to arbitration;</p> <p>Provided that, if the decisions on matters submitted to arbitration can be separated from those not so submitted, that part of the award which contains decisions on matters submitted to arbitration may be recognised and enforced;</p> <p>(v) the composition of the arbitral tribunal or the arbitral procedure was not in accordance with the agreement of the parties or, in absence of such agreement was not in accordance with the law of the country where the arbitration took place;</p> <p>(vi) the award has not yet become binding on the parties, or has been set aside or suspended by a competent authority of the country in which, or under the law of which, that award was made; or</p> <p>(b) the court in which recognition or execution of the foreign arbitral award is sought, finds that –</p>

<p>(i) 紛争の対象事項が、バングラデシュの法律の下では、仲裁による解決が不可能であること</p> <p>(ii) 外国仲裁判断の承認及び執行が、バングラデシュの公序に反すること</p>	<p>(i) the subject matter of the dispute is not capable of settlement by arbitration under the law for the time being in force in Bangladesh; or</p> <p>(ii) the recognition and execution of the foreign arbitral award is in conflict with the public policy of Bangladesh.</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------